

# 高田短期大学 介護・福祉研究

---

第 4 号

高田短期大学介護福祉研究センター

平成 30 年 3 月

## 高齢者のおしゃれへの関心と生活の質の向上

研究員 福田 洋子

平成 22 年の内閣府による「高齢者の日常生活に関する意識調査」で、全国の 60 歳以上の男女 5000 人を対象に調査した結果、高齢者のおしゃれ関心度が高まっていることが報告された。おしゃれについてどの程度関心があるかを尋ねたところ、「おしゃれをしたい」と回答した人の割合は、平成 11 年の調査では、52.9%（男性 38.0%、女性 65.6%）、平成 16 年の調査では、53.4%（男性 39.1%、女性 65.8%）であったが、平成 21 年の調査では、60.2%（男性 47.9%、女性 70.3%）であった。おしゃれへの関心度を比較すると年々増加傾向にある。さらに、日常生活の行動・意識に関する事項において、「日頃から特に心がけていること」については、「健康管理」、「食事」が平成 11 年から平成 21 年で、それぞれ約 60%であり、「衣服（時候、場所、目的にあった服、おしゃれなど）」と回答した人は、平成 11 年と平成 16 年は、それぞれ 8.2%であったが、平成 21 年では、15.2%と大幅に増加していた。服装や流行への関心が高い高齢者は、町内活動やボランティア活動に積極的に参加していること、そして活動能力や生きがい感も高く、メンタルヘルスも良いことなど、高齢期において装いに関心を持つことが、生活の質の向上に繋がることも研究報告されている。

近年、介護や福祉、さらには企業も着目しているウエルビーイング（well-being）は、1946 年の世界保健機関（WHO）憲章草案において、「健康」を定義する中で用いられた言葉である。肉体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態であることを意味しているが、人々の幸福を表すことも多い言葉である。化粧や装いは、人々の幸福感を満たす一つの手段として、おしゃれを楽しむ、おしゃれをして外出する、外に出ることで、自然や人と触れ合う、そのことが楽しい日常を創りだし、生きがいを見出し、生活の質の向上に繋がる役割を担えるのである。つまりウエルビーイングに繋がるのである。

筆者が研究しているブラインドメイク（視覚障害者の化粧）においても、これまで化粧をあきらめていた人からは、「自分で化粧ができるようになったことで、外出が楽しくなった」と報告されている。化粧品を買いに行き、色選びをすることの楽しさ、友達や娘と口紅の新色について会話が弾むと、生き生き楽しそうに語る姿は、幸せの時間を持っている実感である。それほどに、化粧は人を幸せにする力が大きいと感じている。

おしゃれは、若い時だけでなく一生を通じて、自分らしい装いや自分らしい化粧をして楽しむことが必要ではないか。そのためにも、介護や福祉に携わる人々には、高齢者や障害者のおしゃれを楽しむ気持ちを支え、発信していく役割があるのではないかと考える。



# 目 次

## 巻頭言

- 高齢者のおしゃれへの関心と生活の質の向上 …………… 福田 洋子

## 研究論文

三重県における社会福祉事業の歴史(3)

- －昭和初期から終戦までの高田派の社会事業について－ …………… 千草 篤磨…1

介護、社会福祉士養成校の学生及び介護職を目指す

- 社会人経験のある学生のおむつ装着体験の比較 …………… 福田 洋子…13

母子生活支援施設入所世帯の所得変動に関する一考察

- －入所後3年間の所得に注目して－ …………… 武藤 敦士…25

医療事務養成校の学生による「手話」の捉え方と

- 学習の意識に関する研究 …………… 藤重 育子…37

- 健常成人を対象とした伴奏をつけた嚙下体操の効果について …………… 長谷川恭子…45

## 実践報告

- 民生委員・児童委員制度100年の歩みと新任民生委員の活動実践 …… 中川 千代…55

児童養護施設における安全委員会方式の導入と実践

- －聖マッテヤ子供の家の取り組み－ …………… 佐藤信太郎…65

## 研究ノート

- 障害者問題における「同じ」と「違う」の狭間 …………… 山本 啓介…73

センター事業報告 .....	83
高田短期大学介護福祉研究センター規定 .....	87
高田短期大学介護福祉研究センター倫理規定 .....	89
「高田短期大学 介護・福祉研究」投稿規定 .....	90
執筆者紹介 .....	91
編集後記	

研究論文

## 三重県における社会福祉事業の歴史（3） —昭和初期から終戦までの高田派の社会事業について—

千 草 篤 磨

### 1. はじめに

社会福祉事業の歴史において、大正期は揺籃期であった。三重県においても、明治期の終わりに天台宗僧侶の能教海が三重済美学院の礎を築いて、三重県下初の民間社会福祉施設である三重育児院を設立した。また、大正初期には浄土宗僧侶の清水法隆が明照浄済会を設立した。真宗高田派では大正3年（1914）に玉置諦聴が三重県下初の保育所である三重保育院を、大正10年（1921）に真宗高田派本山専修寺が三重養老院（高田慈光院）を、そして大正15年（1926）に多羅尾光照が津市愛児園を開設した。

その後、昭和時代に入り、しばらくは社会事業が発展していくが、この時代は戦争が激化していく中で社会事業の内容が変化していく時期でもある。その中で、高田慈光院の発展、高田幼稚園の開設、そして専精学舎の設立が注目される場所である。この点を中心に終戦までの高田派の社会事業について検討する。

### 2. 「本山報告」に見る高田派の社会事業の取り組み

真宗高田派による月報として明治34年（1901）2月に始まった「本山報告」は、大正期を経て昭和時代も継続して発行されてきた。第二次世界大戦中も発行され続けてきたが、昭和14年（1939）1月号より「本山通報」に改題され、次いで昭和15年（1940）9月号より「高田派宗報」に改題、更に昭和23年（1948）12月号より「真宗高田派宗報」と改題されてきている。また、終戦前後暫くは不定期発行となったが、号数は継続されている。この月報の中から社会事業に関係のある記載を抜粋して、高田派の取り組みを考察する。なお、前回研究対象とした大正期に続いて、本研究においては昭和2年（1927）から昭和20年（1945）の終戦の年までを対象とした。

#### （1）社会事業視察団

「本山報告」昭和2年10月（第321号）に図1のような広告が掲載された。そこには、「社会事業の実際を視察して地方教化の参考に資するため本山社会課では社会事業視察団を組織することとなったので、広告欄に依り参加希望者は成るべく速く申し込まれたい」という本山社会課の説明も記されている。広告欄には、経費は汽車賃自弁、宿泊弁当支給、参加資格は派内僧侶となっている。実際の視察団の様子は以下の通りである。

「なみだの巡禮 有情救済の参考資料として」  
 - 先づ三重縣下の社會病治療機關視察 -

「日本佛教は聖徳太子に依ってその規模を顕示されたる如く、一方に研究と修養、一方に発表と普及、この教学兩者相俟って妙教流通し轉迷開悟の得盆あるものなるが更に太子に依って示されたる如く、形而下的救済の一面を閑却してはならぬ。佛教に社會事業の附帶し來たれるも夫にして靈肉共済の太子の理想は移して以て眞俗二諦の宗風を伝承する專修門流の念とするところではなければならぬ。ここに救世的一面の使命を果たすについての参考資料となすべく、本山社會課に於けるはじめての試みとして、社會事業視察團を計画した。先づ現に行われつつある三重縣下の社會病治療機關を視察することとなり、十一月十八日午前九時二十分山田驛で集合の上二日間に亘って視察をなしたるが、寺院經營上漸次社會事業化の一面の現出せんとする傾向を示しつつある今日、時宜に適する催しとして江湖より多大の賛辞をおくれたことであつた。

第一日目朝來快晴で好視察日和、内外両宮に参拝をなしたる後、如雪園、明照淨濟會、宇治山田市佛教團保育園、神都訓盲院を歴訪し、薄暮山田驛發、阿漕驛下車、保護會を訪うて三重保育院に到り、夜分懇談會を開き、玉置諦聴同義暁両氏参加、社會事業に關する話題に華咲き夜の更くるを忘れて談義し、翌朝同院を振り出しにて津市愛兒園、三重濟美學院、三重縣立盲啞学校、津市保育園、三重縣立國兒學園を歴訪し、本山参詣の後、三重養老院を訪い午後五時解散した。」

は込申加參 切締日十月十一		
▲日程▼ 第一日宇治山田市、第二日津市及河藝郡に於ける社會事業視察 ▲資格▼ 浜内僧侶	社會事業視察團 募團員 本山社會課主催	▲時日▼ 十一月十八日午前九時廿分山田驛集合 ▲經費▼ 汽車賃自辨、宿泊辨當支給 翌十九日午後五時本山にて解散

図1 社会事業視察団募集の広告

(昭和2年12月『本山報告』第323号 pp. 5-6)

この視察団に参加したのは6名であつた。しかし、その内容は充実したものであり、明照淨濟會を始めとして明治・大正期創設の伊勢市及び津市内の社会福祉施設を網羅したものとなっている。高田本山社会課の意気込みが感じられる。ただし、この視察団はその後に実施された記事はなく、1回だけで終わったようである。

(2) 高田本山による社会事業奨励助成金など

社会事業視察団実施の翌昭和3年(1928)4月、高田派内の社会事業奨励のための助成金交付を行っている。対象となったのは、三重保育院、三重感化院、それに大阪の鷺州保

育園にそれぞれ 50 円宛、津市愛児園と三重県社会事業協会にそれぞれ 100 円宛と記されている。

昭和 11 年（1936）9 月には、派内住職の社会事業従事者に対して奨励金が 14 団体に下付されている。具体的には、「高田慈光院、専精學舎、三重保育院、女子那爛陀苑、松阪愛護園、津市愛児園、四日市双葉楽園、白塚愛児園、上野白鳳愛児園、大阪鷺州保育園、濱松朝田幼稚園、豊橋聖眼寺幼稚園、函館真宗寺幼稚園、三重県社会事業聯盟」である。

次に、昭和 15 年（1940）9 月には、派内の事業経営者に対する表彰を行っている。対象となったのは「玉置諦聴（三重保育院）、富山智海（大三隣保館）、三井稔淳（女子那爛陀苑）、市橋玄隆（鷺州保育園）、柳島法縁（海津染香塾）、多羅尾光照（愛児園）、伴田智眼（幼稚園）、平田貞政（教会）、吉尾恵教の 9 名と専精學舎」とである。

### （3）三重県私設社会事業連盟総会

昭和 7 年（1932）6 月に三重県私設社会事業連盟第四回総会が高田慈光院を会場に実施されている。出席団体は、「三重済美學院、三重保育院、白鳳愛児園、三重感化院、三重県保護會、宇治山田市佛教團保育院、九華恵風園、四日市佛教保育院、明照浄濟會、桑名愛児園及び高田慈光院」の 11 団体である。

また、昭和 12 年（1937）4 月には三重県私設社会事業連盟第十四回総会が同じく高田慈光院で開催されている。この時の出席団体は、「三重県保護會、三重済美學院、九華恵風苑、三重照徳園、明照浄濟會、三重保育院、宇治山田市佛教團保育園、松阪愛児園、桑名愛児園、津市愛児園、龍寶園、石水會館、神都養老院、専精學舎及び高田慈光院」の 15 団体であった。

### （4）農繁期託児所及び出征軍人遺家族扶助託児所

農村にある寺院が農繁期に子供を預かる託児は以前から個別に行われてきたところであるが、昭和 7 年（1932）10 月に本山社会課は高田派内寺院に対して「農繁期託児所設置に就いて」と題して、次のように呼びかけている。「時勢の推移は寺門經營者に可成りな不安を與え、決して倫安を許さない。佛徒の中既に社会奉仕に精進して居る者もあれば、猶決意しかねて居る者も多數ある。此際農繁期託児所の經營は我々に與えられた最も理想的な最も効果的な聖業として期待されて居る。各位は萬難を排して此が設置に当たられたく切に其奮起を希望する。」

また、戦争における犠牲者が増加してくると、昭和 12（1937）年 8 月に「高田本山出征軍人遺家族扶助託児所設置趣意書」を出し、特殊救護法施設として高田慈光院と高田幼稚園を託児所として運営することとした。「保育料は徴収せず、託児は年齢を問はず、縣下に限らず各地より申込に應ずる」としたが、実際に託児をしたという記録は残っていない。

### (5) その他の社会事業

その他、大正時代から続いている視覚障害者向けの点字出版が『眞宗勤行集』に加え、昭和2年(1927)4月には、「単行本として盲人教化のため点字読物を刊行する計画」が出された。しかし、実際どの様な点字読物が発行されたのかはその後の「本山報告」には記されていない。また、それまで毎号に掲載されていた「点字高田派勤行集(四六版クロス綴) 實費一部六拾錢」の広告が昭和6年(1931)10月(第369号)で終了している。

また、昭和18年(1943)5月に常磐井堯祺法嗣が癩患者慰問のために岡山県の長島愛生園を訪れた事が記されている。一般社会から隔離され、無癩県運動などが進められていた時に、高田派法嗣が長島愛生園を訪れたことは特記されることである。しかし、その時の詳細は記されていない。

### 3. 三重養老院から高田慈光院へ

大正10年(1921)に設立された三重養老院は、『本山報告』の中で「三重養老院彙報」という専用の欄が設けられ、その時々状況が紹介されるようになった。昭和2年(1927)には収容定員を15名から20名に増員し、昭和4年(1929)11月には三重養老院から高田慈光院へと名称変更をしたことが記されている。高田福祉事業協会発行の『廣恵好日抄-七〇年のあゆみ-』(1991)によれば、この名称変更について次のように紹介されている。設立当初は三重県の意向が働いて「三重養老院」となったようであるが、昭和3年(1928)の理事会において、高田本山が設置したものであるから「三重」を「高田」に改称することが論議された。そこで、高田養老院、高田安楽園、高田安慰園、高田福寿園等の案が出された上で、親鸞聖人の浄土和讃から「高田慈光院」と決定されたものである。

その後、昭和5年(1930)には希望者の数に対して20名の定員では少なすぎることから、院舎を増築して定員を60名とし、将来は100名とする計画が出され、翌昭和6年に新築院舎が完成した。老人の生活内容も充実され、昭和6年(1931)8月から毎月三回の法話会が開催継続されることとなり、「収容者をして法味愛樂せしめた」と記されている。昭和5年(1930)に掲載された「大拡張計画」は以下の通りである。

#### 「高田慈光院 時代の要求に伴い大拡張」

「高田本山唯一の生きたる社会事業である、高田慈光院は去る大正十年六月一日に三重養老院として生まれ、爾來幾多の憐れなる無告の窮民を今日まで約百名を収容したり。現在二十二名は如来の慈悲を受け、御念佛の日暮らしをして居る。想うに現在の院舎は本山末一寺院に改造を加え使用するものにして、其の設備は完全を期し難く、甚だ狭隘を感じて居る。昨年不景氣の影響にてこの種の収容者の申込が相當多數あるも、現在の院舎にては二十名内外より収容する事出来ないで、今回愈々初期の目的たる大拡張を實現することになり、既に敷地九百坪を現一身田役場裏の田圃を求め目下埋立工事に着手し、院舎は河

芸郡玉垣村の元西尾病院建坪式百坪を購入し総経費約壹萬五千圓の豫算を以て建設せんとす。目下着々實行運動に取り掛かり遅くも本年内に完成させる意向である。完成の上は六十名を收容し尚將來第二期工事として増築定員百名の豫定である。」

(昭和5年6月『本山報告』第353号 pp. 20-21)

新築後の経営上の問題は多難であり、「本山報告」を通して、広く一般への寄附を呼びかけている。

### 「高田慈光院彙報 お願い」

「本派社會事業中特に力を注いで居る慈光院は、過般目出度新築院舎へ移轉した。爾來漸次收容者を増加しつゝあり、最大限六十名收容を目標として、關係者一同非常な努力と期待を以て經營の任に當って居る。が遺憾な事には、一方經營費に於て、窮乏を來たした爲め、折角の收容者に對して、充分満足と與へかねる現状である。餘命幾何もなく、寄るべない哀れなこれ等老者に、十分の安堵と満足とを與へてこそ、宗教家として眞實道を歩むものである。

就いては末寺各位に於ても、現下の實狀に同情し、各寺に於て法筵執行の砌り、應分の盆錢寄贈御取持方御勧誘下さるゝ等、適當の方法にて、慈光院經費中へ御補助仰ぎ度く、爰に各位の同情に訴へる次第である。」

(昭和6年9月『本山報告』第368号 p. 6)

この「お願い」に對して、多くの寺院や個人から金銭や物品の寄附が寄せられ、「本山報告」でもその都度報告紹介されている。そして、昭和8年(1933)5月に財団法人として内務大臣より許可された。翌年9月の「本山報告」には、療養舎建築についての記事が見られる。この中で、死亡率の高いことの理由が三点述べられているが、現在の特別養護老人ホームとも共通する記載がある。救護法が在宅救護を基本としていることも同様である。

### 「本院療養舎建築ノ件」

「豫て申請中の療養舎建設(五十七坪)の件は十一月十二日付を以て救護施設に依り三重縣知事より許可せられ直ちに工事に着手中にて來春二月末完成の豫定なり。抑も養老事業が其の究極する所必然醫療機關の整備にあるは斯業關係者の熱望する所で、全國養老事業協會に於いても再三其の必要を提唱審議したるは元より當然のことである。殊に大都市と異なり社會的施設の比較的完備せざる地方小都市に在りては、名は養老院なるも實は養老病院に等しく彼收容者の大部分は疾病にあらざれば不具か癱疾と云う有様にて適當の醫療施設なくしては到底其の事業を經營し能わざる次第である。

本院の統計に依れば創立以來今日までの死亡率は二割乃至四割の死亡率を示し過去平均

三割となり、驚くべき高き死亡率を示して居る。此の高率に就いては下記のような点があるからである。

- 一、地方では隣保扶助の念比較的厚く、病氣其の他のため起居が全く自由を欠くまでは収容を希望せない事。
- 二、従って収容せらるゝ人達は殆ど病人同様の半身不随者か腎臓又は心臓に特別異変なる老衰者のみで、健康者は全く少なき事。
- 三、救護法実施により居宅救護が盛んに行わるゝため、近頃に至って上記の如き傾向一層甚敷き事。

高死亡率原因に就いては兎に角として、過去十三年間の實際的経験により養老事業には是非共療養設備の整頓を痛感せざるを得ないのである。茲に於いて其の實現を見ることの出来得たるは斯業のため洵に同慶に不堪、今後一層關係諸氏の御援助を願うものなり。」

(昭和9年12月『本山報告』第407号1934 pp.10-11)

昭和14年(1939)には全国養老事業協会主催第一回全国養老事業実務者講習会に三重県代表として出席した青山新七郎主事が報告を書いているので、その一部を抜粋する。

### 「今後の養老事業教化取扱に就いて」

「去る十月二日より一週間、全国養老事業協会主催の下に、東京市杉並區上高井戸財團法人浴風園の三階會議室に於いて、全国養老事業第一回実務者講習會が開催せられ、縣學務部長の推薦に依り、高田慈光院より青山主事が出席した。・・・(中略)・・・

會場でありました浴風會に就いて御参考迄に二三述べてみましょう。抑此の財團法人浴風會は大規模の養老事業であつて、収容定員五〇〇名にして東洋一の模範的養老院である。關東大震災に依り大正十四年に生まれ、敷地・・・(中略)・・・殊に醫療方面の完備には實に驚かざるを得ません。醫長は有名な尼子醫博、亦高價なるレントゲンあり、看護婦二十四名従事して居り、亦寮姆十六名の内には女子大出身者が三、四名何時も熱心に従事して居られるのには、只々敬服の外はない、亦一面實に心強いことではありませんか。上京の節社會事業を御視察の場合は、是非々々一度浴風會を御尋ね下さい。御勤め致します。此の浴風會を一度見なければ決して養老事業を語ることは出来んと思ひます。

尚全国養老事業協会は申すまでもなく、我が國養老事業團體よりなる會員組織的の協會で、昭和六年に生まれた。昭和十一年十二月三十一日現在に依り調査したる、全国養老事業團體數は次の通り。

(組織別設立數) 縣立一、市立一七、町立三、財團法人二九、社團法人七、團體經營一一、會員經營二五、個人經營一八、計百十一團體。

(全國収容人員數) 男二三五七人、女二三三〇人、計四六八七人

高田慈光院は全國的収容力から眺め、百十一團體の内先ず第十五位であるが、設備其他

組織の点から見たら、聊か失敬して心強い点が多くある事と存じます。

要するに今回の講習會に対する講習科目等に就いては私は始めから餘り期待はして居りません。然るに出席して講習を受けてみると仲々得る處が多々あった事を感謝して居る次第である。社會事業の終局の目的は、社會事業の必要を感じざる時代を要求して居る。然るに社會から總べて社會事業が廢せらるゝも、最後に残るのは養老事業のみであることを、私は特に痛感して居る。(青山記)』

(昭和14年10月『本山通報』第465号 pp. 6-8)

更に青山主事の報告によると、この講習会には「老人の心理」を東京府立高等学校教授の橋覚勝、「養老事業と宗教」を大正大学教授の長谷川良信という著名な講師が含まれていた。他に、「養老事業管理法」(福原誠三郎・浴風園長)、「収容老人の処遇について」(芦澤威夫・浴風園保護課長)、「老人生理衛生」(尼子富士郎・東京帝大教授)、「社会事業法令大要」(堀田健男・厚生省保護課長)、「社会事業従事員の心得べき基礎觀念」(竹内芳衛・医学博士)など、講習内容は充実したものであったことがうかがえる。「講習を受けてみると仲々得る處が多々あった」という青山主事の感想も頷ける。

なお、昭和18年(1943)3月15日に高田慈光院本館が全焼したが、高田中学生や警防団員による消火活動で他への類焼は免れた事が『高田派宗報』第506号に報告されている。

#### 4. 高田幼稚園

大正14年(1925)9月に開宗700年記念事業として幼稚園を設けたい考えがある旨の記事が掲載されたが、実際に設立されたのは昭和3年(1928)12月で、昭和天皇御大礼記念としての設立となった。なお、津市内の天台真盛宗西來寺においても昭和大礼奉祝記念事業として、昭和4年(1929)4月に龍寶園を開園している。高田幼稚園開園式の様子を「本山報告」から紹介する。

### 「法主猊下の御臨場を仰ぎ 高田幼稚園開園式」 - 兒童宗教教育の根本道場としての使命に邁進せん -

「先に御大典記念事業の一として指定され、大法主猊下多年の御宿望であった『高田幼稚園』は前号所報の通り、諸般の準備愈々成って、十二月十二日午前十時より本山大講堂に於いて、盛大なる開園式が挙行された。これよりさき六日から毎日入園兒童百餘名を集め、開園式當日の禮式を練習しつつあったが、十二日は朝も早くより、お母さん姉さんの付き添いにて大講堂へ賑々しく集い來たり、早くも『兒童國』の出現を思わしむるものがあった。

午前十時、喚鐘の合図と共に、法主猊下は谷幼稚園長、加藤参事其他の寺務所員を従え大講堂へ成らせられると、講堂北口には町有力者多數御迎え申し上げた。

一旦休憩遊ばされた後、御出座御焼香あらせられ、重誓偈念佛回向の勤行があり、引き續き幼稚園の開設は自分の多年の宿望であり、其の源を尋ねれば遠く十九世紀の時代に、独逸にて児童の教養を目的として『キンドル・ガルテン』なる名稱にて、開設されたものが今日の幼稚園の起源であって、児童の純なる気持ちの上に、精神的教養を與えておく事は宗教上から言っても、社會的に眺めても最も必要なる事と考えるが、今般宿志の實現を見るに至りたるは、誠に喜びに堪えない次第である。此上は益々佛祖の精神を我精神とし、二諦の法義に誤りなき様、誠心誠意『高田幼稚園』の發展に努力されたいと云う意味の御懇篤にして且つ御造詣深き御訓示を賜ったので、参列の町有力者を始め、父兄達は何れも崇敬の念に打たれた。次いで谷園長は就任の挨拶旁々、高田幼稚園の生まれ出たる経緯を述べ、法都一身田町に今又、法寶が一つ増えた事は實に慶喜すべき事であり、我が一派の誇りであると喜び、最も幼児の精神は何事も感受性が鋭敏で、成人の一挙一動は善悪共に、彼等の小さき頭脳に深き印象を與うるものであるから今回、大法主猊下の御命により、不才を以て園長に就任したる上は、身を以て範を垂るるの覺悟である故に、宜しく大方の援護を願う旨を述べ、指導者としての立場を訴える所があった。

園長の挨拶が終わると、平井一身田町長、久保田眞宗勸學院綜理事務取扱、丹羽一身田小学校長、眞柄一身田警察署長（代理）、の祝辞朗読があつて、目出度く開園式を終わった。

新聞社寫眞班のマグネシウムに児童が驚いたのも、幼稚園らしい暢んびりした情景だった。右終わって一同大講堂前にて記念撮影をしたが、丁度撮影がすむとポツリポツリと雨が降り出したので、俄に傘を持って走り來る人々の姿も多く見受けられた。

かくしてわが『高田幼稚園』は、幼童宗教教育の根本道場として生まれ出でたのであるが、當局者が期待しているように、すらすらとその本來の使命に一路邁進して、彼等の上に御佛の光の輝かんことを望んで止まぬ次第である。」

(昭和3年12月『本山報告』第335号 pp. 2-3)

高田幼稚園については、「本山報告」にしばしば掲載される事になるが、実際に子供と関わる職員としての保姆による記事が見られる。花祭り、ひな祭り（発表会）、遠足などの様子が記されている。また、入園当初の子供の問題行動としての「性癖」について項目を立てて紹介したものがあつたが、当時の幼稚園の様子がよく分かるので、以下に紹介する。

### 「新しい幼児を迎へ（高田幼稚園）」

「木の芽がかがやかしく匂ひ出した、四月の始め、めぐまれた子供達は、まだ未知の世界の幼稚園に集まりつどいました。そして、それぞれの組の一團となつて、席をおく事になりました。二の組の子供達は、本統によい子供でした。私は心からうれしく思いました。小鳩のように、小蝶のように、毎日登園を楽しんでくれます。元氣のよい聲であの廣い運動場をかけまわつて居ります。私が朝電車を降りてあの桑畑の道を、急ぎ足で参りますと、

あちらの細道、こちらのお家から『先生お早う』と元氣よく飛び出して参ります。度々家であった事をあれや、これやと話して呉れます。園の門を入る時『先生お早う』とはちきれそうな聲がいくつもいくつもすがりついて参ります。私はこの信頼をどうして報いようと、毎日毎日考え且つ努力しているのでございます。

今年入園の、お子様の中には、乳の香の未だ失せない方もたくさんございまして、入園当初は、随分泣く子もありましたが、此の頃ではさる子達もなく、付き添えど、はなれて、全く子供達の世界で、無理なく楽しく遊び得る、ようになられましたのは、之又何よりの喜びでございます。この喜びをもって、お子達を曲折なく、お育て申し上げたいと、存じて居るのでございます。

それにはお子達のもって居られる、性癖について、大いに考えなければならんと存じ、今年の入園児について氣のついた、五六をならべて、書いて見る事にいたします。

一、泣き癖 この泣き癖に數種あることを見出しました。あまえ泣き、肝癩泣き、すね泣き、口惜し泣き、おどし泣き、おどし泣きは將來非常な氣儘な人間となる事になりますから十二分注意を払いたいと存じて居ります。

二、敲く癖 男子に多い

三、抓る癖 正面より抓る、蔭に抓る（これは女兒に多し）

四、大人の忠言を馬耳東風と聞き流する癖

五、不従順なる癖

六、特に徒を好む癖

七、肝癩立ての癖

八、すねる癖

九、人又は物品に對して特に好悪を云う癖

中でも私共心配し、又困りますのは敲く癖で乱暴な男の兒は所きはらず、顔や、頭をピシヤン、ピシヤンと敲きますので、其の音をきいては、心苦しく思うて居ります。今一つ困りますのは、知って大人の言を聞かぬ様になって居りますが、かなしいのでございます。すべて、性癖の矯正は、子供が大きくなればなる程、困難でございますが、私共や、お母様方で力を合わせて、御愛子の為に力強く躰けたならば、矯正の出来ない事はないと存じます。本統に大人には容易に表れにくい性癖も、此の時代のお子達には遠慮会釈もなく表れるものを眞に喜んで居ります。此の表れがあつて、始めて、お互いに教育は出來て參るものであらうと存じます。

こうして私共はあの無邪氣な天使のようなお子達のお世話をよろこんでさせて頂いて居ります。私共のこの微力がいまだ、根強くない悪癖をほりおこし、いまだ枯れきらぬ草木の一掬いの肥として役立ち、且つ培う事が出來ればと願って止まない次第でございます。」

（昭和5年6月『本山報告』第353号 pp. 19-20）

その後の記載事項としては、昭和10年(1935)3月に高田幼稚園保姆2名が大阪全国保育大会に派遣されたことや昭和13年(1938)4月に戦争で犠牲となった軍用動物の追弔会を高田幼稚園で行った事が報告されている。また、昭和17年(1942)11月に三重県中部保育会を高田幼稚園で開催し、常磐井堯祺法嗣を座長に座談会が開かれたことが報告されている。

## 5. 専精学舎

司法保護事業としての不良少年の保護施設である専精学舎は、昭和10年(1935)に設立された。これは、昭和9年(1934)に真宗三派(高田派、本願寺派、大谷派)によって設立された信仰結社「専精講」が中心となって設立されたものである。当時の高田本山常磐井堯祺法嗣を総理として運営がなされた。

高田学報社が昭和10年(1935)4月に発行した『高田時報』第3年第1号に次の記事がある。「専精学舎新築進捗／同人小妻、社友麻布賢秀氏等が中心となって盡力中の少年保護所専精学舎はすでに第一作業場、門、浴室、食堂、温室等竣工したが、此程総理常磐井堯祺猊下命名の拝光記念館と稱くる一棟の建造中である。之には観察室、鑑別室、研究室、事務室を含む。亦、第二作業場も建設することとなった」と記されている。この拝光記念館の内容からすると、常磐井総理の専精学舎の事業への熱意が感じられる。当時の写真(図2)と合わせて考えると、かなり本格的な施設であったと思われる。

この専精学舎は現在は存在しないが、昭和11年(1936)7月発行の『高田時報』第4年第3号に、「津市下部田町公園裏隼人山の専精学舎(津驛より西方約六丁)」という記載



図2 専精学舎本館の写真(絵葉書資料館)

がある。また、昭和11年(1936)発行の『全日本私設社会事業聯盟加盟団体名簿』には「専精學舎、少年保護、代表者常磐井堯祺、津市下部田町」とあり、昭和15年(1940)発行の『財団法人三重縣社会事業協會事業概要』の会員名簿には「津市下部田町一三一六 専精學舎總理常磐井堯祺」の記載がある。これらから現在の津偕楽公園の辺りにあったものと考えられる。

一方、『本山報告』に専精學舎の記事が初めて掲載されるのは、昭和11年(1936)9月号である。「社会事業奨励金御下付伝達式御挙行」の見出しの中で、本派末寺住職社会事業従事者14団体の中に専精學舎の名称が見られる。続いて、昭和12年(1937)4月号では、高田慈光院で開催された三重県私設社会事業連盟総会の出席団体に専精學舎が含まれている。昭和15年(1940)2月号には、御内弊金伝達式に司法保護事業奨励として専精學舎の名が挙がっている。昭和17年(1942)1月号では「専精學舎の光栄」と題して、多年保護事業に尽くしてきた功績により御下賜金を伝達された事が記されている。また、昭和18年(1943)1月号には、「特志 中村近之進氏(十萬人講財團理事) 専精學舎事業資金として金壹萬圓を寄附、関係者を感激せしめた」という記事も見られる。

しかし、戦争が末期に近づくと、少年保護事業の内容が大きく転換される事になる。昭和18年(1943)11月号の「専精學舎の新展開」では、次のように記されている。

### 「専精學舎の新展開」

「津市下部田専精學舎では時局の要請に應える為事業内容を全面的に転換し、新たに徴用工の修練所として再発足する事となり、去る十一月二日多數関係者列席の下に開所式を行った」

(昭和18年11月『高田派宗報』第514号 p.1)

## 6. まとめ

高田派の社会事業は大正期から昭和初期にかけて高田慈光院を中心に幅広く積極的に進めてきた。昭和2年に社会事業視察団を組織して、県内の先駆的社会事業と高田派社会事業を視察している。三重保育院にて一泊して玉置諦聴らと夜遅くまで懇談したという報告を見ると、参加者の社会事業に対する情熱を感じる。また、視覚障害者向けの点字出版を進めたことや、農繁期託児所開設の呼びかけ、また高田幼稚園の開設など明るい話題が数多く存在した。

しかし、昭和6年(1931)9月に満州事変が始まり、『本山報告』に派遣軍将兵の戦死慰問の記事が出るようになると、戦争関連の紙面が増え、それにつれて社会事業に関する記載は少なく、そして活気のないものになっていく。昭和10年(1935)に常磐井堯祺法嗣を総裁とする専精學舎が開設されたが、『本山報告』の記事には表れていない。大正15年(1926)に多羅尾光照が津市愛児園を開設した時の大きな記事とは対照的である。そして、

昭和 12 年 (1937) の支那事変、続く昭和 16 年 (1941) 12 月の太平洋戦争突入から終戦までは全てが戦争に向かって進んでいく暗い時代である。社会事業視察団も点字出版も途絶え、農繁期託児所設置の呼びかけは出征軍人遺家族扶助託児所開設の案内へと変わっていった。

高田慈光院も高田幼稚園も専精学舎もその時代の制約の中で発展していくが、終戦が近づくと、戦力増強のために施設の転用が行われるようになる。養老事業は統合され、宇治山田市養老院と四日市養老院は軍事転用のため廃止され、入所者は高田慈光院が受け入れることになった。また、専精学舎も時局の要請により徴用工の修練所となっていった。

戦争と正反対の位置にある社会福祉事業は、この時期大きく後退したようにも捉えられる。一方、昭和 14 年 (1939) 10 月の高田慈光院青山主事の講習会を通しての養老事業への思いを読んで力づけられたり、昭和 17 年 (1942) 11 月の高田幼稚園の遠足の記事に接して安堵したり、昭和 18 年 (1943) 5 月の常磐井堯祺法嗣の長島愛生園の癩病患者慰問の記事に心が洗われた思いがした。これ等を見ると、困難な中でも真剣に社会事業に向き合い、その歩を止めていないことがうかがわれる。これらの力が戦後直ちに社会福祉事業が復活し、そして発展していく原動力となったのだと考える。

#### (付 記)

前回の論考に続き、玉保院所蔵の『本山報告』『本山通報』『高田派宗報』の電子データを用いた。閲覧を許可頂いた玉保院住職水沼秀明師に感謝申し上げます。

#### (文 献)

- ・千草篤磨 2016 三重県における社会福祉事業の歴史 (1) - 明治・大正期設立の三重済美学院と明照浄済会 - 高田短期大学介護・福祉研究 第 2 号 1-8
- ・千草篤磨 2017 三重県における社会福祉事業の歴史 (2) - 大正期の高田派の社会事業について - 高田短期大学介護・福祉研究 第 3 号 1-10
- ・社会福祉法人高田福祉事業協会 1991 廣恵好日抄 - 七〇年のあゆみ -
- ・真宗高田派本山 1926 ~ 1938 本山報告 第 312 号 ~ 第 455 号
- ・真宗高田派本山 1939 ~ 1940 本山通報 第 456 号 ~ 第 475 号
- ・真宗高田派本山 1940 ~ 1945 高田派宗報 第 476 号 ~ 第 530 号
- ・高田学報社 1935 高田時報 第 3 年第 1 号
- ・高田学報社 1936 高田時報 第 4 年第 3 号
- ・財団法人三重縣社會事業協會編 1940 財団法人三重縣社會事業協會事業概要 (国立国会図書館デジタルコレクション利用)
- ・全日本私設社會事業聯盟編 1936 全日本私設社會事業聯盟加盟團體名簿 (国立国会図書館デジタルコレクション利用)

研究論文

# 介護、社会福祉士養成校の学生及び介護職を目指す社会人経験のある学生のおむつ装着体験の比較

福 田 洋 子

## 1. はじめに

超高齢社会における介護の課題は、2025年問題<sup>1)</sup>として取り上げられ、様々な方向から検討されている。高齢者の生活課題の一つに、排泄の問題がある。高齢になると、排尿や排便機能の低下により尿漏れ、便秘、下痢など人には言えない悩みが大きくなる。さらに、認知機能の低下から、排泄の後始末を1人でできない状況も出てくる。日常生活で、漏らすことが多くなるとおむつの使用を考えなければならなくなる。排泄は人の手を借りず、できるだけおむつに頼らずトイレで行いたいと誰もが願うものであるが、要介護度が高くなると、おむつ使用や介護者の手を借りなくてはならなくなる状況が出てくる。ゆえに高齢者施設では、要介護度の高い高齢者に、気持ちよく排泄していただくための取り組みがなされている。倉輔ら<sup>2)</sup>は、排泄ケアにおける介護職者の認識調査から、「おむつを外すことにより、行動が多くなり、活発になった。」とおむつ外しによる老人の快適さを明らかにしている。また、山本ら<sup>3)</sup>は、看護学生のおむつ装着体験から、おむつを装着している高齢者への援助について、「自尊心を傷つけない対応」「皮膚の観察」等9項目を捉えることができたとして学生の学びを報告している。介護職者は、要介護者が、安心して排泄できるような支援を提供していくために、排泄の問題を抱える利用者の気持ちに寄り添い、不安や不快感を軽減するための排泄ケアの方向を探る必要がある。大人になってからおむつを使用し排泄介助を受けることは、人間の尊厳を守ることや羞恥心への配慮も考えて実施しなければならない。これまでにも、より良い排泄ケアを実施するための学びとして、多くのおむつ装着体験の研究報告がされている。しかし、介護福祉士養成校の学生と社会福祉士養成校の学生、社会人経験のある介護福祉士を目指す学生のおむつ装着体験の比較検討されたものは見当たらない。本研究は、羞恥心や尊厳に配慮した排泄ケアに繋げるための意識教育として、介護福祉士養成校、社会福祉士養成校の学生及び社会人経験のある学生のおむつ装着体験を比較検討し、体験から得られた結果を介護教育への一助とするものである。

## 2. 調査の概要

### (1) 対 象

おむつ装着経験のある介護福祉士養成校の2年生14名（以下Aという）、社会福祉士養成校の1年生17名（以下Oという）と介護職に就くために学んでいる社会人経験のある学生34名（以下Mという）を対象とした。

## (2) 調査期間・方法

2017年7月～9月にかけて質問紙調査を実施した。

調査方法は無記名自記式質問紙調査で、おむつ装着体験のある対象者に実施したが、おむつ装着体験後、随時実施した。質問紙は、調査後、学生の場合は直接回収し、社会人経験のある学生の場合は、担当者を通じて配布され、回答後は同責任者によって回収された。

## (3) 調査内容・分析方法

調査内容は、属性（年代、性別）及びおむつ装着経験に関する質問27項目を設定し、単純集計した。また、自由記述においては、装着時の気持ちとおむつ装着者の支援に繋がる意識についての意見を求め、回答対象者A, O, Mの回答を対比して記載した。質問内容は、先行研究<sup>2) 3)</sup>を参考に筆者が独自に作成した。

## 3. 倫理的配慮

対象者には研究の意義、目的を説明し、回答は無記名で任意であり個人が特定されない、データは本研究以外に使用しないことを口頭にて説明し同意を得られた協力者のみ調査を実施した。

表1 A・O・M三者比較表

対 象		A		O		M	
質問内容	項 目	14名	100%	17名	100%	38名	100%
1. 性別	男性	3	21%	11	65%	23	61%
	女性	11	79%	6	35%	15	39%
2. 年齢	①18歳代			13	76%		
	②19歳代	8	61%	3	18%		
	③20歳代	4	31%	1	6%	4	11%
	④30歳代	1	8%			7	18%
	⑥40歳代					12	32%
	⑦50歳代					10	26%
	⑧60歳代					5	13%
3. おむつ装着体験回数	①1回	13	93%	16	94%	34	89%
	②2回	1	7%	0	0%	3	8%
	③3回			1	6%	1	3%
	④4回以上						
4. 初めておむつを着けた時おむつへ排泄できたか	①はい	1	7%	9	53%	24	63%
	②いいえ	13	93%	8	47%	14	37%
5. 問4で、いいえと答えた理由	本文参照						
6. 初めておむつを着けた時の装着時間	①すぐ外してしまった	7	50%	1	6%	2	5%
	②5分～9分	5	36%	5	29%	2	5%
	③10分～29分			4	23%	7	19%
	④30分～1時間まで	2	14%	3	18%	3	8%
	⑤1時間～2時間まで			1	6%	6	16%
	⑥2時間以上			2	12%	16	42%
	⑦装着しなかった			0	0	0	0
	⑧その他			1	6%	2	5%
7. おむつをして排泄した時は、排泄はどこでしたか	①横になって寝ながらした	3	22%	1	6%	9	24%
	②部屋で座ってした	0		1	6%	3	8%
	③部屋で立ってした	0		0	0%	3	8%
	④トイレで便器に座ってした	2	14%	7	41%	10	26%
	⑤その他	3	21%	5	29%	9	24%
	⑥無回答	6	43%	2	12%	4	10%
8. 排泄できるようにお腹を押すなどして、出そうと試みたか	①はい	4	29%	5	29%	16	42%
	②いいえ	10	71%	11	65%	21	55%
	③無回答	0	0%	1	6%	1	3%

対 象	A		O		M		
9. おむつ装着体験が2回以上の経験者で排泄できるようになったのは何回目か	①2回目	1	100%		2	100%	
	②3回目	0					
	③4回目以上	0					
10. おむつ装着体験が2回以上ある方で、初めておむつを着けた時と2回目以降ではおむつ装着時に気持ちの変化はあったか	①はい				1	25%	
	②いいえ	1		1	3	75%	
11. 問10の時の気持ちの変化の理由	本文参照						
12. おむつ体験が2回以上ある方で、装着状況はどのように変わったか	①1回目と変わらない	1	100%				
	②1回目よりも長く付けていられた						
	③回数を重ねるうちに慣れてきた			1	100%		
	④おむつを着けて寝てしまった						
	⑤1回目よりも快適だった						
	⑥おむつを着ける事への抵抗感がなくなった						
	⑦装着しなかった						
13. おむつ装着体験は、利用者の気持ちの理解に繋がったか	①はい	10	72%	17	100%	37	97%
	②いいえ	1	7%			1	3%
	③無回答	3	21%				
14. 問13についてあてはまるもの	①パンツの方が良い ②気持ち悪い ③排泄の時は外してほしい ④排泄時は、トイレ誘導してほしい ⑤排泄したらすぐに取り替えてほしい ⑥その他						
15. おむつを装着した時の気持ちの記載	本文参照						
16. おむつ装着時の皮膚の変化はあったか	①あった	0	0%	1	6%	3	8%
	②少しあった	1	7%	6	35%	9	24%
	③なかった	12	86%	9	53%	26	68%
	④無回答	1	7%	1	6%	0	0%
17. 問16で皮膚に変化があったと答えた人、どのような変化があったか	本文参照（複数回答可） ①かゆくなった ②蒸れてしわがで、ふにやふにやした ③湿疹ができた ④赤くなった ⑤またずれようになった ⑥かぶれそうになった ⑦その他						
18. 利用者の尊厳について考える機会になった	①はい	9	64%	16	94%	33	87%
	②いいえ	3	22%	1	6%	3	8%
	③無回答	2	14%	0	0%	2	5%
19. 問18で、「はい」と答えた方、尊厳についてどのようなことを考えたか	本文参照						
20. おむつ装着体験学習は、今後も続けた方が良いか	①はい	7	50%	15	88%	36	95%
	②いいえ	5	36%	1	6%	1	3%
	③無回答	2	14%	1	6%	1	2%
21. 問20の理由	本文参照						
22. おむつ装着体験の課題を出された時の気持ちについて	①勉強になるので体験したい	0	0%	2	15%	7	18%
	②高齢者の気持ちがわかるかもしれないと思った	3	23%	7	50%	8	21%
	③高齢者の気持ちを理解するため仕方がない	0	0%	2	14%	8	21%
	④課題なので仕方がない	2	15%	3	23%	5	21%
	⑤絶対に体験したくない	4	31%	0	0%	1	3%
	⑥複数回答	1	8%	2	14%	6	16%
	⑦無回答	3	23%	1	7%	0	0
23. おむつ装着体験は、高齢者のおむつ装着に関する意識が変わったか	①はい	9	69%	14	82%	34	92%
	②いいえ	2	16%	1	6%	2	5%
	③無回答	2	15%	2	12%	1	3%
24. 問23のおむつ装着体験したことの意識について	本文参照						
25. おむつ装着体験は、高齢者のおむつ外し支援への理解に繋がったか	①はい	10	77%	16	94%	36	95%
	②いいえ	1	8%	0	0%	2	5%
	③無回答	2	15%	1	6%		
26. おむつに排泄している高齢者が、おむつをはずして排泄できるようにするのは難しいと思うか	①はい	6	46%	12	70%	16	42%
	②いいえ	5	39%	3	18%	18	47%
	③無回答	2	15%	2	12%	4	11%
27. 高齢者のおむつ外し支援のために必要と考えられること	本文参照（複数回答可） ①学生のうちに介護の基礎知識を付けておく必要がある ②学生のうちに基礎技術力をつけておく必要がある ③高齢者の気持ちをもっと理解する必要がある ④おむつ外しという言葉は初めて聞いたので、詳しく学ぶべきだと思う ⑤高齢者のおむつをすることについて何が問題なのかわからない ⑥快適なおむつもあるので、おむつの性能を考えればよいと思う ⑦多職種と話し合って決めるべきだと思う ⑧どんなに忙しくてもトイレにつれていくべきである ⑨介護職員が忙しければ社会福祉士もトイレ介助を助けるべきである ⑩その他						

#### 4. 結果

質問紙調査の集計は、表1のとおりである。

年齢層は、AとOは18歳代から20歳代で、Mは、40歳代が最も多く、次いで50歳代と年齢の高い人が続く、20歳代は4名である。おむつ装着体験は、学生の80%から90%が初めての経験であった。学生で2回の経験があったのは、手術を経験している学生である。社会人経験のある学生の中には、年齢が高いことからか2回から3回目の装着体験もいた。

問4 おむつ装着体験が初めての場合、おむつへの排泄が出来ない学生は、Aが93%、Oが47%、Mが37%であり、Aが突出して高かった。

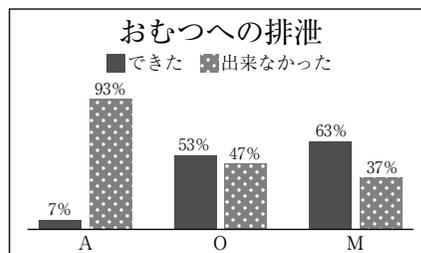


図1 おむつへの排泄

問5 排泄できなかった理由は、以下の通りである（表2参照）。おむつに排泄できないと答えている人は、おむつ装着時間も短く、排泄ができるように試みたかの問いでも「いいえ」と答えていた。装着時間は、Aが①すぐ外してしまった50%で、Oが②5～9分29%、③10分から29分23%と短時間の装着が多かったが、⑥2時間以上の装着も12%あった。Mは、おむつを2時間以上装着していたが42%で、年齢は20歳代から50歳代までと偏りは見られなかった。2時間以上装着していた人は、リアルな体験として、装着から排泄時の移り変わる気持ちの変化を記載していた。

表2 排泄できなかった理由

A	O	M
<ul style="list-style-type: none"> <li>・恥ずかしくて嫌だった。</li> <li>・漏れそうで不安だった。</li> <li>・どうしても出なかった。</li> <li>・違和感があり、できなかった。</li> <li>・排泄できるという意識ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごわごわして気持ちわるかった。</li> <li>・違和感があり、できなかった。</li> <li>・どうしても出なかった。</li> <li>・身体が拒絶した。</li> <li>・ももごしていて、トイレはしたいけどおむつにできなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抵抗感が強くて出せなかった。</li> <li>・漏れないか不安だった。</li> <li>・出したくても出せなかった。</li> <li>・違和感があった。</li> <li>・着け心地が悪く気になって排泄できなかった。</li> <li>・意識しすぎてなかなか排泄できなかった。</li> </ul>

問7 排泄場所は、トイレでしたが最も多い。おむつを装着した時の気持ちからも、おむつへの排泄に違和感が強いが、違和感や抵抗感は、年齢に関係ないことが明らかになった。

問9 おむつ装着体験2回以上の人のお気持ちの変化は、排泄はできたものの装着時の状況の変化は「1回目と変わらずおむつにしたくない」や「回数を重ねるうちに慣れ

てきた」と何回してもおむつに抵抗のある人と、慣れてくる人とおむつ装着への思いの違いがあった。このことは、はじめは抵抗感があっても、おむつに慣れてしまうことで、おむつへの排泄が良いという気持ちになってしまうことが示されたのではない。

問13 利用者の気持ちが理解できたかでは、学生の70%から100%で理解できたと回答している。さらに問14のおむつを装着した時の気持ちとして①パンツの方が良い、②気持ち悪い、③排泄の時は外してほしい、④排泄はトイレ誘導してほしい、⑤排泄したらすぐ取り換えてほしい、の5項目の中では、①のみは7名、②のみは5名、③のみは1名、④のみは1名、⑤のみは3名、その他①から⑤の複数回答が45名で、①から⑤の全てを選択した人が11名で最も多かった。

問15 おむつを装着した時の気持ちは、表3の記載通りで、おむつ装着に違和感や不快感があり、「高齢者は我慢しているのだろう」と高齢者の気持ちを推し量る機会となった学生もいた。さらに、おむつ装着体験は、「羞恥心が強く、大人としての尊厳が失われる」との記載もあった。「最初は排泄するときに抵抗があったけど、だんだんとトイレに行く気力すら抜けていく感じでした」と、おむつ装着に慣れることで、「トイレに行かなくてもよい」と言う気持ちになっていくこと、おむつを着けたまましていると、「自立しようとする心がなくなってくる」（問19）ことも経験として示された。

表3 おむつを装着した時の気持ち

A	O	M（一部掲載）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不快感がある。</li> <li>・違和感。</li> <li>・はずかしかった。</li> <li>・最悪の気分。</li> <li>・モコモコして気持ち悪い。</li> <li>・気分が悪かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違和感があり気持ち悪い。</li> <li>・はずかしい。</li> <li>・普通のパンツより厚さも大きさもあったので、ごわごわしているように感じ、あまり良い感触ではなかった。</li> <li>・おむつは落ちていて排泄ができないことに気が付いた。</li> <li>・子どものころしていたのに、この歳になると恥ずかしくなってしまった。おむつの利用者も同じ気持ちかもしれないと思った。</li> <li>・最初は排泄するときに抵抗があったけど、だんだんとトイレに行く気力すら抜けていく感じでした。</li> <li>・気持ち悪く、拭くことができないので不快だった。</li> <li>・慣れないので落ち着かなかった。</li> <li>・漏れないか不安だった。</li> <li>・おむつがフィットしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気持ちが悪く全体的にごわごわしてとっても暑かったし、恥ずかしい。</li> <li>・大人としての尊厳が失われた気がした。</li> <li>・はいた状態での排泄は何回できたとしても慣れたくはありません。</li> <li>・初めての体験だったので、正直ドキドキワクワクな面がありました。だけど、これがずっと続くとなると、これから先がとてもなく長く感じるだろうなと思いました。</li> <li>・自分の尿がこんなに暖かいものとは思わなかった。ずっとしているとこんなに気持ち悪いものとは思わなかった。</li> <li>・利用者の方々はガマンしているのだとつくづく思った。</li> </ul>

問17 おむつ装着時の皮膚の変化は50%以上の人がないと答えている。しかし皮膚の変化があった人は、以下の変化があったと報告している（表4参照）。

表4 おむつ装着時の皮膚の変化

かゆくなった。	11名	かぶれそうになった。	2名
蒸れてしわがで、ふにゃふにゃになった。	7名	かゆくなった、湿疹ができた、かぶれそうになった。	1名
かゆくなった、かぶれそうになった。	1名	かゆくなった、赤くなった、かぶれそうになった。	1名

問18 おむつ装着体験は、利用者の尊厳について考える機会になったかでは、Aが94%と最も高く、Oが87%、Mが64%であった。「いいえ」や「無回答」の人の中には、よくわからないと答えている人もいた。

問19 おむつ装着体験が利用者の尊厳について考える機会になった理由としては、表5の通りである。

表5 おむつ装着体験が利用者の尊厳について考える機会になった理由

A	O	M
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレでできないからと言っておむつを使用するというのは違うかなと思った。</li> <li>・オムツを勤めてしまうがパンツでも生活できるようにする。</li> <li>・変えなかったら気持ち悪いと感じた。</li> <li>・プライバシーの保護。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に寝たきりになってしまった人が排泄することでの苦痛があるのだと思った。</li> <li>・今まで穿いてきたパンツから急に紙おむつに変えることは勇気がいることだと思った。</li> <li>・利用者のおむつの利用は最終手段としないと利用者のプライドを傷つけると感じていた。</li> <li>・おむつは思ったよりも違和感があり、つけたばかりの時は嫌な気持ちになったり恥かしさがあったので、心の負担があり、そこをなるべく感じさせないようにカバーしていく必要があると考えた。</li> <li>・おむつをつけた時の恥ずかしい気持ちは、高齢者の尊厳を傷つけることになると考えました。</li> <li>・おむつをつけたまましていると自立をしようとする心がなくなってくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつに排泄するときでも、周りには人がいない状態の方が良いと思った。</li> <li>・すぐに交換してあげることが大切だと思った。たかがおむつと思っていたが、すごい重要だと思った。</li> <li>・なるべく早目におむつ交換してあげたい、オムツを使用しなくても良い体調に戻してあげたい。</li> <li>・できないことが増えても気持ち悪いなどは当たり前前に感じる事なので、人が人として生きている間はみな平等だと思った。</li> <li>・おむつを着ける人の気持ちがわかったので、十分な配慮や気持ちのケアが必要だと感じた。</li> <li>・パンツに漏らしてでもパンツの方がいい人、オムツをはいても排泄はトイレでしたい人、トイレに行くのがめんどうでおむつがいい人など、人それぞれ価値観やプライドなど見抜く力が必要で、その人にあった形態にできるだけ近づけるように介護することの大切さ、その人らしい、尊厳の意味が少し感じ取れた気がしました。</li> <li>・オムツを装着しているのだから、すぐに交換しなくてもいいと思っていたので、あんなにおしりが気持ち悪いと思っていなかったのに、早く取り換えてすっきりしてもらいたいと心から思いました。</li> <li>・大人として何かはずかしいと感じたのでこのような思いを利用者にさせてはいけないと思いました。</li> </ul>

問20 おむつ装着体験学習は、今後も続けた方が良いかでは、OとMは、「はい」が80%から90%であったが、Aは、50%であった。Aの「いいえ」の回答理由は、体験したい人だけが実施すればよいと記載があった。また、「いいえ」と答えた学生は、問24においても、「おむつに排泄することに抵抗があったので二度としたくないと思った」の選択をしている。

問21 おむつ装着体験を今後も続けた方が良い理由は表6の通りである。

表6 おむつ装着体験を今後も続けた方が良い理由

A	O	M
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の気持ちがわかる。</li> <li>・気持ちを考えられる。</li> <li>・いい経験。</li> <li>・ためになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の気持ちを理解することができ、より良い介護に繋がると思うから。</li> <li>・利用者の気持ちを忘れないため。</li> <li>・自分も体験することで、おむつを装着している人と接するとき相手の気持ちを考えた言動を行えるとおもった。</li> <li>・利用者の方の不快感や嫌悪感を実際に体験してみないと分からないから。</li> <li>・普段ははかないおむつをはくことによっておむつが必要な人の気持ちに寄り添えることができるから。</li> <li>・高齢者の気持ちを考えるうえで、体験学習は必要だと思いました。</li> <li>・このような体験はこの時ぐらいでしか出来ないと思うから。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつをしている人の気持ちが理解できた。もっと突っ込んで理解を深めるなら、おむつの交換を家族やパートナーの方にやらせてもらえたらよりリアルな体験になると思います。</li> <li>・体験してみないとわからないことがたくさんあると思ったため。介護の面だけでなく、自分自身のことを考えるきっかけになったため。</li> <li>・業務としての理解がなく、体験できるものは何でも体験した方がいいケア、介護される方々の理解に繋がると思う。</li> <li>・想像以上に排泄後ずっしりおむつが重くて居心地が悪かったので体験しないと分からなかったので良い経験になって現場で相手の気持ちになれると思いました。</li> <li>・身体に障害のある人や高齢者が快適に排泄ができるように多くの方が体験し、考えていった方が良いと思います。</li> <li>・今後、介護の仕事をする上で利用者目線で少しでも見れるようになる事はとても重要なことだと思いました。</li> </ul>

問22 おむつ装着体験の課題を出された時の気持ちについては、①勉強になるので体験したい、②高齢者の気持ちがわかるかもしれないと思った、③高齢者の気持ちを理解するため仕方がない、④課題なので仕方がない、⑤絶対に体験したくないの選択において、Aは、⑤絶対に体験したくないが31%で最も多く、無回答も23%であった。Oは、②高齢者の気持ちがわかるかもしれないの50%が最も多く、④課題なので仕方がないが23%であった。Mは、各項目にわたり様々に回答し、無回答はなかった。A、O、Mとも「課題なので仕方がない」と応えている人もいることから、おむつ装着体験は、「やらされている」意識を持つようである。一方、問23の「お

むつ装着体験で、高齢者のおむつ装着に関しての意識が変わったか」では、「はい」と答えている人は、A69%、O82%、M92%で、意識の変容があったことを示している。意識の変化は、初めはやらされていると思っていた気持ちが、今まで経験したことの無いおむつ装着に対しての違和感から、学びに繋がる新たな思いが出てきたようである。

問24 「おむつ装着体験をしたことの意識」の結果は表7の通りである。複数回答可であるため項目の選択には、ばらつきが見られた。

A、O、Mとも①と②を選択する人が多いのは、学生として、施設実習での高齢者支援への学びに結び付けられているのではないかと。項目の⑨自分はおむつをつけるようになるまで生きていたくないと思った、を選択しているのは、Oが2名、Mは5名であった。⑨を選択した人の中には、問26で、おむつに排泄している高齢者がおむつをはずして排泄できるようになるのは難しいと思うかの問いで、「はい」と答えている人が5名いた。Aの⑩おむつに排泄することに抵抗があったので二度としたくないと思った、を選択した人は、問23で「おむつ装着体験から意識の変化がなかった」とも答えている。

表7 おむつ装着体験をしたことの意識

項目	A 人数	O 人数	M 人数
①今後の実習や援助に生かせる	5	7	19
②高齢者の気持ちがわかった	6	7	19
③自分自身の問題として考えられた	1	2	9
④おむつに対する倫理的問題を考えるきっかけになった	2	6	9
⑤高齢者のおむつ装着は仕方がない	0	2	2
⑥おむつは絶対に着けたくないと思った	3	5	10
⑦福祉の専門家として、もっと利用者の排泄について考えるべきだと思った	1	4	10
⑧これからもおむつ装着体験を通して高齢者の気持ちや尊厳について考えていくべきだと思った	1	4	10
⑨自分はおむつをつけるようになるまで生きていたくないと思った	0	2	5
⑩おむつに排泄することに抵抗があったので二度としたくないと思った	2	0	3
⑪その他	0	0	1
(無回答者)	1	0	0

問25 「おむつ装着体験は、高齢者のおむつをはずす支援の理解に繋がったか」では、3名が「いいえ」と答え、その内2名は、おむつ装着体験を「課題なので仕方がない、絶対に体験したくない、高齢者のおむつ装着に対しての意識も変わらない」と答えていた。

問27 「高齢者のおむつをはずす支援のために必要と考えられること（複数回答可）」で学生は、項目の複数回答をしている人が多いが、項目ごとに分けると表8の通りである。

Aは、①から④に集中しているが、OとMは、各項目の選択にバラつきが見られる。特に着目したいのは、⑤高齢者がおむつをすることについて何が問題なのかわからないと、⑨職員が忙しければ他の職員もトイレ介助を助けるべきであるである。⑤については、Oは1名、Mは13名であり、⑨はMが22名と項目の中でも最も多くの人を選択している。社会人経験のある学生が、現役の学生より⑤と⑨を選択している。⑩その他には、「介護の人手不足など、全体で考えるべき」、「何のためにおむつが必要なのかを考える、おむつをはずす事で利用者さんの生活がどういう意識に変わるのかを考えて自立支援に繋げてほしい」との記載があった。

表8 高齢者のおむつをはずす支援のために必要と考えられること

項目	合計 人数	A 人数	O 人数	M 人数
①学生のうちに介護の基礎知識を付けておく必要がある	35	7	14	14
②学生のうちに基礎技術力をつけておく必要がある	24	4	10	10
③高齢者の気持ちをもっと理解する必要がある	33	4	11	18
④おむつ外しという言葉は初めて聞いたので、詳しく学ぶべきだと思う	19	3	4	12
⑤高齢者がおむつをすることについて何が問題なのかわからない	14	0	1	13
⑥快適なおむつもあるので、おむつの性能を考えればよいと思う	12	0	5	7
⑦多職種と話し合っ決めていくべきだと思う	16	1	6	9
⑧どんなに忙しくてもトイレにつれていくべきである	20	0	6	14
⑨介護職員が忙しければ他の職員もトイレ介助を助けるべきである	23	0	1	22
⑩その他	2	0	0	2

## 5. 考察

介護福祉士養成校の2年生14名、社会福祉士養成校の1年生17名、介護職に就くために学んでいる社会人経験のある学生34名を対象とした調査であるが、介護福祉士養成校の学生は、無回答も多く、おむつへの排泄はできなかったと回答している割合が多かった。装着時間も短く、おむつ装着体験も「二度としたくない」、「したい人だけがしたらよい」と、おむつ装着に対し違和感が強く、前向きに取り組めなかった学生が多いのではないかと考える。社会福祉士養成校の学生は、おむつに排泄ができた人とできなかった人の割合は半々であり、装着時間は、すぐ外してしまった人から2時間以上装着していた人まで様々であった。おむつ装着体験に対しては、すぐ外してしまった人も、よい経験として前向きに捉えられており、おむつ装着体験で恥ずかしいと思う気持ちから、高齢者の尊厳を考える機会へと繋げることができたのではないかと考える。社会人経験のある学生は、おむつへ排泄

ができた人が多く、装着時間も2時間以上が42%と最も多かった。社会的に経験もあり、介護の仕事をしようと転職を考えている学生ゆえに、体験を学びの経験として捉えようとしている傾向があるのではないか。それは、おむつ装着を自分の事として考えると共に、高齢者の気持ちを推し量り、よい介護に繋げるには「早く取り換えることである」など、自身の考えたことや感じたことの記載からも窺える。一方、社会人経験のある学生でも、「おむつを着けるようになるまで生きていたくない」と、おむつ装着に対して拒否的に捉えている学生もいることは、やむをえずおむつを着けている高齢者への前向きな介護の工夫がされにくいのではないかと考える。さらに、年齢が19歳から20歳の学生は、後藤ら<sup>4)</sup>が調査報告をされているように、おむつへの排泄に対して抵抗感や嫌悪感が強く、人生経験も浅いことから、おむつ装着経験を通し、高齢者の排泄ケアの質の向上へと繋げていくイメージが掴みにくい傾向があるのではないかと考える。おむつ装着体験で、「おむつ装着は、自分が思っていたイメージと違っていた」と記載している学生も多く、何事も体験して理解できるので、これからもおむつ体験は必要であると記載されていることから、体験学習の必要性は高いと考える。体験から自分の子供の頃のことを思い出す学生もおり、おむつ装着に慣れずに必要なケアをより快適にするために、専門職としてどうすれば良いかと考える機会になったのではないかと推測される。今後、おむつ装着体験への思いを、質の高い排泄介護への学びに繋げていくためには、グループワークなどで、おむつ装着体験を通した高齢者の排泄ケアのあり方を検討していくことが、より深い学びに繋がると考える。

## 6. おわりに

本研究では、介護福祉士養成校の学生、社会福祉士養成校の学生、介護職に就くために学んでいる社会人経験のある学生のおむつ装着体験から学びの比較検討を行った。調査結果では、おむつ装着体験は課題である為仕方なく実施した学生も、おむつ装着による違和感や羞恥心が大きかったことが、体験前のイメージと違っていたことから、高齢者がおむつを着けることも普通の事として捉えてはいけないことだと思えたようである。おむつ装着体験からは、おむつ使用は最後の手段であることの理解を深め、たとえおむつを着けていても、尿意があれば、排泄間隔を調べ、おむつ外しができるよう試みる必要があることを、専門職者として考えなければならないことを学び取るのが重要である。高齢だから仕方がないと思えるのではなく、他人に見られたくない排泄のケアを受ける人の羞恥心を理解し、本人が望む排泄ケアのあり方を模索していくこと。自立や尊厳を守るとは何かを考え、より質の高い介護を目指すために、体験を通した学びを深めて行くことが必要である。今回の調査でも、おむつ装着は、「違和感」、「羞恥心」など先行研究<sup>5) 6)</sup>が報告している状態がどの学生にも見られた。さらに現役の学生より、社会人経験のある学生の方が、おむつ装着体験をより身近にとらえられていることが示された。また、介護職員の忙しさを意識しているのか、他の職員のトイレ介助を助けるべきであるとの回答も多いことから、

自他ともに助け合うことを求めていることが示唆されたのではないか。介護は、多職種と連携・協働してなされることから、快適な排泄ケアやおむつ外しについても、介護に関わる専門職それぞれの知識や技術、そしてケアに対する意識が、良い排泄ケアに繋がることを理解しなければならない。

本調査では、介護福祉士養成校の学生のおむつへの排泄ができない原因やおむつ装着に関心を向けられない原因を探ることができなかつたので、今後の研究で明らかにしていきたい。

## 7. 今後の課題

おむつ装着体験から明らかにされた学生の「高齢者がおむつをすることについて何が問題なのかわからない」の項目を選択した意図を探る必要がある。さらに介護福祉士養成校の学生の意見の少なさや、おむつへの排泄ができないことの原因を探る必要がある。介護福祉士という専門職を目指して学ぶ学生のおむつに関して前向きにとらえられない要因は何かを探り、排泄介護の授業内容を検討していく必要がある。

## 引用文献・参考文献

- 1) 医療と介護を取り巻く現状と課題（参考資料）中医協 総2－参考
- 2) 倉鋪桂子、永田寿子ほか「介護老人福祉施設における介護職者のケア認識発展のプロセス—おむつに関する排泄ケアを通して—」宇部フロンティア大学看護学ジャーナル Vol3、No.1 2010
- 3) 山本君子、内山淳子 老年看護学におけるおむつ装着体験からの学生の学び—おむつ装着中の高齢者への援助方法— 東京医科大学看護専門学校紀要 第18巻1号 p.35 - 44 2008
- 4) 後藤光枝 内野秀哲 実習経験が学生の排泄介護意識に与える影響 仙台大学紀要 Vol.46、No.2 p.47-59 2015
- 5) 松尾壽子、八田勘司「おむつ体験」学習の検討 第一福祉大学紀要第3号 p.199 - 206 2011
- 6) 井上理恵「尊厳」を支える排泄介護のあり方～学生の「おむつ体験」に関する調査からの一考察～ 富山短期大学紀要第47巻 p.93 - 102 2011



研究論文

母子生活支援施設入所世帯の所得変動に関する一考察  
— 入所後3年間の所得に注目して —

武藤 敦 士

I. 研究の背景と目的

日本における母子世帯対策の特徴のひとつに、母親の就労を支援することによって世帯の経済的自立（就労自立）を促進するワークフェア政策がある。厚生労働省（2002）「母子家庭等自立支援対策大綱」は子どもの成長にとって、「特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できること、そしてその上で子育てができること」を求めており、それにともない、①児童扶養手当の引き締め、②子どもを監護しない親に対する養育費負担の強化、③就労自立の強化を推し進めてきた（いわゆる2002年改革<sup>1)</sup>）<sup>2)</sup>。

母子生活支援施設においても、政策に対応するかたちで就労支援を強化したり、利用期間に上限を設けて就労自立を促す施設が存在している。施設のサイトに利用期間の目途を明記したり、施設入所時の誓約書の順守事項に利用期間（退所時期）を明記している施設もある。入所事務を司る行政機関においても、明確な期間設定をしている自治体がある<sup>3)</sup>。これら利用期間を明確に定めている行政機関や施設の多くは、2年もしくは3年を期限としている。

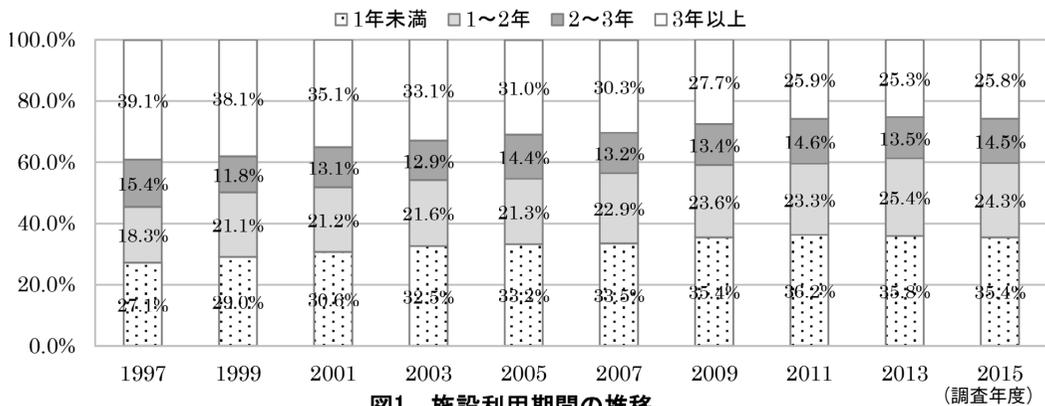


図1 施設利用期間の推移

※社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会『全国母子生活支援施設実態調査報告書（平成20年度・28年度）』より筆者作成。

※数値は「無回答」を除いて算出し、小数点以下第2位を四捨五入したものである。

このような動向のなかで、母子生活支援施設の利用期間が短期化しているのも事実である。施設利用期間の推移をみると、図1のとおり3年以内に退所している世帯の割合が増加している。その背景に、施設の支援によって短期間で経済的に自立可能な状態に至った

世帯の増加があるのであれば、行政機関や施設が定める2年もしくは3年といった利用期間を前提とした支援のあり方を研究と実践の主要課題として扱わなければならない。ところが、退所理由の内訳をみると、「経済的自立度が高まったので」という理由で退所している世帯は、ここ10年以上全体の2割程度で推移しており変化がみられない<sup>4</sup>。

本研究ではこうした諸状況から、母子生活支援施設入所世帯の入所中の所得変動に着目し、2002年改革によって打ち出された母子世帯対策と、行政機関や施設が定める2年もしくは3年といった施設利用期間の設定について、それぞれの妥当性を検証していきたい。

## II. 先行研究

これまで母子生活支援施設入所世帯の入所中の所得変動を明らかにした研究は、残念ながら行われてこなかった。その背景には、各世帯の所得を施設が毎月把握することの難しさがあると考えられる。施設職員への毎月の所得申告は、入所世帯にしてみれば知られたくない自らの生活を開示する行為であるため、提供したデータを施設職員が自分たちの支援のために有効に活用してくれるという信頼関係が成り立っていないければ実現は難しい。そのため、世帯所得の把握自体行っていない施設や、年に数回の把握にとどまっている施設も多い。一方で、入所世帯と合意のもと、毎月の所得を把握している施設もある。しかし、その目的は個別支援に役立てるためであり外部に公表するようなものではなかったため、そのデータが研究の俎上に載せられることはなかった。

今回、某都市部にある民設民営のX母子生活支援施設（以下、X施設という）の協力のもと、入所世帯の所得変動を知ることが可能となった。こうした研究は母子生活支援施設に関する研究だけでなく、日本の母子世帯支援の現状と課題を考えるうえでも非常に有効である。日本の母子世帯について阿部（2008：135-7）は、「母子世帯の生活苦は、母子世帯となってからの年数がたつにつれて軽減するものではない」ばかりか、「時間がたつとともに、苦しくなる可能性も充分にある」ことを指摘している。厚生労働省（2017）「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」をみても、母子世帯になってからの期間が5年未満の世帯と5年以上の世帯の平均年間収入は同水準であり差がみられない<sup>5</sup>。このような特徴をもつ母子世帯が、専門的な支援が展開されている母子生活支援施設において、どの程度就労自立を達成しているのか把握することは、母子生活支援施設に関する研究と実践に必要なだけでなく、総合的・集中的な生活支援がどの程度母子世帯の就労自立を実現するのかという観点からも、母子世帯支援全般に関する研究と実践にとって重要な意味をもつ。

### Ⅲ. 研究方法

#### 1. 研究の方法

本研究では、X施設が入所世帯から聞き取っている毎月の所得金額に関するデータをもとに、入所世帯の所得状況とその変動をみていく。そのうえで、行政機関や施設が定める2年もしくは3年といった母子生活支援施設の利用期間の上限が、実態に即したものであるのかを検証する。

#### 2. 調査方法, 対象, 期間

DV等様々な問題を抱えて母子生活支援施設に入所してきた母子世帯の母親に対して、本調査が二次被害になることのないように配慮し、直接的な調査を行わずにデータを収集することが可能なドキュメント分析の手法を採用した。調査はX施設を訪問し個人が特定されないように配慮しつつ、入所世帯の母親が毎月の所得を記載して提出している台帳から分析に必要な情報を転記した。

調査対象は、2010年代にX施設を利用した母子世帯のうち、調査対象期間とした5年間に入所し退所に至った17世帯と、3年以上在籍した5世帯の合計22ケースである。全て生別母子世帯であった。入所から退所までの変化をみるために、施設利用が1年に満たないケースを除外した。また、本研究の趣旨に鑑み、3年以上在籍した5世帯については入所時から36ヶ月分のみを分析対象とした。

なお、調査時期及び調査対象とした5年間の詳細、さらに入所理由や児童の性別、母親や児童の年齢等に関しては個人が特定される可能性があるため、本研究では明記しないことにした。

#### 3. 倫理的配慮

本調査・研究は、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理指針、高田短期大学研究倫理規定および高田短期大学介護福祉研究センター倫理規定にもとづいておこなうとともに、高田短期大学研究倫理委員会においてデータ利用の違法性、問題性について客観的な判断を仰ぎ、適正に処理した。調査・研究にあたっては、X施設を訪問し、調査の趣旨と手法、研究以外の目的でデータを使用しないこと、研究のうえで施設や個人が特定されることがないこと、収集した情報が外部に漏れることがないことなどに関する説明を行うとともに、調査・研究の目的、意義、方法、倫理的配慮及び個人情報保護、研究結果の公表方法などに関する詳細を定めた覚書を締結した。

#### 4. 分析に使用したデータ

本研究では X 施設利用世帯の毎月の所得を、①就労収入、②訓練等給付金、失業給付、③児童扶養手当等社会手当、④生活保護費、⑤婚姻費用<sup>6</sup>（以下、婚費という）・養育費等、⑥家族・親族からの支援、以上6項目に分けて集計した。収集したデータは入所世帯の母親の自己申告にもとづくものであるため、申告漏れや記載ミスがある可能性は否めない。ただし、就労収入や社会手当、生活保護費などに関しては施設職員による確認がおこなわれているため、全体としての信憑性は高いと考えてよい。

### IV. 調査結果の分析

#### 1. 各世帯の所得状況

各世帯の入所中の所得状況については、表1のとおりである。

表1をみると、生活保護を受給している世帯が半数を超えている。全国的には近年、入所世帯の半数が生活保護を受給していることが明らかになっているが<sup>7</sup>、X施設ではそれを上回る22世帯中15世帯（68.2%）が生活保護を受給していた。その一因として、X施設の所在している地域が生活保護1級地-1であり、最低生活保障水準が高いという地域性が影響しているのではないかと考えられる。今回の調査対象はすべて生別母子世帯であったが、母子世帯の貧困問題は特に生別母子世帯において母親のワーキング・プア問題として生み出されてくることが多いため、最低生活保障水準の高い都市部に所在するX施設においても生活保護受給の条件を満たし、尚且つ申請の意思のある世帯が半数以上を占めたと考えられる。特に、最低生活保障水準が高くなる多子世帯ほど、その受給率が高いことがわかる。

一方で、生活保護を受給していない7世帯の所得をみると、それぞれの割合は違うものの、①就労収入、③児童扶養手当等社会手当、⑤婚費・養育費等、以上の3項目を中心に構成されている。このうち4ケース（ケース2, 8, 14, 20）は婚費・養育費等の割合が最も高くなっており、世帯所得の4～5割を占めている。この4ケースにみられる特徴として、毎月8～10万円の養育費を確実に受け取っていることにある。この4ケースと同水準の養育費を受け取っていたのはケース6のみであり、それ以外の世帯で婚費・養育費を受け取っている（若しくは受け取っていた）世帯は離婚成立とともに婚費の支払いがなくなり、同時に養育費の支払いが行われなくなった世帯や、月々支払われていても1～3.5万円の水準であった<sup>8</sup>。ケース13においては、婚費を受け取っていた期間が長かったため、所得に占める婚費・養育費等の割合が最も高くなっているが、離婚成立後は養育費のみとなりその水準が低下したため、それを補完するかたちで生活保護の受給を開始していた。

表1 各世帯の所得状況

ケース	世帯構成	世帯人員	平均所得 (円/月)	在所期間	所得の内訳					
					①就労 収入	②訓練等 給付金, 失業給付	③児童扶 養手当等 社会手当	④生活 保護費	⑤婚費・ 養育費等	⑥家族・ 親族から の支援
1	母+兄+兄+兄	4	291,427	30ヶ月	16.5%		25.6%	57.9%		
2	母+兄+兄+兄	4	234,292	28ヶ月	21.7%		37.5%		40.8%	
3	母+兄+兄+兄	4	298,567	27ヶ月	5.9%		23.7%	61.5%	8.9%	
4	母+兄+兄	3	237,835	22ヶ月	1.1%		21.9%	76.9%		0.1%
5	母+兄+兄	3	223,217	20ヶ月	7.5%		25.8%	66.6%		
6	母+兄+兄→小	3	227,818	18ヶ月	13.1%	4.9%	12.5%	34.7%	34.8%	
7	母+兄+兄	3	209,388	17ヶ月			9.8%	90.2%		
8	母+兄	2	124,070	36ヶ月(継続)			46.2%		53.5%	0.3%
9	母+兄	2	164,889	36ヶ月(継続)	58.2%		33.5%		6.6%	1.7%
10	母+兄	2	163,494	36ヶ月(継続)	59.1%		38.1%		2.5%	0.3%
11	母+兄	2	165,828	36ヶ月(継続)	5.0%		29.8%	65.1%		0.1%
12	母+兄	2	168,074	36ヶ月(継続)	30.2%		30.4%	14.2%	25.3%	
13	母+兄→小	2	146,467	36ヶ月	3.6%	6.8%	18.8%	19.4%	51.3%	
14	母+兄	2	190,518	28ヶ月	14.4%	15.7%	22.2%		45.7%	1.9%
15	母+兄	2	159,741	28ヶ月			34.1%	65.9%		
16	母+兄	2	155,394	28ヶ月	31.9%		40.2%		23.0%	4.9%
17	母+兄	2	166,853	27ヶ月	8.8%	6.7%	14.3%	70.2%		
18	母+兄	2	185,206	26ヶ月	12.0%		29.5%	58.1%	0.4%	
19	母+兄→兄	2	159,702	23ヶ月	5.9%		32.5%	61.6%		
20	母+兄	2	180,428	22ヶ月	7.8%	9.1%	25.7%		57.4%	
21	母+兄	2	145,791	21ヶ月			7.8%	92.2%		
22	母+兄	2	157,529	19ヶ月			30.2%	69.8%		

母：母親，兄：幼児，小：小学生，中：中学生，兄→兄：入所中に乳児から幼児に，兄→小：入所中に幼児から小学生に。

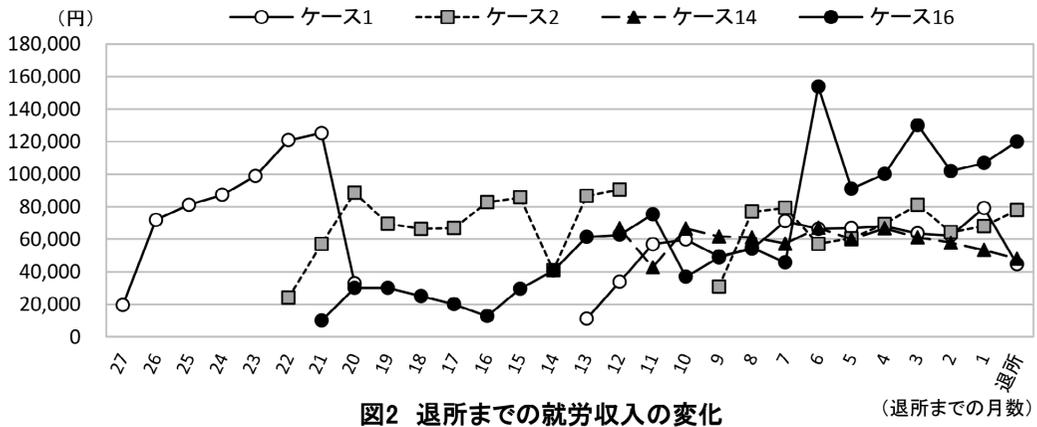
## 2. 就労収入の状況

生活保護を受給していない世帯においては、婚費・養育費の支払いが無いが、若しくは低い水準にある場合、必然的に児童扶養手当等社会手当のみでは不足する分を就労収入に求めることになる。その結果、世帯所得に占める就労収入の割合が高くなっていく。

今回分析に用いた22ケースのうち、就労収入が確認できたのは17ケースである。しかし、このなかで半年以上継続的に就労していたのは7ケース（退所4ケース，継続入所3ケース）のみであり、実態面からも母子世帯の母親が継続して就労することの難しさがうかがえる。

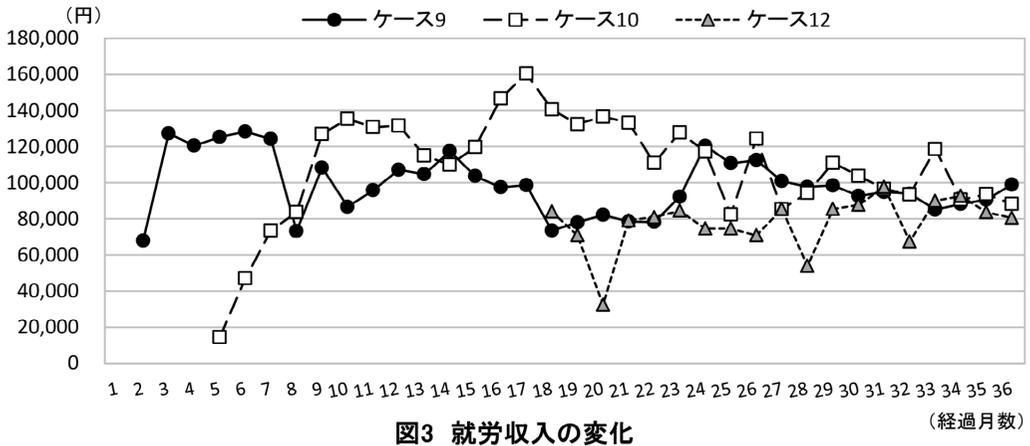
この7ケースのなかで、退所まで半年以上継続して就労していた4ケースをグラフ化すると、図2のとおりとなる。ケース16が唯一、就労収入の増加によって退所を決断したケースである。その他の3ケースにおいては就労を継続することによる就労収入の増加はみら

れず、退所の理由も行政機関が独自に定める施設利用期間の満了によるものや、公営住宅の当選によるものであった。そのため、退所と同時に退職、転職するケースもみられた。



※ケース1、ケース2の途切れている部分は、退職・転職した期間である。

次に、長期的な就労が収入の増加につながっているのかをみてみたい。図3は36ヶ月以上継続して入所している世帯のうち、長期の就労が確認できた3ケースの36ヶ月目までの就労収入の変化である。これをみると、入所期間が長期に及ぶほど就労収入が増加するのではなく、むしろ8～10万円のところへ収斂していくのがわかる。



以上のように、入所母子世帯にとっては就労を継続すること自体が相当に困難であり、継続して就労できたとしても、その収入は増加していくものではないことがわかる。

### 3. 婚姻費用・養育費の状況

近年、母子生活支援施設ではDV被害による入所世帯が増加しており、図4のように半数を超えている<sup>9</sup>。DV被害による入所世帯の多くは緊急的な対応により入所に至るため、入所後離婚に向けて動き出す世帯も少なくない。X施設でも弁護士等と連携して離婚に関する支援を行っていた。

ここまでみてきたように、入所とともに経済的に自立可能な就労に結び付くケースはほとんどないなかで、離婚に向けた取り組みと就労による経済的自立を両立することが非常に困難なことは容易に想像できる。DV被害による入所世帯の増加とともに、精神科を受診する母親の数も図4のように増加しており、支援は就労以前のところですでに相当の困難をとまなっていると考えられる。

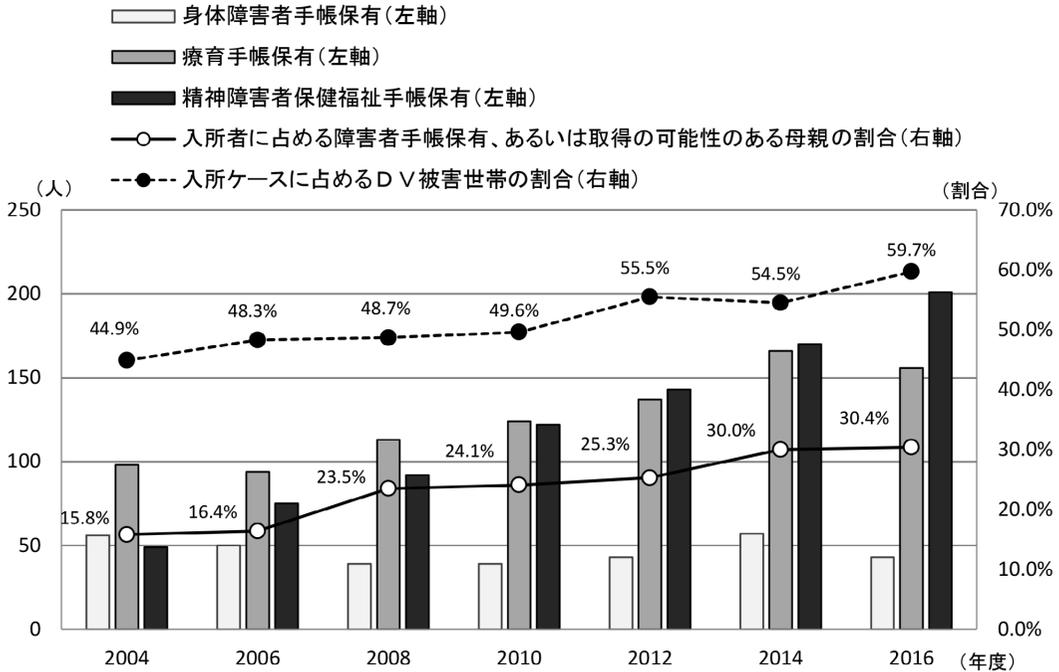


図4 障害のある母親の状況

※『全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成26年度、平成28年度)』より筆者作成。

※障害者手帳を取得する可能性のある母親とは、手帳取得の可能性のある母親に加え、現に精神科等を受診している母親も含む。

そのような状況のなかで、婚費や養育費が母子の生活に果たす役割は大きい。今回の調査でも婚費や養育費が世帯所得の中心を占めているケースが6ケースあった。これらケースに共通する特徴は、相手方の男性に婚費や養育費を継続して負担するだけの経済的能力があったことである。ただし、今回の調査では婚費・養育費の性質上、離婚成立とともに受け取り金額が減少するケースが確認された(ケース6, 8)。その結果、ケース6(月額

10万円の婚費が3万円の養育費に)は生活保護の受給を開始し、ケース8(月額17万円の婚費が8万円の養育費に)は就労の開始により世帯所得の維持に努めていた。

養育費については2002年改革における強化項目のひとつでもあり、その特徴をつかむことが母子世帯支援の研究と実践では重要となってくる。厚生労働省(2017)「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」では、実際に養育費の取り決めをしている母子世帯は全体の42.9%でしかなく、継続して受け取っているのはその内の約半数、全体の24.3%である。X施設においても、司法と連携して支援しているにも関わらず、継続的に受け取っているのは8ケース(36.4%)のみであった。

2002年改革は子どもを監護しない親に対する養育費負担の強化を、子どもを監護する親(多くの場合母親)の自助努力に委ねているが、本調査結果からは弁護士等と連携した専門的支援があったとしても、相手方の男性の経済的能力が乏しい場合その実現が困難であることがわかる。

#### 4. 児童扶養手当の状況

児童扶養手当等社会手当には児童扶養手当を中心に、児童手当や自治体から給付されるひとり親世帯を対象とした手当などが含まれる。調査対象期間中にDV被害者に対する児童扶養手当の支給要件が改正されたため、改正前の入所世帯の中には入所後1年近く児童扶養手当を受け取れなかったDV被害世帯も存在していた<sup>10</sup>。

児童扶養手当はひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を目的としており、就労収入や養育費だけでは不足するひとり親世帯の生活費を補完している。社会手当としての性質上、受給に際して所得制限が設けられているが、今回調査対象とした22ケースすべてが受給していることから、入所世帯が低所得問題を抱えていることがわかる。

2002年改革は母子世帯が受け取る社会手当の中心となっている児童扶養手当を引き締めることによって、就労自立のインセンティブにしようとした。しかし、X施設では先にみたように継続的な就労が困難である世帯も多く、継続したとしても所得が右肩上がりに増加するものではないため、現在も多く世帯で所得の2~4割程度を児童扶養手当等社会手当が占めている。就労収入や婚費・養育費だけでは生活を維持できない世帯に対し、児童扶養手当等社会手当の果たす役割が大きいことがわかる。

最近では子どもの貧困問題対策の一環として児童扶養手当制度の見直しが図られ、2016年8月以降、第2子以降への給付額が改善されている<sup>11</sup>。しかし、今回の調査では給付額が月額最大4万2,330円(制度改正当時)のまま据え置かれた第1子だけの世帯が68.2%(22世帯中15世帯)と7割近くを占めているため、第2子以降への給付額を改善した今回の改正の効果は極めて限定的であると言わざるを得ない。給付額も、第2子月額5,000円から最大10,000円へ、第3子以降月額3,000円から最大6,000円へと、数千円の増額にとどまっており、各世帯の所得からみると大きな効果は期待できない。

全国的にみても、社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会(2017:99)『平成28年度母子生活支援施設実態調査報告書』では、1世帯あたりの児童数を1.67人(X施設は1.45人)と報告しており、第2子以降のみ増額した今回の改正が効果の小さいところへ限定的な給付改善を図ったにすぎないことは明らかである。

## V. 考察

2002年改革の狙いは児童扶養手当の引き締めをインセンティブとして、母子世帯の母親に就労による経済的自立をこれまで以上に求めるものであった。それは、母子生活支援施設入所世帯の母親に対しても同様である。しかし、専門的な支援が展開されている母子生活支援施設においても、継続的に就労することが可能な母親はごく一部であり、さらに、継続して就労しても収入が増加するものではないことを確認できた。今回の調査結果を見る限り、行政機関や施設が定める2年もしくは3年という利用期間内に、入所世帯の母親が就労によって経済的に自立することは相当に困難であるといえる<sup>12</sup>。

経済的に自立可能な水準の収入を就労によって得ることが困難ななかで、それを婚費・養育費によって補っていたケースもあった。2002年改革は子どもを監護しない親に対する養育費負担の強化を求めており、X施設では弁護士等との連携によって、可能な限り婚費・養育費の受け取りを実現していたが、相手方の経済力によって受け取る額の多寡が決まるだけでなく、受け取ることができない世帯も多いことがわかった。施設による支援があっても受け取れないケースが少なくないことから、地域で生活する母子世帯の母親自身が、相手の男性に養育費等の負担を求めることが容易ではないことは想像に難くない。ましてやDV被害によって避難した世帯であればなおさらであろう。

就労による経済的自立が見込めず、それを補う婚費・養育費の受け取りが困難ななかで、入所世帯の生活に大きな役割を果たしていたのが児童扶養手当等社会手当である。しかし、児童扶養手当等社会手当の給付額には上限があり、それのみでは世帯生活を維持できない。就労収入や婚費・養育費だけでは不足する世帯の生活費を補完する役割を担っているだけである。2002年改革はこの社会手当の中心である児童扶養手当を引き締めたが、それは生活に困窮する母子世帯をただいたずらに追い詰めたに過ぎない。近年、児童扶養手当は子どもの貧困問題を背景に増額に転じたが、その効果が限定的であることは今回の調査結果からも明らかである。

就労収入や婚費・養育費だけでは不足する世帯の生活費を児童扶養手当等社会手当のみでは補完できない場合、最終的に生活保護によって補完することになる。今回の調査でも世帯所得の中心を生活保護費が占めている世帯が半数を超えていた。生活保護を受給することによって最低生活が保障されるだけでなく、毎月のおおよその受給額がわかるため、出費を計画的にコントロールしやすくなる。母子生活支援施設に入所している場合、職員による支援のもとで生活保護受給のための申請が可能であると同時に、計画的な活用

よって地域生活に向けた準備を行うことができる。

今回の調査では以上の結果が得られたが、本研究は施設入所後3年以内の所得変動に着目したため、限定されたデータの分析にとどまっている。また、母子生活支援施設の特性上、分析に用いたケースの数も限られており十分とはいえない。さらに、紙幅の関係から生活保護を受給している世帯としていない世帯の比較も十分に行うことができなかった。そこで、今後の研究では今回の調査データから生活保護を受給している世帯としていない世帯の比較を行い、母子世帯が抱える課題を明らかにしたうえで、母子生活支援施設における支援のあり方について考えていきたい。

---

<sup>1</sup> 2002年改革について湯澤（2005）や堺（2010）は、この改革が母子世帯の貧困問題の解決・改善に主眼を置いていなかったことを指摘している。武藤（2017：52）では2002年改革の効果を児童扶養手当等給付費と受給母子世帯数の推移から検証し、「就労支援に重点をおいた2002年改革は、母子世帯の貧困問題を十分に解決・改善するものではなかった」と結論づけた。

<sup>2</sup> この方向性は2017年4月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が発表した「ひとり親家庭等の支援について」においても踏襲されている。

<sup>3</sup> 例えば東京都の荒川区役所は、「入所の期間は、2年とし、それ以降の期間については、1年ごとに施設長が入所者の意見を聴取するとともに期間についての目標を定めるものとする」（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱第8条）と定めている。

<sup>4</sup> 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』、p116。

<sup>5</sup> 平成23年度調査では5年未満が290万円、5年以上が297万円、平成28年度調査では5年未満が351万円、5年以上が348万円と報告されている。

<sup>6</sup> 夫婦が別居した場合、別居した配偶者や未成熟子が生活を維持するために必要な生活費を婚姻費用（婚費）といい、ここには子どもの養育費も含まれる。民法を根拠としており、母子生活支援施設入所世帯の場合一般的に夫が妻と子の生活保持義務を負うが、その金額は夫の負担能力に左右される。離婚が成立し婚姻関係が解消されると夫は妻に対する生活保持義務がなくなるため、子に対する養育費のみを負担することになる。

<sup>7</sup> 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017：180）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』では、入所世帯の50.7%が生活保護を受給していた。

<sup>8</sup> 厚生労働省（2017）「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、養育費を現在も受けているかまたは受けたことがある母子世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額が43,707円であるため、X施設の1～3.5万円という水準は全国平均をかなり下回る水準であることがわかる。

<sup>9</sup> 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017：111）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』は、夫などの暴力を理由に入所した世帯が平成24年度調査報告以降半数を超え、近年増加傾向にあることを明らかにしている。

<sup>10</sup> 児童扶養手当は2012年8月以降、裁判所からDV保護命令が出された場合、すぐに受給できるようになったが、それ以前は父母が婚姻関係を解消せず別居した場合、一方の親が1年以上扶養・監護義務をまったく放棄していることが明らかになるまで、ひとり親世帯に準ずる状態として扱われず支給されなかった。

<sup>11</sup> 児童扶養手当制度は子どもの貧困問題を背景に、特にその傾向が顕著なひとり親世帯対策として、2014年12月以降これまで公的年金と併給できなかった要件を見直し、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を受給できるようになっている。また、2016年8月から、第2子および第3子以降の加算額が増額されるとともに、2017年4月からは子どもが2人以上の場合の加算額に対する物価スライド制の適用が導入された。

<sup>12</sup> ただし、社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017：94）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』では、退所世帯の87.9%が入所当初に福祉事務所が示した入所期限の見直し・更新が可能であったと回答している。行政機関の多くは独自に設定した入所期間を理由に退所を迫るわけではなく、世帯の状況に応じた柔軟な対応をとっているようである。

#### 【参考文献】

阿部彩（2008）『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店。

荒川区役所（2003）「荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱」

（[https://www.city.arakawa.tokyo.jp/reiki\\_int/dlw\\_reiki/415909310301A00000NH/415909310301A00000NH.html](https://www.city.arakawa.tokyo.jp/reiki_int/dlw_reiki/415909310301A00000NH/415909310301A00000NH/415909310301A00000NH.html), 2017.12.25）。

厚生労働省 (2002) 「母子家庭等自立支援対策大綱」

([www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0307-3.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0307-3.html), 2017.12.25).

厚生労働省 (2017) 「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188364.pdf>, 2017.12.25).

厚生労働省 (2017) 「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>, 2017.10.1).

厚生労働省 (2017) 「ひとり親家庭等の支援について」

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000100019.pdf>, 2017.12.25).

堺恵 (2010) 「母子世帯に対するワークフェア政策の概観—2002 年改革に関する先行研究を通して—」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』17, 71-85.

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会 (2009) 『平成 20 年度母子生活支援施設実態調査報告書』.

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会 (2015) 『平成 26 年度母子生活支援施設実態調査報告書』.

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会 (2017) 『平成 28 年度母子生活支援施設実態調査報告書』.

武藤敦士 (2017) 「ワークフェアか所得保障か—女性労働者問題から考える母子世帯の貧困—」大友信勝監修, 権順浩・船本淑恵・鵜沼憲晴編『社会福祉研究のころごし』法律文化社, 45-61.

湯澤直美 (2005) 「ひとり親家族政策とワークフェア—日本における制度改革の特徴と課題」社会政策学会編『若者—長期化する移行期と社会政策』社会政策学会誌第 13 号, 法律文化社, 92-109.

## 研究論文

医療事務養成校の学生による「手話」の捉え方と  
学習の意識に関する研究

藤 重 育 子

## 1. 目 的

本研究では、医療事務や医療秘書を養成する専門学校における、必修科目「手話」に関する学生の意識と学習に対する姿勢について、質問紙調査により実態把握をするとともに、今後の授業計画の手がかりを得るものとする。「手話」に関しての先行研究は多岐にわたっており、言語としての手話そのものを取り上げている研究から、ろう文化の中で使用している手話の研究にいたるまで様々であった。本研究において取り扱う言語としての手話に着目している研究の中でも、ろう者や聴覚障害者または手話通訳者が扱う日本手話と、健聴者が捉えている言語としての日本語対应手話の研究に分かれていた。前者の研究としては、聾学校において聴覚障害のある子どもに書記日本語を教授するために、日本手話を活用した作文指導の実践報告（2017、増谷ら）や、また阿部（2010）の研究では、医療現場における手話通訳の必要性を示していた。後者の研究として多く用いられていたものは、その多くが高等教育機関において手話が扱われている内容であった。山本（2011）が、新設学部における手話の科目開講に関する学生の捉え方についてまとめている。また亀井（2014）は、大学内において手話を言語として学ぶことに関心を寄せている学生の意識について検証されており、その後、希望学生に対応した手話の科目開講などがまとめられている。さらに村瀬ら（2016）においても同様に、健聴大学生の手話や聴覚障害に関する知識の必要性を論じている。いずれにおいても学生への学習の機会提供、教養や福祉に対する学生の関心等について質問紙調査により検討されていた。そこで本稿では、既に必修科目として位置づけられている手話の科目に関して、学生の学習意欲をはかるとともに、手話や聴覚障害に対する捉え方を把握した上で、卒業後の職業を意識した今後の授業構成のあり方を検討したい。

さらに「手話」と聞くと日常的に、一般的な言語や語彙という捉え方よりも聴覚障害者の言語や援手法として扱われることが多い。そのため、思いやりや慈善的行動の尺度から数値化して捉えた上で指導へ働きかけることができるのではないかと考えられた。伊東ら（2008）は、大学生のボランティア活動に対する関心や参加意識について、性別ではそれらが男性よりも女性の方が有意に高く、学年間では1・2年生と3・4年生との比較によると学年があがるにつれて関心や意欲が高い傾向にあったことを明らかにしている。井出ら（2015）の研究においても向社会的行動尺度は、男性よりも女性の方が高い傾向にあることと、学年間では1～3年生は差がなかったが4年が一番高く、学年があがり向社会

性が高まったことを示していた。本報告の対象学生は全員女性であり卒業学年での受講であるため、より高い値の結果が得られるのではないかと考えられた。また、谷田(2015)が、大学生の地域社会への責任感尺度を作成するために、共感性尺度や向社会的行動尺度、責任感尺度得点などとの関連性を見たところ、他者との共有体験が多いほど責任感が強い傾向を示し、問題を他者と共に感じ、何かを与えあい、成果を分かちあって喜びあい感謝しあう直接的経験が多いほど地域社会への責任感が強いことが示唆されていた。このような体験からくる経験値が人と関わる人材を育てていくために重要であることが理解できた。将来的に医療現場において事務的補助に就く学生が多いことから医療的な技術面だけではなくボランティア精神や行動で示す指導に結び付けていきたいと考えている。

## 2. 手話や手話学習に対する受講者の意識

### (1) 方法

調査対象者は、医療事務や医療秘書を養成する専門学校生 33 名（女性）で、全員必修科目「手話」の受講生である。手続きとして、学習の 10 回目にあたる 2017 年 6 月の授業内において、学生の手話に関する意識調査と実態把握、今後の授業計画の手がかりを得る目的であることを説明し、質問調査用紙を配布した。なお質問紙調査は無記名であり、集計したデータが個人を特定しないことや成績に影響を及ぼさないことなどの配慮事項を伝え、了解を得た上で 33 名全員からデータの回収をした。質問紙調査内容は、(1)今までに手話を見たことがあるか、(2)聴覚障害者と話したことがあるか、(3)「手話」の勉強をしてよかったと思うことはあるか、(4)「手話」に魅力を感じるか、(5)「手話」の学習が好きか、(6)「手話」の授業に取り組む姿勢や態度、(7)「手話」の勉強をして分かったこと、(8)「聴覚障害者の生活」について分かったこと、(9)知っている手話の中で一番印象に残っている手話、(10)これまでの授業項目についての評価の 10 項目についての回答を求めた。なお質問項目(5)(6)(10)は 5 件法で行い、(3)(4)は「はい」「いいえ」「どちらともいえない」の 3 件法で、(1)(2)(7)(8)は「はい」「いいえ」の 2 件法で行った。

### (2) 結果と考察

各質問項目の回答については以下の通りである。(1)今までに手話を見たことがあるかどうかの問については、見たことがあると回答した学生 29 名、見たことがないと回答した学生 4 名であった。手話を見たことがある学生の回答では電車やバス等の公共交通機関内やテレビや映画等が挙げられていた。最近では、メディアで取り上げられることも多く、目にする機会も増えているのであろう。(2)聴覚障害者と関わった話したことがあるかどうかの問については、話したことがあると回答した学生 8 名、話したことがないと回答した学生 25 名であった。話したことがある学生の中には、小学校の同級生であったり、自身のアルバイト先でたずねられたりという回答であり、いずれも筆談での会話であり、手話を学ぶことにおいては初めての学生ばかりだということがわかった。(3)「手話」の勉強をし

てよかったと思うことはあるかどうかの間については、そう思うと回答した学生 31 名、そう思わないと回答した学生 1 名、どちらでもないと回答した学生 1 名であった。内容については、『『ありがとう』『お大事に』など病院で勤務した時に役立つと思う』や「聴覚障害についての理解が深まる」、「もともと手話に興味があって学んでみたいと思っていた」などが見られ(4)「手話」に魅力を感じるかどうかの間については、魅力的であると回答した学生 23 名、魅力的でないとは回答した学生 7 名、どちらともいえないと回答した学生 3 名であり、10 名の学生には手話の魅力がまだ伝わっていないことが明らかであった。今後の授業内容の検討などにより、手話の魅力が伝わるよう努力を重ねたい。なお、(4)において魅力的であると回答した 23 名はいずれも、(3)において手話を勉強してよかったと回答していることも判った。魅力を感じる理由としては「耳が聴こえない人とでも会話ができるから」「手話ができるようになる人間関係も幅広くなると思う」といった交友関係についての広がりに関する回答や、「一つひとつの言葉に手話の動作があって面白い」「表情が豊かになる」といった手話の技術や手話を話す時の注意点などが挙げられていた。(5)「手話」の学習が好きかどうかの間については、非常に好きと回答した学生 4 名、どちらかというと好きと回答した学生 12 名、どちらでもないとは回答した学生 16 名、どちらかというと嫌いとは回答した学生 1 名であった。必修科目であるため、好みに関わらず受講せねばならない。好きと回答した以外の学生については、今後は授業内容に工夫を加えて慎重に授業運営しなければならないことを把握した。(6)「手話」の授業に取り組む姿勢や態度の間については、非常に積極的であると回答した学生 2 名、どちらかというと積極的であると回答した学生 14 名、どちらでもないとは回答した学生 14 名、どちらかというと消極的と回答した学生 2 名、非常に消極的と回答した学生 1 名であった。積極的と回答した学生の理由として、「楽しい」「奥深くてもっと知りたいと思う」「これから役立つ」等が見られた。医療事務養成校における「手話」の必要性については確かに疑問点がある。しかしながら医療現場において、聴覚障害の患者が通院した際に、手話での「どうされましたか」や「お大事に」のその一言で、心が安らぐこともあるだろう。そのためにも手話という言語を習得し様々な患者に対応できるようカリキュラムとして位置づけられていると解釈している。けれども、学生にとって手話は一方的に見ていた言語であり、すぐに身につく技術でもないため、現在の学生には理解しがたい面があるのかもしれない。その裏付けとして、消極的と回答した学生の理由には、「身近なものとは思えない」や「周囲にそういう人がいないのでイメージがつかない」等が見られた。せっきくの機会であるため、授業においてそうした必要性も加えて説明をしながら、卒業後の就職先での自身の強みとなるようにサポートしていきたい。(7)「手話」の勉強をして分かったことの間については、あると回答した学生 31 名、ないと回答した学生 2 名であった。あると回答した中には、「手話は難しい」と記述した学生が 6 名、「手話は意外と難しくないと記述した学生が 4 名と感じ方が異なっていた。また、「そのまま解かる手話が多い」「そのものの状態

を表しているものが多いと思った」などの、様子や状態、形状を手や指で示し伝えることを理解し学習している学生が5名いた。さらに、「手の動きだけでなく、表情など含めて成り立っていることが分かりました」「普段の会話より相手の話を相手の口の動きや手話を見て理解しようとしている」と記述し、手話は、手や指だけでなく表情なども含めて身体全体を使って伝達する言語であると理解できていることが4名の回答から見て取れた。これらから、授業内での説明において、魅力を伝えきれていないかもしれないが、理解しようと努力している学生の姿を見受けることができた。(8)「聴覚障害者の生活」について分かったことの間については、あると回答した学生30名、ないと回答した学生3名であった。あると回答した中には、「音が聞こえないので後ろから車が来た時に危ないと思った」等の記述した学生は4名おり、聞こえないことからくる不自由さや不便さが見られた。一方で、「インターホンは聴こえないので光で伝えていること」「トイレのノックを電気でカチカチさせて気付かせていること」等の合図を音ではなく光により伝えられていることを理解している学生が8名、「普通に生活ができること」等も2名挙げていた。少数の記述ではあるが、「(他の障害と比べて)耳が聞こえると思われて話されることが多いこと」等は、視覚障害(であれば白杖や盲導犬と共にしていること)や車椅子であれば見て判断ができるが、聴覚障害の場合、補聴器を使用しているか手話で会話をしていなければ、周囲の人はそのように判断しないため、そのことが理解できたという記述であった。これらは、DVD視聴や教科書のコラム等で取り上げた話題が印象に残っているものと思われる。そうした点では、インパクトのある内容や学生がなるほどと感じる事柄を中心に、手話だけでなく、聴覚障害者の生活なども含めて説明する必要性を感じた。(9)知っている手話の中で一番印象に残っている手話の間については、8名が「ありがとう(ございます)」、4名が「よろしく(お願いします)」と記述していた。これは、授業開始時と終了時には「よ

表1 問10の回答結果

	非常に良い	どちらかというが良い	どちらともいえない	どちらかというが悪い	非常に悪い	無回答
① ペア学習で伝達し合う	7	15	9	1	0	1
② 最近の出来事をペア学習で伝達し合う	5	15	12	0	0	1
③ 聴覚障害者の暮らしについてのDVD視聴	17	9	6	0	0	1
④ 手話歌の表現	9	13	8	0	0	3
⑤ 5W1Hの手話表現とその回答	10	16	6	0	0	1
⑥ 実習に向けての手話練習	12	13	2	2	0	4

ろしくお願いいたします」「ありがとうございます」という挨拶を交わすため、好みとは関係なく印象に残るものと思われる。このようにして、毎回使用する言葉があれば、それらが手話の技術として身につくものと思われ、まさに言語の学習であると身をもって体験した。(10)これまでの授業項目についての評価の回答については表1の通りであり、やはりDVD視聴で得られた情報が多いことが見て取れる。次いで、5W1Hを使用した手話表現とその回答、実習に向けての手話表現等が挙げられていた。受講生にとって、インパクトのある情報や、実習先や就職先で直接的に結びつくものに関して評価が高いことがわかった。

### 3. ボランティア志向性と向社会的行動尺度調査

#### (1) 方法

前調査と同じ受講者を対象に、同方法で2017年10月に質問紙調査を実施した。質問紙調査内容についてはフェイスシートと2種類の質問紙からなり、回答方法については次に示す通りとした。1つ目は本橋ら(2003)が自らの研究のために作成した、ボランティア質問項目を使用した全20項目の質問に対して、自分の考えを「きわめてあてはまる」から「あてはまらない」までの5件法で回答してもらった(図1-1)。なお、本橋らによる元の尺度名は「ボランティア質問項目」であるが、その内容から本研究においては「ボランティア志向性尺度」と命名して用いることにした。2つ目は菊池(1988)による向社会的行動尺度(大学生版)20問で、回答方法は「いつもした」から「したことがない」までの5件法とした(図1-2)。

【1】 次の項目についてあなたはこれまでどの程度あてはまりますか。 自分にあてはまる程度(1~5)の○をつけてください。	あてはまらない	少しあてはまる	わりとあてはまる	かなりあてはまる	きわめてあてはまる
(1) 自分でイベントを企画することはやりがいがあるとと思う	1	2	3	4	5
(2) 他人にゲームのルールを説明したりするのは好きだ	1	2	3	4	5
(3) 自分の感じていることをみんなにわかるように説明するのが得意だ	1	2	3	4	5
(4) ボランティア活動は多くの内容があることを知っている	1	2	3	4	5
(5) 誰もしゃべらないときは自分から話題を提供できる	1	2	3	4	5
(6) 初めてあった相手でもうまく話をあわせることができる	1	2	3	4	5
(7) 世界の子供たちがどんな状況か考えることがよくある	1	2	3	4	5
(8) 小さな子どもにやさしい言葉を使って説明するのが得意だ	1	2	3	4	5
(9) みんなの意見をまとめ行動や企画の決定ができる	1	2	3	4	5
(10) ボランティア活動をする人たちは生き生きとしているとよく感じる	1	2	3	4	5
(11) 人と働きして物事を行うことが好きである	1	2	3	4	5
(12) 自分の知識や技術を誰かに伝えたいと思う	1	2	3	4	5
(13) 他の場で起きていることは自分にも関係があると感じることが多い	1	2	3	4	5
(14) みんなの前で自分の意見をはっきり言うことができる	1	2	3	4	5
(15) ボランティア活動を取り巻く課題について知っている	1	2	3	4	5
(16) 自身の将来像について考えたことがある	1	2	3	4	5
(17) ボランティア活動は自分の成長に役立つと感じる	1	2	3	4	5
(18) 自然を維持したり回復することは難しいことだと思う	1	2	3	4	5
(19) いろいろな人たちが一所懸命にボランティア活動をしていることをよく見る	1	2	3	4	5
(20) 自分とは違う考えの人の意見を聞くことができる	1	2	3	4	5

図1-1 ボランティア志向性尺度(本橋ら, 2003による)

【2】 次に挙げている様々な行動を、あなたはこれまでどの程度したことがありますか。 自分にあてはまる程度(1~5)の○をつけてください。	したことがない	一度したことがある	数回したことがある	しばしばした	いつもした
(1) 列に並んでいて、急ぐ人のために順番をゆずる	1	2	3	4	5
(2) お店で、渡されたおつりが多かった時、注意しあげる	1	2	3	4	5
(3) ごろんだ子どもを起こしてやる	1	2	3	4	5
(4) あまり親しくない友人にも自身のものを貸す	1	2	3	4	5
(5) 気持ちの悪くなった友人を、介抱する	1	2	3	4	5
(6) 友人の困っていることを手伝う	1	2	3	4	5
(7) 列車などで相席になったお年寄の話し相手になる	1	2	3	4	5
(8) 気持ちの落ち込んだ友人に電話したり、手紙を出したりする	1	2	3	4	5
(9) 何か悩んでいる人には、こちらから声をかける	1	2	3	4	5
(10) バスや列車で、立っている人に席をゆずる	1	2	3	4	5
(11) 酒に酔った友人などの世話をやる	1	2	3	4	5
(12) 雨降りのとき、あまり親しくない友人でも傘に入れてやる	1	2	3	4	5
(13) 欠勤や欠席した人のために、状況を教えたり世話をしたりする	1	2	3	4	5
(14) 家族の誕生日などに、家に電話したりプレゼントしたりする	1	2	3	4	5
(15) 見知らぬ人がハンカチなどを落としたりととき、教えてあげる	1	2	3	4	5
(16) 知らない人に頼まれて、カメラのシャッター押しをしてやる	1	2	3	4	5
(17) バスや列車で、他人の荷物を網棚にのせてあげる	1	2	3	4	5
(18) 知らない人が落ととして取らばった荷物、一緒に集めてあげる	1	2	3	4	5
(19) ケガ人や急病人が出たとき、介抱したり救急車を呼んだりする	1	2	3	4	5
(20) 自動販売機や切符券売機などの使い方を知らない人に教えてあげる	1	2	3	4	5

図1-2 向社会的行動尺度(菊池, 1988による)

## (2) 結果と考察

33名の回答結果から、各尺度の平均値を表2-1、表2-2に示す。ボランティア志向性尺度得点においては、問7、15のように直接自身に関係のない項目については他よりも低い得点だが、問11、16、17、20のように自身や将来に関する項目については高い得点を表していた。

表2-1 ボランティア志向性尺度得点平均値

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
2.79	2.15	2.15	2.55	2.79	2.76	1.91	2.76	2.36	3.15	3.33	2.36	2.18	2.58	1.73	3.52	3.39	3.18	2.85	3.58

表2-2 向社会的行動尺度得点平均値

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
2.58	2.48	2.56	3.33	3.55	3.97	2.52	3.58	2.48	3.09	2.85	2.52	3.24	4.22	3.42	4.00	1.36	2.97	1.88	2.09

向社会的行動尺度得点においても自身の関係する項目については高い得点を示していたことが見て取れた。質問紙調査で用いたボランティア志向性尺度と向社会的行動尺度の間には正の相関 ( $r=.59, p < .001$ ) を示していたことも踏まえて、質問項目の下位項目について平均差を検定した。各向社会的行動尺度得点の平均値から中央値(2.80)を、ボランティア志向性尺度得点の平均値から中央値(2.65)を算出し、それぞれの中央値よりも高い得点は高群、低い得点は低群として分析した。ボランティア志向性尺度からは表3-1に示す5項目に、向社会的行動尺度からは表3-2に示す13項目に有意差が見られた。ボランティア志向性については、向社会的行動が高い方が人と関わることや説明すること等、卒業後に必要となる能力に有意な差があることが分かった。また、向社会的行動については、前述の平均値において低い値であった問17、19の項目に有意差が見られたことから、ボランティア志向を上げることにより、より向社会的行動が高められるのではないかと思われた。

表3-1 ボランティア志向性尺度の向社会的行動尺度群別平均値とt検定結果

質問項目	向社会的行動尺度低群		向社会的行動尺度高群		t値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
(1) 自分でイベントを企画することはやりがいがあると思う	2.29	1.312	3.31	1.401	2.16
(3) 自分の感じていることをみんなにわかるように説明するのが得意だ	1.82	.809	2.50	.966	2.19
(8) 小さな子どもにやさしい言葉を使って説明するのが得意だ	2.35	.862	3.19	1.223	2.28
(9) みんなの意見をまとめ行動や企画の決定ができる	2.00	.791	2.75	1.183	2.13
(12) 自分の知識や技術を誰かに伝えたいと思う	1.82	.883	2.94	.854	3.68

\* $p < .05$ , \*\* $p < .01$

表3-2 向社会的行動尺度のボランティア志向性尺度群別平均値とt検定結果

質問項目	ボランティア志向性尺度低群		ボランティア志向性尺度高群		t値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
(3) ころんだ子どもを起こしてやる	2.13	1.147	3.00	1.211	2.10 *
(4) あまり親しくない友人にも自身のものを貸す	2.94	.966	3.75	1.291	2.05 *
(5) 気持ちの悪くなった友人を、介抱する	3.00	.935	4.13	.885	3.54 **
(6) 友人の困っていることを手伝う	3.59	.795	4.40	.632	3.17 **
(7) 列車などで相席になったお年寄の話し相手になる	1.76	.831	3.31	1.138	4.48 ***
(8) 気持ちの落ち込んだ友人に電話したり、手紙を出したりする	3.12	.928	4.06	.998	2.82 **
(9) 何か探している人には、こちらから声をかける	2.00	1.061	3.00	1.095	2.66 *
(10) バスや列車で、立っている人に席をゆずる	2.56	.964	3.63	.957	3.13 **
(12) 雨降りのとき、あまり親しくない友人でも傘に入れてやる	1.94	1.029	3.13	1.360	2.83 **
(13) 欠勤や欠席した人のために、状況を教えたり世話をしたりする	3.06	.748	3.44	1.209	1.07 *
(16) 知らない人に頼まれて、カメラのシャッター押しをしてやる	3.53	1.125	4.40	.828	2.82 **
(17) バスや列車で、他人の荷物を網棚にのせてあげる	1.18	.529	4.50	.816	1.28 *
(19) ケガ人や急病人が出たとき、介抱したり救急車を呼んだりする	1.41	.870	2.38	1.544	2.19 **

\* $p < .05$ , \*\* $p < .01$ , \*\*\* $p < .001$ 

#### 4. まとめ

本研究では、医療事務や医療秘書を養成する専門学校における必修科目「手話」に関する学生の意識と学習に対する姿勢について、質問紙調査により実態把握をするとともに、今後の授業計画の手がかりを得るものとした。対象者はこれまで手話を使用したことがなく、身近なものではなかったが、「一つひとつの言葉に手話の動作があって面白い」「表情が豊かになる」といった手話の技術面や話す時の注意点などの感想から、学習したことによって知識が得られていたことや、「インターホンは聴こえないので光で伝えていること」「トイレのノックを電気でカチカチさせて気付かせていること」等の合図を光により伝えられていることを理解してきたこと等、言語としての手話だけでなく聴覚障害者の生活や文化を知る手立てとなった。しかしながら、手話の難しさや「身近なものとは思えない」、「周囲にそういう人がいないのでイメージがつかない」といった消極的な意見も聞かれたことから、今後の授業計画に反映させることのできるよいきっかけとなった。また、ボランティア志向性や向社会的行動などの意識を高めることで、さらに今後の学習による影響があるのではないかと思われた。

**【引用文献】**

- 阿部忍 (2010) 「手話通訳者の医療機関における手話通訳に関する研究」 障害理解研究第 12 巻, pp.27-37
- 井手祐太・菅千索 (2015) 「家族関係が子どもの向社会的行動に及ぼす影響について」 和歌山大学教育学部紀要教育科学第 65 巻, pp.71-76
- 伊東美鈴・渡辺裕一 (2008) 「大学生のボランティア活動支援における現状と今後の課題」 健康科学大学紀要第 4 巻, pp.43-55
- 亀井伸孝 (2014) 「愛知県立大学における手話教育に関する学生意識調査報告－ 『語学として手話を学びたい』 という期待に応える教育の提言－」 愛知県立大学高等言語教育研究所年報第 6 巻, pp.27-38
- 増谷梓・阿部ゆかり・手塚清貴・田中瑞穂・鹿内信善 (2017) 「聾学校小学部での看図作文の実践－日本手話を活用した日本語指導－」 福岡女学院大学紀要人間関係学部編, 18, pp.99-109
- 村瀬忍・鈴木祥隆 (2016) 「大学生の手話学習への関心についての調査」 岐阜大学教育学部研究報告人文科学, 第 64 巻第 2 号, pp.99-102
- 谷田 (松崎) 勇人 (2015) 「大学生の地域社会への責任尺度の作成」 日本教育工学会論文誌第 39 巻第 1 号, pp. 31-40
- 山本雅代 (2011) 「手話はいかに捉えられているか－大学生を対象とした調査から－」 言語と文化第 14 巻, pp.29-42

## 研究論文

## 健常成人を対象とした伴奏をつけた嚙下体操の効果について

長谷川 恭子

## はじめに

筆者は、施設実習に出向いた際、食事時に多くの方がむせ込んでいるのを目にした。食べにくい・飲み込みにくい様子を目の当たりにし、この状況を少しでも改善できないかと考えた。また、美味しく食事を楽しんでもらう為に何が出来るのかと考えた。

そこで、口腔ケアに必要だと思われる嚙下体操を思いついた。嚙下体操について調べていくうちに、伴奏も何もなく指示に従って嚙下体操を行うよりも、ラジオ体操に音楽があるように、動きに合った音楽や歌唱を取り入れた嚙下体操を行うほうが、より効果的ではないだろうか考えた。また、音楽が人に与える影響についても興味を持った。音楽があるのとないのではどのような違いや効果があるのか疑問に思い検証したく、本研究のテーマを選んだ。本研究では、20代の健常成人を対象に、発音や発声また歌唱といった嚙下体操を、音楽を付けて行った場合と音楽を使わないで行った場合とでは、実際にどのような効果や影響が見られるのか検証したく実験を行った。

## 1、研究方法

## 1) 被験者について

被験者の詳細、実験場所について以下表1にまとめた。

表1 被験者の詳細、実験場所など

場 所	自宅	名古屋芸術大学東キャンパス 5号館502講義室 音楽応用演習Ⅱ授業内
人 数	4名	16名
時間帯	17時30分～17時50分	14時50分～15時10分

被験者は合計20名で、女性16名、男性4名であった。被験者の年齢は、20歳～23歳であった。20名中19名が学生であった。

## 2) 実験手順

嚙下体操の台本 (<http://www.geocities.co.jp/Beautycare/7135/enngeriha.htm>) をもとに歌唱を交えて実験用の台本を作成した。実験に使用した嚙下体操の内容を以下の表2にまとめた。

表2 嚥下体操の内容

- |                              |
|------------------------------|
| 1. 口の運動                      |
| 2. 舌の運動                      |
| 3. 頬の運動                      |
| 4. 呼吸訓練                      |
| 5. 発声練習                      |
| 6. 歌唱、あるいは歌詞を音読（あめふり・かえるの合唱） |
| 7. 深呼吸                       |

台本に合わせて伴奏を付けた「伴奏ありバージョン」と、伴奏のない「伴奏なしバージョン」の二通りをCD-Rで作成した。それぞれ20分程度であった。

### 3) 実験の素材について

伴奏なし・あり、それぞれの嚥下体操実施後に水分なしでは飲み込みにくいと思われる食べ物を摂取してもらい、飲み込みまでに何回噛んだのかを数えてもらった。それにより、2種類の嚥下体操後の咀嚼回数にどのような違いが出るのかを調査した。

戸田ら（2008）は、高齢者の口腔内状態の分類と野菜の食べやすさについて研究した。これは、高齢者と若年者を対象に咀嚼までに時間のかかる食べにくく飲み込むまでに時間のかかる野菜について調べたものである。それにより若年者はキャベツの千切りに食べにくさをやや強く評価した。食品を口に入れる時、口を大きく開けるので食べにくいとのことであった。また、口の中で広がり食塊になりにくく飲み込むまでに時間がかかるという理由も挙げている。高齢者にとって野菜の食べにくさの要因は、硬さ・形状・飲み込みやすさであった。若年者は、硬さ・形状・食塊の形成のしやすさで、両者は共通であったが、若年者のほうが食べにくさの基準として咀嚼後の残渣のようなもの、口に広がるなど野菜の物性をより区別していた。

この研究を参考に、音楽を付けた嚥下体操と音楽を用いない嚥下体操実施後、それぞれ1ミリ間隔で千切りした生のキャベツを一人5グラムずつ一口で食べてもらい、飲み込むまでに噛んだ回数の違いを検証した。

### 4) 実験の流れ

大学内で行った実験について始めに述べる。まず、被験者に実験の流れを説明した。次に、嚥下体操（伴奏なし）のCDをかけ、嚥下体操を行った。その後、千切りキャベツを配り、アンケートに答えてもらった。そして一週間後、今度は伴奏ありの嚥下体操を行い、同様にアンケートに答えてもらった。

次に自宅で行った実験について述べる。大学内の実験と同様に被験者に実験の流れを説明し、伴奏なしの嚥下体操から始めた。その後、一時間程度時間を置いてから伴奏ありの嚥下体操を行った。同様に千切りキャベツを食べてもらいアンケートに答えてもらった。実験の流れを以下の表3にまとめた。

表3 実験の流れ

- |  |
|--|
| 1. 実験の説明<br>2. 嚙下体操（一回目伴奏なし、二回目伴奏あり）<br>3. 千切りキャベツ摂取<br>4. アンケート回答 |
|--|

## 2、結果

### ① Q1、飲み込むまでに何回嚙みましたか？

図1に結果を示す。

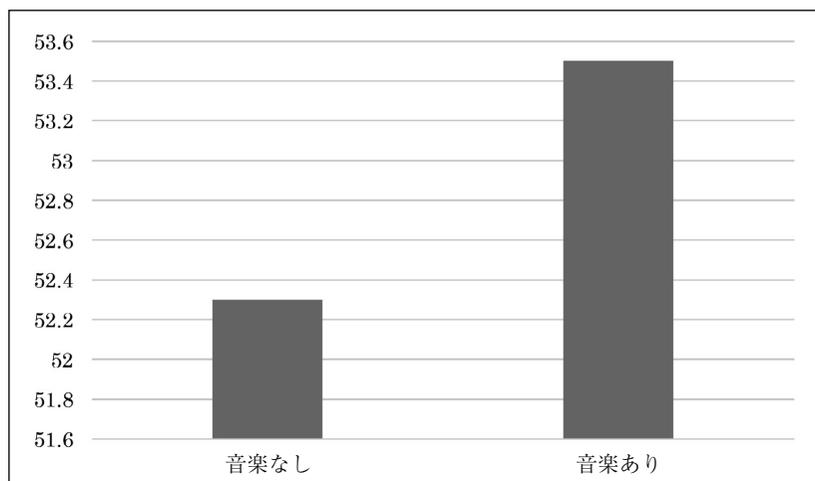


図1、「飲み込むまでに何回嚙みましたか？」に対する回答

両条件の平均の差をt検定した結果、音楽条件の主効果が認められ、音楽がない時よりも音楽がある時のほうが評定平均値が優位に高いことがわかった ( $t = 2.29, p < 0.05$ )。つまり、音楽がある時のほうがより多くの千切りキャベツを嚙んだということである。

### ② Q2、キャベツは好きですか？

この質問の回答方式は5段階評価で、嫌い【1】やや嫌い【2】普通【3】やや好き【4】好き【5】となっている。平均すると、伴奏なしが3.7で、伴奏ありが3.5で普通と回答した方がほとんどであった。よってこれより、キャベツに好き嫌いはそれほどないことがわかった。

### ③ Q3、食べやすかったですか？

この質問の回答方式は5段階評価で、食べにくい【1】やや食べにくい【2】普通【3】やや食べやすい【4】食べやすい【5】となっている。平均すると、伴奏なしが3.35、伴奏ありが3.39でほとんど差はなかったが、若干伴奏ありのほうが普通という回答であった。つまり、伴奏ありのほうが少し食べやすいと感じる方が多い結果となった。

④ Q 4、嚙下体操は出来ましたか？

図2に結果を示す。

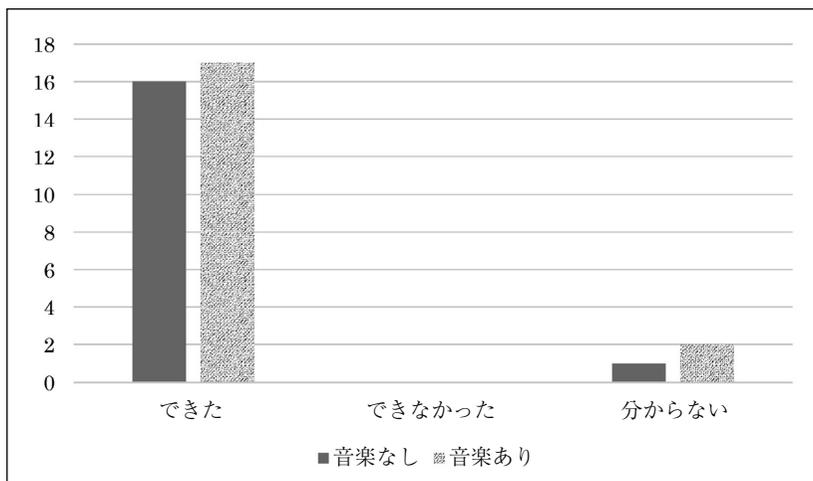


図2 「嚙下体操は出来ましたか？」に対する回答

ほとんどの方が出来たという回答であった。伴奏があるなしに関わらず、体操が出来なかったという方はいなかった。

⑤ Q 5、嚙下体操の時間はどのように感じましたか？

図3に結果を示す。

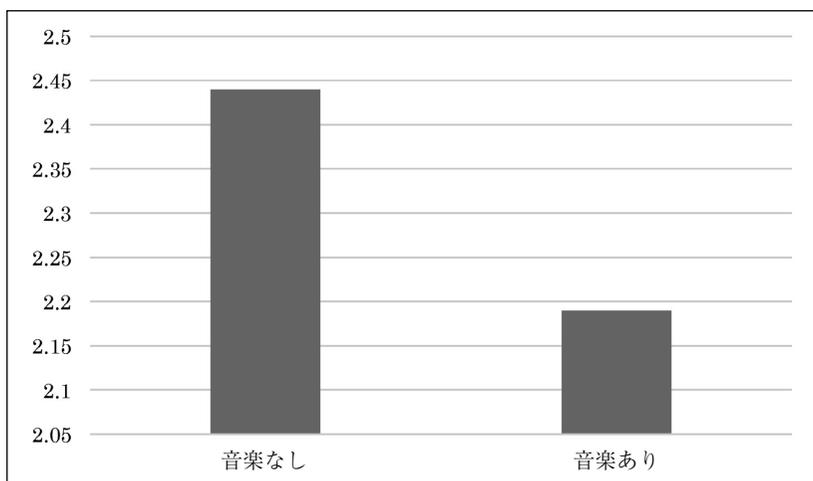


図3 「体操の時間はどのように感じましたか？」に対する回答

t検定の結果、音楽条件の主効果が認められ、音楽がない時よりも音楽がある時のほうが評定平均値が優位に高いことがわかった ( $t = 2.44, p < 0.05$ )。つまり、音楽がある時のほうが時間を短く感じたという結果になっている。

## ⑥ Q6、感想を自由にお書き下さい。

伴奏なしの嚥下体操の後で得られた感想について、以下の表12に示す。

表12 伴奏なしの嚥下体操で得られた感想

肯定的	嚥下体操には色々な仕方があるのだと思った。体操している中で「次は何だろう」と楽しさが湧いてきた。キャベツの苦みが薄く甘かったように思えた。美味しかった。
	普段、意識して口の中のことを考えていなかった。キャベツって生は食べにくい。唾液が出てこない飲み込むのが難しいと痛感した。
	口をはっきり動かすことで、自然に口の動きが良くなった気がする。嚥下体操は初めてで新鮮であった。
	食べやすかったかどうかはわからないが、回数を意識したことによってしっかり食べることが出来たような気がする。意識するとふだんよりも噛む時間が長かった。
	嚥下体操をしたことで、口の中が乾いていなかった。
	毎日やれば効果があるように思えた。
	生キャベツがあまり好きではなく飲み込むまでに時間がかかって、いつもよりも回数が増えたと思う。
否定的	少し息苦しく感じる場所があった。
	自分の言っている「パ」と「タ」が同じに聞こえた。
	鼻声だった。
	実験の趣旨がよくわからなかった。
その他	キャベツの味について、実験の説明など（計9）

嚥下体操を行わず、口を動かしていない状態（乾いた状態）の後に生キャベツを食べるよりも、嚥下体操を行った後に生キャベツを食べたほうが唾液が出た。それにより、食べやすさや飲み込みやすさを感じたという感想が得られた。他には、CD-Rに吹き込んだ音声聞き取りにくかったという意見やキャベツの味についての感想などもあった。

伴奏ありの嚥下体操の後で得られた感想について以下の表13に示す。

表 13 伴奏ありの嚙下体操の後で得られた感想

音 楽	音を付けてのほうが体操しやすかった。
	唾液が出た。音ありのほうが楽しい。
	音楽につられてしまう。
	歌うってすばらしい。
	始まりは「さんはい」という合図があったので入りやすかったけど、終わりは音が止まるところで止まれたので終わりやすかった。
	音楽がついているほうがやりやすかった。
	音楽があると楽しく出来た。
気 分	なんとなくやりやすかった。食べやすかった気がする。
	伴奏がなかった前はやや気分が乗りにくかったが、伴奏のあった今回は気分が乗りやすかった。
	噛むことを苦痛に感じなかった。
	不安感がなかった。楽しく噛むことが出来た。
噛む回数	リズム的に発声しやすかった。噛む回数が増えた気がする。
	前は口の中がパサパサだった。今回は唾液がたくさん出てびっくりした。味がなくても食べることが出来た。
	唾液が前よりも出た。けれど、なぜか噛む回数が増えた。
時 間	体操の時間が前回よりも短く感じた。前回より噛む感じが楽であった。
	音楽があったほうが、どこまで声を伸ばしていても良いのか・どこで声をだせばいいのかがわかりやすかった。前は体操の時間が途中で嫌になってしまったけど、今回はそれがなくて時間が少し短く感じられた。
	嚙下体操が前回ほど長く感じず、やりやすかった。
	長く感じなかった。
その他	それほど違いは感じられなかった。

音楽があったほうがわかりやすく良かったという感想や、気分良く楽しく出来た、体操の時間が長く感じなかったなどの感想が多くみられた。唾液がたくさん出たのでしっかり嚙んで飲み込むことが出来たという意見もあった。伴奏なしでは音声が聞き取りにくいことやキャベツの味についての感想もあったが、今回はそれがなかった。

### 3、考 察

#### 1. 実験結果からの考察

##### 1) 飲み込むまでの回数について

筆者の予想では、伴奏ありのほうが飲み込むまでの回数は少なくスムーズに飲み込むことが出来るのではないかと予測していた。それは、伴奏があることによってテンポ良く体操を行うことができ、運動量が増える為、より多く唾液が出ることで飲み込みやすくなると考えたからだ。しかし、結果は予想とは逆で伴奏なしのほうが飲み込むまでの回数が少なかった。この結果は実験の対象者が健常成人であったことがまず考えられる。日頃から普通食を食べている成人にとって唾液は日常的にたくさん出るものであり、食べる前に嚙下体操をしてもしなくても飲み込みにかかる回数に変化はなかったと考える。

##### 2) キャベツの好き嫌いについて

キャベツはほとんどの人が好き嫌いなく食べていた。日頃から口にすることの多い野菜であることから、抵抗なく食べることが出来たと考える。

##### 3) キャベツは食べやすかったかについて

問1でも述べたように、伴奏があることによってスムーズに嚙下体操を行うことができ、運動量が増えた為、より多く唾液が出ることで食べやすいと感じるのではないかと予想した。これは予想通りの結果であった。飲み込むまでにかかった回数と食べやすさは違う。飲み込むまでに嚙む回数が多くても食べやすいと感じた人は、音楽があることによって時間の経過や感情が変化し食べやすいと感じたのではないか。

##### 4) 嚙下体操について

伴奏あるなしに関わらず嚙下体操が出来たと答える人がほとんどであった。これは、今回行った嚙下体操は複雑なものではなくわかりやすかったと予想される。歌唱、あるいは歌詞の音読に用いた「あめふり」と「かえるの合唱」は一般的に知られている昔からの童謡であり、世代を問わず馴染み深い曲であると考えられる。従って誰もが自然と行うことが出来たのであろう。歌唱、あるいは歌詞の音読以外の内容に関しても複雑なものはなかった為、全員にやってもらえたと考える。

##### 5) 嚙下体操の時間について

音楽がある時のほうが時間を短く感じたという結果になっている。音楽が待ち時間の感じ方に与える影響についての研究がある。音楽が商業的に利用される理由の一つは、例えば行列の中で待たされていることに対する消費者の反応に影響を与えようという信念で

ある。最近の研究が音楽と待つこと、そして消費者の行動との関係を示してきた。例えばラモス（Ramos）は、電話相談サービスで保留中掛け手に流される音楽のスタイルの変化が、応答前に電話を切る人の数に影響を与えることを見出した。同様にストラットン（Stratton）は、実験開始待ちと思いついでいる被験者たちに、一人で待つか、グループで会話をしながら待つか、グループで会話をせずに待つかのいずれかを頼んだ。グループで会話なしの条件下では、音楽を聴きながら待った群のほうが音楽なしで待った群よりもその待ち時間に対するストレスが少なかった。音楽なしで待った群は、他の群よりも経過時間を長く見積もったのである。なぜ音楽はこのような影響を時間知覚に及ぼすのか。ワンシンク（Wansink）は、消費者が好きな音楽を聴いている時は経過時間を短く見積もることが期待されるという、一見本能的に明らかと思われる論点を提案した。

これらの研究により、音楽が人の時間に対する感じ方に影響を与えることが明らかとなっている。本実験でも音楽があることにより同じ内容の体操を行っても時間を短く感じるということが明らかになっており、上記の研究結果を裏付けている（ハーグリーブス・D、ノース・E、2004より）。

## 6) 自由記述について

伴奏ありのほうがわかりやすく、楽しく出来たという感想が得られた。対象者の感情を音楽が誘導したのではないだろうか。人は「感情の生き物」とよく言われる。音声だけの説明で淡々とした嚙下体操に伴奏を付けて変化させることで、気持ち良く出来たと考える。これは理屈ではなく「なんとなく」ということが多々ある。音楽は無意識の領域に働きかけるのである。感情を誘発する音楽はさまざまな場面で用いられ、その効果を発揮している。大概の人は優れたクラシック（または他ジャンルの音楽）を聴きながら、高揚であれ悲哀であれ深い感情を覚えた経験を持っている。喜びや悲しみのあまり涙を流すことさえあり、たとえ一時的であっても日頃の悩みを忘れて清々しい気分になることができる。包み込むような音楽で嫌なことや辛いことが癒される。元気のよい音楽でモチベーションを上げることができる。語りかけるような音楽で不安を解消することができるなどといった感情は、私たちが日常生活の中で体感することではないだろうか。

今回の実験で伴奏なしの嚙下体操に対する感想に途中で嫌になってきたという感想があったが、伴奏を付けることによってそれが解消された。（被験者の自由回答「前は、体操の時間が途中で嫌になってしまったけれど今回はそれがなく、時間も少し短く感じた。」より）これは、伴奏という音楽が被験者の不安感を解消したと考える。よって、伴奏を付けて嚙下体操を行ったことは有益であったと考える。

## 2. 臨床への応用

今回の実験は健常成人を対象としたが、認知症高齢者や介護予防の為に参加している高齢者を目的とした活動にも嚙下体操に音楽を付けることでよりよい効果が得られると考え

る。なぜなら音楽は、世代や人種を問わずすべての人の心情に影響を与えるからである。音楽があることにより、心身が活性される。これにより、楽しみややる気を起こす事に繋がるのではないだろうか。

付記 本論は平成22年度名古屋芸術大学音楽学部に提出した卒業論文に加筆・修正したものである。

#### 引用・参考文献

1. ハーグリーブス・D, ノース・E: 人はなぜ音楽を聴くのか, 東海大学, 神奈川, 2004
2. 平井タカネ, 出口庄佑, 畑野裕子: 反復運動時の伴奏音の効果について, 日本体育大学号, 奈良, 1983
3. 堀内久美雄: the ミュージックセラピー, 音楽之友, 東京, 2010
4. 甲谷至: 歌うことが口腔ケアになる, あおぞら音楽, 東京, 2008
5. 師井和子: 心にとどく高齢者の音楽療法, ドレミ楽譜, 東京, 1999
6. 師井和子: 心をつなぐ音楽回想法, ドレミ楽譜, 東京, 2006
7. ゲイナー・M: 音楽はなぜ癒すのか, 無名舎, 東京, 2000
8. 荘村多加志: 介護技術II, 中央法規出版, 東京, 2007
9. 小坂哲也, 立石宏昭, 小坂靖代 他5名: 音楽療法のすすめ, ミネルヴァ書房, 京都, 2006
10. 土谷 澄, 平井タカネ, 荒木真知子 他1名: 伴奏のメトロノーム音と音楽オンとが踏み台昇降運動時の心拍数・呼吸数に及ぶ影響, 体育学研究, 大阪, 1982
11. 戸田貞子, 高松美穂, 香西みどり 他1名: 高齢者の口腔状態の分類と野菜の食べやすさ, 日本家政学会, 東京, 2008
12. BGMの心理学  
<http://www.otokan.com/musicpsychology/b-05.html> (2010年12月現在)



実践報告

## 民生委員・児童委員制度100年の歩みと 新任民生委員の活動実践

中川千代

### はじめに

2016（平成28）年12月より、筆者は民生委員・児童委員を委嘱され活動を始めた。民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された「非常勤の特別職の地方公務員」である。給与の支給はなく（無報酬：民生委員法第10条）、ボランティアとして活動する。ただし活動に要する交通費等に充てるものとして「活動費」が支給されている（国が地方交付税の積算に算定する）。2016年度の活動費は1人当たり年59,000円である。また、民生委員は児童福祉法第16条に定める児童委員を兼ねることとされている。また子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名される。いずれもその任期は一斉改選から3年間である（再任可）。

全国民生委員児童委員連合会（全民児連）の2012（平成24）年調査によれば、全国の民生委員・児童委員の年齢構成（主任児童委員を除く）をみると、最も多いのが60代で約61%、次いで70代が約19%、50代が約15%となっている。委員としての在任期間（主任児童委員を除く）は、1期以下36.1%、2期25.8%、3期16.0%、4期10.3%、5期以上11.8%という状況となっている。この結果からは全体の6割余の委員が2期目以下であることがわかる。在任年数は短期化しつつあるといえる。これは、はじめて委員となる年齢が高まる傾向にあることとも関係していると考えられるが、年齢的には再任が可能であっても退任をされる委員が増加していることも影響しているものと考えられている。2016（平成28）年の一斉改選では、新任72,578人（31.6%）、再任156,963人（68.4%）となった。

ここに民生委員制度100周年の歩みを紹介しつつ、筆者が今期活動を始めた実体験をもとに、民生委員の活動について報告する。なお、本報告書は高田短期大学研究倫理委員会の承認を得ている。

### 1. 民生委員制度の歴史

#### (1) 濟世顧問制度の創設

1916（大正5）年5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、当時の岡山県知事であった笠井信一氏は、大正天皇から県下の「貧民は如何に活せる乎」（いかに暮らしているか）との御下問を受けた。笠井知事はすぐに岡山県内の貧困者の実情を調査し、悲惨な生活状態にある者が県民の1割にあたる約10万人に達していることが判明した。この事態の重大さを痛感した同知事は、ドイツのエルバーフェルト市で行われていた「救貧委員

制度」を参考に、防貧制度確立への研究を重ね、1917（大正6）年5月12日、「濟世顧問設置規程」を公布、民生委員制度の源といわれる濟世顧問制度が生まれた。

## (2) 方面委員制度の創設

1918（大正7）年10月、大阪府方面委員制度が林市蔵知事と小河慈次郎法学博士によって創設された。小川博士は1913（大正2）年に大阪府の救済事業指導囑託となり、救済研究会を開くなどの活動を進めていた。1912（明治45）年に著した「社会問題救恤十訓」において方面委員制度の根本方針となる考え方に言及しており、この時点で方面委員制度構想が胸中にあったと思われる。1917（大正6）年4月には岡山県笠井信一知事を訪ねて、「濟世顧問制度」の所見を聴くなど、その構想をふくらませていた。

同じ1917（大正6）年12月に林市蔵氏は大阪府知事に就任する。着任早々の大晦日に市民の生活を視察し、その窮状・貧富の差を目の当たりにし、知事の責任として救済事業拡充の必要性を痛感し、翌1918（大正7）年5月に「救済課」（のちの大阪府方面委員制度の担当課）を新設する。

林知事と小河博士によって救済事業の研究・活動が進められるなか、1918（大正7）年8月に富山県で始まる米騒動が大阪にも波及する。各界の有力者の関心が「防貧・救済事業」に傾いたこともあり、方面委員構想が固まり、1918（大正7）年10月7日、大阪府方面委員規程が公布されたのである。

なお、同年6月には東京府慈善協会による救済委員が設けられるなど、他の道府県でも独自の見解や方針を織り込みながら同様の委員制度が相次いで創設されるところとなる。そして1928（昭和3）年7月の福井県をもって、方面委員制度は全国に普及するところとなった。この年、委員数は1万5,155人となった。それに伴い、相互の連絡・調整を目的に全国的連絡組織の設置が急務とされた。

## (3) 全日本方面委員連盟の設立

1931（昭和6）年4月、救護法実施決定を祝う全国方面委員代表者会議において、全国組織結成に向けた覚書が発表され、「全日本方面委員連盟」が設立された。初代会長には、救護法実施に向け、病氣療養中にもかかわらず、内務大臣や大蔵大臣（当時）に面談するなど、情熱を注いだ中央社会事業協会会長でもあった実業家の洪沢栄一氏が推挙された。連盟設立後、改めて発会式の準備が進められ、いよいよ発会式を挙げるという1931（昭和6）年11月、洪沢会長は発会式を見ることなく病没した。延期された発会式は洪沢氏を偲び、永眠の地である飛鳥山の暖依村荘（氏の別荘）で開催された。

1936（昭和11）年、方面委員令が公布され、これにより方面委員の活動が全国統一的に運用されるようになる。ただし、方面委員制度は、それまで地域の実情に応じて自主的に運営されてきたことから、方面委員令においても、それぞれの地域性を基盤とした柔軟な活動を阻害することのないよう配慮された内容とされた。



て組織される民生委員・児童委員の全国組織である。主な活動内容は、民生委員・児童委員活動の強化推進に関する調査研究、情報提供や研修などの各種事業を企画・実施し、活動実践の発展を図っている。

## 2. 民生委員・児童委員の役割・職務について

### (1) 民生委員の職務

民生委員法第1条では、民生委員は、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と定められている。民生委員の職務については、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする人に相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に協力すること、社会福祉事業や活動への支援をすること、このほか住民の福祉の増進を図るための活動を行うことが規定されている（民生委員法第14条）。

### (2) 児童委員の職務

児童福祉法第17条では、児童委員の職務として、児童および妊産婦についての上記の活動に加え、児童健全育成に関する気運の醸成に努めることをあげている。その任務と活動等の詳細については、「児童委員の活動要領」（厚生労働省局長通知）に示されている。

また、主任児童委員の職務は、児童福祉関連機関と区域担当児童委員との連絡調整、区域担当児童委員の活動に対する援助・協力等とされており、区域担当の民生委員・児童委員と連携して活動している。

### (3) 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

民生委員・児童委員はこれらの職務を通じて、地域福祉の推進、安心して住み続けることができる地域づくりの活動をしている。こうした活動は、「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」に整理される。

#### ① 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。

#### ② 相談のはたらき

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に乗る。

#### ③ 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。

#### ④ 連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務める。

#### ⑤ 調整のはたらき

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。

## ⑥生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

## ⑦意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会（民児協）を通して関係機関などに意見を提起する。

## 3. 民生委員・児童委員の配置・人数

全国の民生委員・児童委員数は2016（平成28）年12月時点で定員238,352人であり3年前の改選時より約2,000人増加している。委嘱人数（現員数）は53人の増にとどまり、定員に対する欠員率は前回改選時の2.9%から3.7%へと拡大し、定員の増加に委嘱が追いついていない状況が明らかになっている。2016（平成28）年12月時点での三重県におけ

表1 三重県の民生委員・児童委員の配置

	民生委員児童委員数(内主任児童委員数)				法定単位 民児協数	人口	世帯数	
	男	(内主任児童委員数)	女	(内主任児童委員数)				計
津市	257	3	334	42	591	21	281,882	124,139
四日市市	234	12	357	41	591	26	312,295	134,724
伊勢市	134	4	149	24	283	12	128,898	54,772
松阪市	156	2	224	25	380	13	162,791	70,577
桑名市	88	0	134	24	222	12	143,068	57,666
伊賀市	111	0	190	30	301	14	94,000	39,832
鈴鹿市	155	0	209	35	364	13	200,594	83,725
名張市	48	1	138	15	186	8	79,994	33,569
尾鷲市	32	1	23	2	55	1	18,757	9,633
亀山市	37	1	61	8	98	4	49,854	20,695
鳥羽市	17	1	35	2	52	1	19,703	8,484
熊野市	31	1	46	3	77	1	17,664	9,114
いなべ市	36	2	65	6	101	4	45,828	17,458
志摩市	45	1	70	10	115	5	52,211	22,914
木曾岬町	6	1	7	1	13	1	6,456	2,385
東員町	18	0	34	4	52	1	25,588	9,341
菰野町	32	1	45	4	77	1	41,710	15,975
朝日町	10	0	7	2	17	1	10,630	3,942
川越町	9	0	19	2	28	1	14,971	6,288
多気町	10	0	30	2	40	1	14,980	5,636
明和町	27	1	24	2	51	1	23,165	8,797
大台町	10	0	30	2	40	1	9,640	4,170
玉城町	22	1	13	1	35	1	15,707	5,709
南伊勢町	16	0	42	4	58	1	13,566	6,133
大紀町	18	0	22	2	40	1	9,132	4,204
度会町	18	0	11	2	29	1	8,470	2,984
紀北町	27	0	43	4	70	1	16,582	8,149
御浜町	10	0	22	2	32	1	8,972	4,273
紀宝町	21	1	16	1	37	1	11,386	5,361
合計	1,635	34	2,400	302	4,035	150	1,838,494	780,649

〔2016(平成28)年12月1日〕

る民生委員・児童委員の委嘱人数は、4,035 人である。法定単位民児協数は 150 である。(表 1 参照)。

定数は、厚生労働大臣の定める基準を踏まえつつ、都道府県（指定都市、中核市）の条例により市（特別区含む。以下同じ）町村ごとの人数が定められることとされている。都道府県知事等は、この定数を定めるにあたっては、市町村長の意見を聴くこととされている（民生委員法第 4 条）。

#### 4. 民生委員・児童委員の活動内容具体例

前述した「民生委員・児童委員活動の 7 つのはたらき」にも示されているように活動内容は多岐にわたる。筆者の体験をもとにまとめる。

##### (1) 相談・支援

見守り、声かけなどを目的として担当区域内の心身障害者・児、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動(電話によるものを含む)を行う。

##### ① 福祉票の作成と保管

何らかの支援を必要とする個人や世帯に対し、適切な相談・支援活動を継続して展開するために、個人や世帯の状況、相談・支援の過程などを記録するものである。

##### ② 災害時要援護者支援活動

2013（平成 25）年 6 月、災害対策基本法が改正され、市町村長に自力での迅速な避難が困難な「避難行動要支援者」名簿の作成が義務づけられたとともに、本人同意を前提に、当該名簿を民生委員や市町村社協、自主防災組織等に提供し、地域ぐるみでの支援体制づくりを進めていくことが盛り込まれた。

この「避難行動要支援者」名簿の提供を受け、担当区域内の住民の状況確認を行った。高齢の母親と障害のある息子や娘との二人暮らしの家庭、80 歳以上のひとり暮らしの方を中心に訪問し見守りを行った。2016 年 12 月に委嘱を受け新任の挨拶回りに伺った約 1 ヶ月後に孤独死の場面に遭遇し、現実の厳しさを突きつけられた。

##### (2) 相談・支援以外の活動

##### ① 安否確認、友愛訪問

高齢者宅などに自主的に訪問し、元気で生活しているかを確認する。この活動が孤独死の予防に繋がると信じ、困ったことなどがないかなど声かけを行った。

##### ② 調査・実態把握

ひとり暮らし高齢者実態調査～市町村からの依頼を受け、担当区域内の実態調査を行う。昨年度の調査名簿をもとに死亡 2 名、同居・敷地内同居 10 名、他の居所 5 名、単身等該当者 25 名、不明 2 名、計 44 名の調査を行い実態調査票及び名簿を整理した。実態調査票は単身者 25 件について市に提出し、同居者等 11 件については自身の覚え書として保管した。

③行事・事業・会議への参加協力

- 1) 地域の小学校と協力し児童の登下校の見守りボランティア「一緒に歩こうデー」～校区内の児童の通学路を通学時間帯に付き添いや見守りを行い安全に寄与する。  
(「一緒に歩こうデー」は14:20頃に学校を出発するため仕事の関係上、協力できなかった)。
- 2) 小学校プロブレム支援(新1年生の登校時昇降口での援助)に2回参加した。
- 3) 中学校のオープンスクールデーに参加した。
- 4) 小学校PTA 地区懇談会に参加した。
- 5) 赤い羽根共同募金の街頭募金活動に参加した。
- 6) 担当地区自治会活動～総会、夏祭り、秋祭り(みこし巡行)、芋煮会(写真1)、七草粥昼食会等に参加すると同時に自主防災組織としての食事作り訓練を集会所にて定期的に行った。
- 7) 地区子ども会の廃品回収(年3回)、夏休みラジオ体操に参加した。
- 8) 地域包括支援センター主催の生活・介護支援サポーターとの顔合わせ会には、調整がつかず参加できなかった。



写真1 自治会「芋煮会」の様子

④地域福祉活動・自主活動

- 1) 新任民生委員として「活動強化週間」にちらしを作成し担当区域内の回覧板にて啓発を行った(図2参照)。
- 2) 地区社会福祉協議会との連携事業として「ふれあい食事会」の運営(食事作りなど)を年間2回民生委員が依頼され担当した(写真2)。
- 3) 担当地区老人会にて高齢者サロン(月1回、8月から筆者が主担当)を運営した(写真3)。



図2 新任委員案内ちらし



写真2 ふれあい食事会の様子

⑤民児協運営・研修等

- 1) 法定単位民児協定例会（月1回）
- 2) 「活動記録」の提出（月1回）
- 3) 委員相互、関係機関との連絡調整
- 4) 新任研修会（県・市）及び各種研修会参加

⑥証明（調査・確認等）事務

生活困窮証明や児童の監護・養育者に関する事実等、本人や行政機関等から協力を求められた場合に行った証明、調査、事実確認等がこれにあたる。

筆者は、ひとり暮らし高齢者の緊急通報装置申請のための、署名等を行った。



写真3 高齢者サロンで記念の1枚

委嘱を受けた2016年12月～2017年11月の筆者の活動状況と厚生労働省の2015（平成27）年度実績を比較した（表2参照）。

表2 民生委員・児童委員1人当たりの年間活動状況と筆者の活動状況の比較

	1人当たり（2015）の活動	筆者の活動
年間訪問回数	166回	97回
相談・支援	27.6件	13件
調査・実態把握	23.4件	41件
行事・会議等への参加	26.7件	16件
地域福祉活動	39.7件	5件
定例会・研修等	25.2件	27件
証明事務	1.7件	1件

※1人当たりの活動状況は、厚生労働省の平成27年度実績より抜粋

考 察

「民生委員・児童委員活動および民児協活動に関する意識調査（2008）報告書」によると、活動の「やりがい」について1期目の新任委員、中堅委員のいずれも、「とてもやりがいを感じている」、「ある程度やりがいを感じている」が多く、合わせて約9割である。単位民児協会長では「とてもやりがいがある」と約4割の人が回答しているという。一方で、新任委員では「やりがいを感じない」という回答も1割あり、新任委員へのサポートの必要性や課題を1人で抱え込まずにすむような環境整備も課題となっている。筆者の場合、介護・社会福祉に関する知識が多少なりともあり、また同じ1期目の同期委員の中に子どもの同級生の親がいたことから、小さな悩みを相談する相手があったこと、単位民児

協の先輩委員方も様々な情報提供をしてくださったことなど非常に心強かった。しかし、これまでまとめてきたように「活動記録」の整理（どの活動をどのように分類すればよいのか）は慣れないだけに毎回「活動記録記入の手引き」を時間をかけて何度も読み返さなければならず、煩雑な作業が多かった。また、実態把握のための訪問活動に関する住民の理解が得にくく拒否をされたり、この実態調査がどのように反映されているのか、成果がどのように利用されているのかわからないといった住民の素朴な疑問をいただいたりしたという委員の声も聞いた。また、どこまでが委員の活動なのかわかりづらく、把握できた実態を目の当たりにして関係機関とどう情報共有しながら連携を図っていくべきなのか苦悩するケースもあることが体験を通して理解できた。冒頭にも記したとおり、民生委員・児童委員の在任年数は短期化しつつあり、はじめて委員となる年齢が高まる傾向にあること、年齢的には再任が可能であっても退任をされる委員が増加していることなどが示されている。地域に密着した活動を展開している民生委員制度が今後も継承され機能していくための住民の理解や課題解決のための方策が必要な時期にあると思われる。

## まとめ

民生委員制度創設100周年の節目にあたる年に、新任委員として委嘱されたことは何かの強い縁を感じている。担当区域の家庭の生活状況や家庭環境を観察し把握に努める見守り活動をできる範囲で無理しないよう行い、身近な相談にのり関係機関に適切に情報提供することで、安心して暮らせる地域づくりの一端を担う存在として活動していこうと考える。できる限り研鑽を積み小さなことから少しずつ役割を果たせるようにしていきたい。

## 謝 辞

写真掲載等に快くご協力くださいました関係者の皆様に感謝申し上げます。

## 引用・参考文献

1. 三重県民生委員児童委員協議会記念誌編集委員会 2017「民生委員制度創設100周年記念誌」
2. 全国民生委員児童委員連合会 2013「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」
3. 全国民生委員児童委員連合会 2016「2016年版 新任民生委員・児童委員の活動の手引き」
4. 民生委員・児童委員のひろば第765号（2017年3月号）
5. 厚生労働省「民生委員」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116286.html>（2017.12.30）



実践報告

## 児童養護施設における安全委員会方式の導入と実践 —聖マッテヤ子供の家の取り組み—

佐藤 信太郎

### 1. はじめに

安全委員会方式とは、児童養護施設をはじめ児童福祉施設における暴力問題の解決法及び予防法として、2003年頃に九州大学大学院名誉教授である田嶋誠一によって考案された方式である。

安全委員会方式は、「2レベル三種の身体への暴力」を対象とする取り組みである。「2レベル」とは「顕在的暴力」「潜在的暴力」を、「三種」とは「児童間暴力」「対職員暴力」「職員による暴力」をそれぞれ指す。田嶋（2011）は安全委員会方式について、「2レベル三種の身体への暴力」に対し施設をあげて取り組むことを通じ、児童福祉施設における暴力問題をなくし、子どもたちの成長の基盤としての安心・安全を保障するためのシステムであると述べている。

安全委員会方式を導入・実践していく為には、風通しをよくして外部からの支援を受ける仕組みを設けていく必要がある。安全委員会には、児童相談所と学校と地域の理解者・有識者に参加してもらい、委員長は外部委員が務めることになる。定期的に児童への聞き取り調査を行いながら、外部委員と施設長・施設職員によって構成する内部委員が参加する委員会を開催し、暴力問題についての対応を審議し実践していく。

安全委員会の審議では四つの対応を基本とする。その内容は「嚴重注意」「別室移動」「一時保護（児童相談所に要請）」「退所（児童相談所に要請）」である。嚴重注意以前に「委員注意」「委員長注意」等の段階を設けることもある。

児童養護施設における暴力問題は全国的な課題であり、本園においてもその点については同様の課題があった。本実践報告では、本園における安全委員会方式の導入の経緯及び今日までの実践について報告し、安全委員会方式を実践する目的と意義について述べていきたい。

### 2. 本園が抱える課題と従来への対応について

#### (1) 本園における暴力問題の実態

聖マッテヤ子供の家は三重県津市の西部にある児童養護施設である。本園においても暴力問題は大きな課題であった。「顕在的暴力」だけでも相当数あり、「児童間暴力」「対職員暴力」更には「職員による暴力」については、園内で様々な事故・事件が確認されてきたという経緯がある。

「児童間暴力」としては、小学生男児による年少児に対する暴力の多発、中学生・高校生男児間における年長児から年少児における暴力による威圧である。小学生男児については力のある男児が年少児に命令をし、言う事を聞かない場合や自分の思い通りにならない時に年少児に暴力をふるうというものである。児童に注意指導の対応ができる職員がいる時間帯には暴力問題が起こりにくいものの、そうでない時間帯には暴力問題が多発してしまう状況であった。中学生・高校生間では、頻繁に暴力問題が起こることはないものの、一回の暴力の規模が大きく暴力をふるった年長児が幅を利かせて年少児に指図するという構造が児童間にみられていた。

「対職員暴力」については、小学生男児が興奮状態になった際に経験の浅い職員や女性職員に対して暴力を振るうというものが確認されている。男児と一定以上の関係性ができている職員がいる時間帯にはそういった問題が生じることはほとんどなかったが、児童養護施設は交代制勤務ということもあり、そういった職員の不在時には大きな問題となり、職員が物を投げつけられる、眼鏡を割られる、足を激しく踏まれるといった暴力問題が起こっている。

中学生・高校生が直接的に職員に暴力を振るう事例については近年みられなかったが、職員より力の強い男子高校生に対して多くの職員が恐怖心をもっていたことは容易に想像できるところである。

「職員による暴力」に関しても、本園において全くなかったと断言することができなかったのは事実である。子どもに注意・指導する際に「〇〇さんは暴力するのに、なんで僕が言われなきゃいけないのか」という小学生男児からの発言があったのは事実である。ちなみにこの小学生男児は先に述べた小学生男児と同じ子であり、その男児の本園への入所理由は家庭における身体的虐待によるものである。

「顕在的暴力」だけでも上記以外の内容のものも多く確認されてきている。職員に確認されてこなかったであろう「潜在的暴力」を含めると、本園において暴力問題は解決すべき大きな課題であったことは認めざるを得ない。

## (2) 本園における暴力問題に対する従来の対応

先に述べたような暴力問題に対して、多くの場合が職員個人の責任とされてきた歴史がある。この点についても全国的な傾向ということができよう。

本園においても児童による暴力問題に対して、「子どもと職員との関係づくりができていない」「職員が子どもに軽くみられているから暴力問題が起こる」といった考え方があったと思われる。暴力問題が起こる度に子どもに対して抑えのきく主任職員が出ていき、その場では一応の解決をする。その後、対応できなかった職員に対して施設長・主任職員等から助言・注意がなされるといったことが繰り返されてきたように思われる。しかし、問題は解決することなく、後日に同様の問題がまた生じるのである。児童の暴力の度が過ぎ

てくると児童相談所と協議し、当該児童の児童相談所への通所や一時保護等の方策を講じていくといった対応に終始していたのが実情であった。

### (3) 本園における暴力問題への課題

職員が児童との関係づくりを図りながら児童を支援していくことが大切であること、職員の力量を上げながら児童を支援していくことが大切であることを否定するつもりはないし、むしろそういった実践の積み重ねは児童養護施設における大切なケアワークであると考えている。しかし、頻発する暴力問題の全てを児童が暴力問題を起こした時間帯にいた職員の責任にするのは間違いである。担当職員の前ではよい姿でいる児童が、担当職員が不在になると姿を変えたように暴力をふるうようになるのである。職員の責任としてではなく当該児童の課題として捉え、組織的な対応をしていかなければならないことは明白である。

入所児童は24時間365日生活しているが、担当職員の勤務時間は年間通して児童の生活時間の3分の1にも満たないのである。児童による暴力問題に対応職員の責任にするのではなく、当該児童の問題として捉えていき、どの職員も一定のところまでは対応できる施設づくりをしていかなければいけない。暴力問題についてきちんと解決していることを入所児童たちに説明できるようにならなければ、児童たちに安心・安全な生活を保障している施設とはいえない。本園にとって入所児童たちに安心・安全な生活を保障できる施設づくりをしていくことは急務の課題であった。

## 3. 本園における安全委員会方式導入の経緯

### (1) 本園における安全委員会方式導入までの経緯

本園は平成29年5月25日に安全委員会の立ち上げ集会を行っている。本園における安全委員会立ち上げ集会までの経緯・取り組みについての概要は表1の通りである。

表1. 本園の安全委員会方式導入までの取り組み

年 月	本園の取り組み
平成27年12月	中日新聞掲載記事「暴力の芽摘み取ろう—児童養護施設の挑戦—から安全委員会方式と出会う。
平成28年2月	岡崎平和学園に安全委員会方式について視察に行く。
平成28年3月	九州大学にて田嶋誠一氏を訪問し、本園での講演会の依頼を行う。
平成28年6月	本園にて田嶋誠一氏による公開講演会「児童養護施設における暴力問題の理解と対応—安全委員会方式の取り組み—」を実施。
平成28年8月	安全委員会委員委嘱を関係機関に依頼する。
平成28年11月	第1回安全委員会を開催し、本園における安全委員会方式の立ち上げに向けての協議を行う。
	全国児童福祉安全委員会連絡協議会第6回大会（千葉大会）に内部委員職員が参加する。

平成 29 年 2 月	田嶋誠一氏を招聘し、本園における園内研修「安全委員会方式の具体的活動」を実施する。同日に第 2 回安全委員会を開催し、田嶋氏による安全委員会（外部）委員向けの研修を実施する。
平成 29 年 5 月	岡崎女子短期大学特任教授築山高彦氏を招聘し、園内研修「安全委員会方式の効果的な運営について」を実施する。同日に第 3 回安全委員会を開催し、委員向けに同内容の研修を実施する。
平成 29 年 5 月 25 日	「聖マッテヤ子供の家安全委員会立ち上げ集会」を実施する。

## （2）安全委員会方式導入までの準備

本園における安全委員会方式導入までの主な取り組みは上記の表の通りである。並行しながら本園における安全委員会設置要綱や暴力問題への緊急対応マニュアルの作成、聴き取り調査用紙を活用した児童への聴き取り調査の試行的実施を行っていきながら、安全委員会方式導入の準備を行ってきた。特に児童への聴き取り調査の試行的実施は本園職員に対して安全委員会方式を導入することへの理解を広げる意味で有効であったと考える。全入所児童に対しての実施を重ねていったこともあり、本園が暴力問題に対して何かしらの取り組みをしようとしていることが児童間に伝わっていく結果となったと思われる。

園内職員への研修を重ねていき、外部委員向けの研修を並行して実施していったことが本園で安全委員会方式を導入するまでの準備として最も効果的な取り組みとなった。特に安全委員会方式は委員長・副委員長をはじめとする外部委員が委員会を主導していく形なので、研修会を通じて外部委員に安全委員会への理解を促していったことがその後の委員会運営に繋がった。なお、本園の安全委員会外部委員の構成は表 2 の通りである。

表 2. 本園の安全委員会外部委員の構成

委員長	元中学校校長
副委員長	短期大学教員
委員	児童相談センター 児童相談所所長 2 名、主査 1 名 小学校校長 中学校教諭

## 4. 安全委員会方式導入後の本園の取り組み状況と児童の変化

### （1）園内における暴力問題への注意対応の変化について

安全委員会方式を導入する前からも当然児童の暴力問題について職員は注意対応を行っていた。しかし、児童に適切な注意ができる職員とそうでない職員が混在しており、対応

できる職員がいる時には暴力問題は起こらないが、対応できる職員がいない時には暴力問題が多発するという状況が生まれていたと考えられる。職員は交代制勤務で児童対応をしていくので、同じ職員が継続的に児童対応をし続けていくことはできない。児童の生活は切れ目なく日々続いていくので、児童の立場からすると、暴力が起こる日と起こらない日が混在することになる。それでは、児童にとって安心・安全な生活が保障されているとはいえない。暴力問題について然るべき対応がなされる日が途切れなく続く中で生活を児童に保障していかなければ、児童の安心・安全な生活が保障されたとはいえない。

安全委員会方式を導入することで、まずはどの職員も一定のところまでは暴力問題に対応できるようになる。「叩かない、口で言う」「優しく言う」「相手が悪くても叩かない」という3つの約束を立ち上げ集会時から児童・職員共に確認されている状態になるので、どの職員もその約束を確認するという手順で一定のところまでの注意対応ができるようになる。また、暴力問題に対する緊急マニュアルが作成・確認されているので、暴力問題が発生した際の緊急対応を迅速に行うことができるようになった。その結果、暴力がそのまま容認されたり対応されなかったりすることがなくなり、問題のきちんとした解決が積み上げられていくという変化がみられるようになってきた。職員間で暴力問題に対する問題意識が高まり、その対応についての協議・検討の機会も多くなっていった。

## (2) 安全委員会における審議と嚴重注意対応等について

安全委員会の場では事前に児童から聞き取った内容や日々の記録の中で確認されている内容について、内部委員から外部委員に報告として挙げられる。報告内容を基に外部委員が審議を行い、必要と審議された児童に対して嚴重注意等の対応がなされる。日々の生活で関わる職員とは違う大人から注意されることは、児童にとって強くインパクトに残るものとなるようである。担当職員と一緒に注意を受けながら子どもを励ましたりこれからも一緒に頑張っていく決意を話したりすることは児童と担当職員との関係づくりにも寄与していく。児童への暴力問題に対する意識づけは強いものになるようであり、これまで本園の安全委員会による注意対応を受けた児童は、園内での暴力行動は大きく減少する結果となっている。

## 5. 本園における安全委員会方式導入による成果と今後の課題

### (1) 安全委員会方式導入後の児童の変化

児童への定期的な聞き取り調査は安全委員会活動の大切な取り組みである。児童には自分がしたりされたりした話についてはもちろん聴き取るが、合わせて暴力問題に関する伝聞情報についても聞き取りを行うことになっている。いわゆる「チクリ」への仕返し対策にもなっているので、児童間の脅しによる暴力問題の隠蔽が成立しにくくなるという効果がみられる。聞き取り調査を重ねていく中で、児童はきちんと話をするように変わってい

る姿が確認されており、暴力問題を適切にキャッチし易い状況がつけられつつある。その結果、児童の安心感の向上に寄与していると考えられる。特に年長児童は安全委員会方式の意味や仕組みが理解できるので、暴力行動をしないようになる。本園では年長児童の暴力問題は明らかに減少してきており、その点については本園の職員集団も実感しているところである。

## (2) 安全委員会方式導入の成果と今後の課題として

安全委員会方式を導入して半年程した頃に、園内職員を対象にアンケート調査を行い、安全委員会方式導入前後の変化について感じることを質問した。職員の回答は表3のようになっている。

表3. 園内職員向けアンケート「安全委員会方式導入前後の園内の変化は？」

- ・暴力・暴言（職員による）威圧的な指導は減少している。子どもたちに意識付けができてきている。
- ・子どもの口から「安全委員会」という言葉がよく出るようになった。
- ・子どもに安全委員会の存在が認知されている。
- ・暴言・暴力に対する職員の注意対応がしっかりしてきて、これまでなかなか注意が入りにくかった子が話を聞けるようになった。
- ・職員が子どもに対応する時に、今までよりも適切に言葉を選ぶようになった。
- ・明らかに暴言・暴力が減ったと感じる子がいる。

上記の結果にあるように、どの職員も安全委員会方式を導入したことで、大きく変化があったという認識をもっているようである。

安全委員会方式を導入したことにより、どの職員が対応する時間帯でも一定の注意対応がなされるようになったこと、児童・職員両者に対して、安全委員会の約束が共通で認識されるようになったことが成果として挙げられる。その結果、切れ目なく安定した日常生活を送りやすくなったと考えられる。職員側もどのような対応をすればよいかははっきりしたことで、児童に対応する際の不安感が減少したと思われる。

また、安全委員会の内容について理解できる中学生・高校生の暴力問題が激減したことは大きく、規模の大きな問題行動が少なくなり職員がその場で対応できるようになってきた。中学生・高校生が安定してくると施設全体の雰囲気も安定し、本来行っていくべき入所児童へのケアワークやケースワークが捗るという結果につながっている。職員側も注意対応の仕方が明確になり、児童に適切な対応ができるようになってきていると感じているようである。その結果、園内の雰囲気も安定と暴力問題の減少につながっている。

本園における安全委員会方式の取り組みの課題についても園内職員に尋ねてみた。内容は表4の通りである。

表 4. 園内職員向けアンケート「本園での安全委員会方式の今後の課題は？」

- ・安全委員会方式の存在が子どもたちに圧力を感じるものにならないように気を付けていく必要がある。
- ・緊急招集・嚴重注意等の基準がわかりにくい部分がある。
- ・嚴重注意を受けた子と付き添った担当職員とが注意対応後にどのように関わっていくかが大切であり、今後の課題と感じる。
- ・聞き取り調査がマンネリ化しないような工夫が必要になると思う。
- ・知的障がい、発達障がいを有する子への注意対応に難しさを感じる。

あくまでも安全委員会が児童と職員を守る存在として機能していけるようにしていかなければならない。安全委員会方式が効果的で安定的な運営をしていくために必要なこととして、築山高彦と山田光治（2015）は、①丁寧に継続的な「聞き取り調査」の実施、②嚴重注意以前の対応の的確な選択、③嚴重注意の適切な実施と日々のアフターフォロー、④児童・職員への周知の徹底（立ち上げ集会、周年記念集会、安全委員会たより）の4点を挙げている。

日々の養育活動と連動した形で安全委員会の取り組みが行われていく必要があると共に、子ども・職員全体に情報発信を定期的に行い、理解を深めていけるような取り組みを継続的に行っていくことが必要であるといえよう。本園も日々の養育活動との連携を図ることはもちろん、定期的な聞き取り調査、安全委員会たよりの発行や職員への研修機会等を継続的に行っていく必要があることはいうまでもない。知的障がいや発達障がいを有する児童への支援の難しさは至るところで指摘されているところであるが、安全委員会方式において共有される内容は「叩かない、口で言う」「優しく言う」「相手が悪くても叩かない」という3つの約束である。人によって言うことが異ならないようにし、繰り返し児童に伝えていくことで反復学習がなされていくこととなる。人によって言い回しや内容が異なると知的障がい、発達障がいを有する児童を混乱させる結果になりやすいが、その状況を生み出しにくい仕組みになっているところも安全委員会方式の特徴である。暴力問題に対する注意対応の徹底と継続によって、時間はかかるかもしれないが、知的障がい、発達障がい児への約束の理解・定着を図れるものと考えられる。こういった日々の取り組みの継続・徹底が、本園の最も重要な課題といえる。

## 6. おわりに

今日、施設内における暴力問題は様々なところで取り上げられるようになってきており、報道されるような事件・事故も起こっている。そういった事件・事故はあくまでも氷山の一角に過ぎず、実際にはもっと多くの事件・事故が全国的に起こっていることは容易に想像できる場所である。

安全委員会方式はそういった問題に対してシステム形成型アプローチをしているもので

あり、導入した多数の施設で結果を出している手法として全国的に広がりを見せつつある。本園も安全委員会方式を導入してまだ間もない期間しか経っていないが、その効果については多分に実感できている。

安全委員会方式を導入し継続して実践していくことは、相当なエネルギーを必要とする。同時に安全委員会方式は学び続けながら実践していかなければならない方式でもある。今後は実践を蓄積しながら取り組み内容を充実していくとともに、安全委員会方式において重要とされる子どもの希望を引き出し応援する取り組みを実践できるようにしていきたい。

### 【引用・参考文献】

田嶋誠一『児童福祉施設における暴力問題の理解と対応』（金剛出版、2011）

田嶋誠一「児童福祉法改正と施設内虐待の行方」（『社会的養護ファミリーホーム Vol.5』福村出版、2014）

築山高彦、山田光治「児童養護施設における安全委員会方式の運営について―導入効果と効果的で安定した運営のために必要なこと―」（『地域協同研究第1号』岡崎女子・岡崎女子短期大学紀要、2015）

『全国児童福祉安全委員会第5回全国大会（北海道）報告書「安全委員会方式のさらなる展開』』（全国児童福祉施設安全委員会連絡協議会、2014）

『全国児童福祉安全委員会連絡協議会第6回全国大会（広島大会）報告書「暴力と性暴力への有効な対応』』（全国児童福祉施設安全委員会連絡協議会、2015）

『全国児童福祉安全委員会連絡協議会第7回全国大会（愛知大会）報告書「壁を越えて、さらなる発展へ』』（全国児童福祉施設安全委員会連絡協議会、2016）

研究ノート

## 障害者問題における「同じ」と「違う」の狭間

山本啓介

### 1. はじめに

2016/07/26 未明、その事件は起こった。神奈川県相模原市の知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」での障害者殺傷事件である。19人が殺害され、26人が重軽傷を負った、戦後最も犠牲者の多い事件である。オウム真理教による地下鉄サリン事件以来の大量殺人事件とも言われるが、地下鉄サリン事件は、無差別殺人だった。今回の事件とは、まるで様相が異なっている。附属池田小事件も、引き合いに出されるも、やはり小学校での無差別殺傷事件である。

植松容疑者が逮捕されてから、報道は過熱した。「津久井やまゆり園」の元職員だったのだ。そして、1番に取り上げられたのが、事件以前に、植松容疑者が施設職員に、障害者差別の考え(重度障害者の安楽死容認)を話した際に、「ヒトラーと同じだ」(ナチス・ドイツの考えと同じだ)と指摘されたということだった。そして、事件の特異性、植松容疑者の特異性が捲き上げられた。全てが特異という範疇で語られて良いものだろうか。全てを「特異」としてしまえば、問題の本質は見えてこないだろう。何が特異で、何が特異で無いのかを、考えてみたい。

### 2. 事件までの経緯

2011年

5～6月 植松容疑者が相模原市内の小学校で教育実習

2012年

12月 津久井やまゆり園で非常勤職員として働き始める。採用試験の書類に「学生時代に障害者支援ボランティアや特別支援学校での実習を経験しており、福祉業界への転職を考えた」と記す

2013年

4月 園の常勤職員に。直後の5月ごろには入所者の手にペンでいたずら書きをして厳しく注意され、「軽い気持ちでやった」と話す  
その後、同僚には「給料がもっと高くなるといい」などと漏らすように

2015年

1月 入れ墨が発覚し、勤務中は隠すよう指導される。自身のものとみられるツイッターで「会社にバレました。笑顔で乗りきろうと思います。25歳もがんばるぞ!!」とつぶやく。園側が神奈川県警津久井署に相談

## 障害者問題における「同じ」と「違う」の狭間

- 6月28日 JR八王子駅前で酒に酔って絡んできた男性とトラブルに。12月に友人とともに傷害容疑で書類送検
- 2016年
- 2月14日 大量殺人を予告するような衆院議長宛ての手紙を議長公邸に持参したが、受け取ってもらえず
- 15日 公邸を再訪、公邸職員に手紙を渡す。警視庁が津久井署に情報提供して注意喚起  
その後、植松容疑者は同僚に「重複障害者は生きていても意味がない」などと発言。園側が津久井署に相談
- 19日 園長らと面接。「ずっと車いすに縛られて暮らすことが幸せなのか。周りを不幸にする。最近急にそう思うようになった」と。ナチス・ドイツの考え方と同じだと指摘されても「自分は正しい」と譲らず、退職届を提出  
津久井署員にも「重度障害者の大量殺人は日本国の指示があればいつでも実行する」と話す  
署から通報を受けた相模原市が緊急措置入院を決定。植松容疑者は入院中、病院スタッフに「ヒトラーの思想が2週間前に降りてきた」と話す
- 22日 尿検査で大麻の薬物反応検出。医師2人が「大麻精神病」などと診断
- 3月2日 医師が症状は消えたと判断。相模原市は退院させるが、警察へは通報せず  
植松容疑者が市外の両親の家へ行くと申告したため、市のフォローの対象外に。園の職員は施設近くで容疑者の姿を目撃
- 4日 園から津久井署に植松容疑者が退院したと連絡が入る
- 4月 津久井署の指示で園が防犯カメラ16台を設置
- 5月30日 植松容疑者が退職手続きのため園を訪問
- 7月25日 相模原市のファストフード店で駐車を巡るトラブルを起こし、110番通報される
- 26日 事件発生、殺人未遂容疑などで逮捕。当日のツイッターに「世界が平和になりますように。beautiful Japan!!!!!!」と投稿

### 3. 事件報道の概要

植松容疑者が衆院議長に宛てた手紙には、次の様な文が有る。

「私は障害者総勢470名を抹殺することができます。常軌を逸する発言であることは重々理解しております。しかし、保護者の疲れきった表情、施設で働いている職員の生気の欠けた瞳、日本国と世界の為と思い、居ても立っても居られずに本日行動に移した次第であります。理由は世界経済の活性化、本格的な第三次世界大戦を未然に防ぐことができ

るかもしれないと考えたからです。

障害者は人間としてではなく、動物として生活を過しております。車イスに一生縛られている気の毒な利用者も多く存在し、保護者が絶縁状態にあることも珍しくありません。私の目標は重複障害者の方が家庭内での生活、及び社会的活動が極めて困難な場合、保護者の同意を得て安楽死できる世界です。重複障害者に対する命のあり方は未だに答えが見つかっていない所だと考えました。障害者は不幸を作ることしかできません。』

確かに、特異としか思えない。更に、産経新聞の取材に応じた手紙では、

「私は意思疎通がとれない人間を安楽死させるべきだと考えております。世界には“理性と良心”とを授けられていない人間がいます。最低限度の自立ができない人間を支援することは自然の法則に反する行為です。」

獄中手記には、以下の様に書かれている。

『障害者は生きてたらあかんのか。好きで障害者として生まれたわけじゃない。殺される為に生まれたわけじゃない』

この言葉は、脳性マヒの方がメディアに伝えられた飾りのない本心です。お気持ちは本当に、充分にお察しいたしますが、そこで私がお聞きしたいのは、今、誰の為に生きているのか教えて頂きたいです。非情に聞こえると思いますが、最低限度の自立(移動・食事・排泄)が出来ない人間を支援すれば、他の人間が死にます。」（以上傍線筆者）

植松容疑者の言動には、かなりの揺らぎが有る。「重複障害者の方が家庭内での生活、及び社会的活動が極めて困難な場合」、「意思疎通がとれない人間」、「最低限度の自立(移動・食事・排泄)が出来ない人間」と変化している。そして、「保護者の同意を得」ずに、安楽死ではなく、殺害したのである。

対象を、重度の障害者や、意思疎通の出来ない者、最低限の自立が出来ない者と、かなりあやふやに設定し、安楽死を持ち込んだ。そこに、「ヒトラーと同じだ」という言葉が付いて連想されたのが、「生きるに値しない生命」、「優生思想」、「ホロコースト」、「T4 作戦(安楽死計画)」だった。

更に、植松容疑者が措置入院中に、「ヒトラーの思想が降りて来た」と言って居たとの報道もあり、いよいよ植松容疑者は、ヒトラーの思想に毒されていたという論調になってきた。特に、被害者が障害者であったことから、「ヒトラーの思想」と、T4 作戦とが結び付けられていった様だ。

#### 4. 「ヒトラーと同じ」なのか

最も大きく取り上げられているのが、優生思想である。では、優生思想は、ヒトラーの思想なのか。ヒトラーは、反ユダヤ主義を、人種問題に繋げ、そこに優生思想を適用することによって、ホロコーストを生んだが、それぞれの問題は既に古くから有るものだ。列強による植民地支配にも、その根底に優生思想が有る。大東亜共栄圏の盟主を自認する日本も、全く同様である。

日本において目に付くものの1つに、「無癩県運動」が挙げられよう。1930年代から、らい病の根絶と言いつつ、強制収容によるらい病患者そのものの根絶を目指していた。優生思想そのものであり、T4作戦と同根である。戦後も、らい予防法に繋がる。ハンセン病が、完治出来、感染も完全に防げる様になってから尚、1996年まで。

もう1つの流れが、これと並行しつつ国民優生法(断種法、1940)から、優生保護法(1948)、母体保護法(1996)に続いている。

「不幸な子どもの生まれない運動」(1966～1972)は、兵庫県での優生保護法の下での政策で、羊水検査で、染色体異常を見付けようというものである。障害者は、生まれる価値の無い人間であると。全国的な広がりを見せたが、今では、運動という様なあからさまな動きは無くなっている。しかし、実質はこの運動が今も生きている様な状況である。

権力による強制断種から、現在では、当事者の判断にゆだねるということになってはいない。しかし、産むという判断を下した場合、その結果については、概ね自己責任ということにされてしまう。判断の余地は、非常に狭いと言えるだろう。

T4作戦は、精神病院がその現場となったことが多かった様だ。多くの精神科医が、加担している。命を救うべき医師が、組織的に多くの命を奪った。日本にも、似た例が有る。731部隊は、第二次世界大戦中の関東軍防疫給水部本部である。多くの大学や病院から、数多くの医師が参加し、細菌戦、細菌兵器の研究開発に関わった。その為の、人体実験、生体解剖等が行われている。対象者は、当地のスパイ(とされた者)等、誰それ構わずマルタ(丸太・・・人体実験の「材料」)に。これも、T4作戦に酷似している。従事した医師の多くは戦後、そのまま大学や、病院に復帰。製薬会社を起こした者も。その製薬会社は、薬害問題を起こしている。近年、ドイツの精神医学会は、T4作戦に関わったとして、世界に向けて謝罪しているのは、日本とは大きく違うところである。

ホロコーストに於いても、南京事件を思い起こせば、こちらにも同様のことがあったのは、はっきりしている。

#### 5. ヒトラーの影響か??・・・「ヒトラーと同じ」、「ヒトラーの思想が降りて来た」

植松容疑者は、本当にヒトラーと同じだったのか。植松容疑者には、ヒトラーの思想が降りてきたのか。

「ヒトラーの思想が降りて来た」というのは、植松容疑者が措置入院中のことで、「ヒト

ラーと同じ」と、施設職員から言われるまで、その様なことを考えたことも無かった様である。すなわち、植松容疑者自身が、ヒトラーや、先に触れた「優生思想」、「反ユダヤ主義」等を学んで居た訳でもないし、触れて居た訳でもない。施設職員に言われて、知ったというのが本当だろう。

植松容疑者は、警察の取り調べに対して「ヒトラーに似ていることは、施設側に言われて気付いた」「施設側にそう言われたので、措置入院中に言ってみただけ」と供述している。しかし、その後の報道でも、「(容疑者の言う) ヒトラーの思想とは、T4 作戦のことだろう」等という報道が盛んになされている。

T4 作戦については、NHK で、2015 年 8 月に放送された「シリーズ戦後 70 周年 障害者と戦争 ナチスから迫害された障害者たち」で紹介されて、かなり知る人も多くなっていたと思われる。それまでは、かなり専門的な分野であり、一般には、ホロコースト関連の書籍に、その前駆的段階の 1 つとして紹介されて居る程度であった。

すなわち、ヒトラーと同じというのは、植松容疑者がヒトラーの影響を受けたのではなく、その時に施設職員に話した内容が、施設職員にそう映ったというだけのことである。それとて、施設職員が植松容疑者を諭そうとしての言動であったはずだ。そして、ヒトラーの思想云々は、植松容疑者の思い付きの様なものである。それが、報道の過熱によって、植松容疑者はヒトラーと同じ思想を持つ異常者ということになってしまったのだ。

## 6. 「ヒトラーと同じ」…「私(達)とは違う」

世間一般の受け止めは、異常な事件であり、異常な植松容疑者の犯行であるというものだ。そこへ、ヒトラーが登場した。「ヒトラーと同じ」という言葉は、マスコミに載って独り歩きを始める。そして、様々な報道が、優生思想を大きく取り上げる。

このことは、実は、異常な植松容疑者は、異常なヒトラーと同じであり、正常な私(達)とは全く異なっている、と言いたかったのではなからうか。すなわち、ここでの「同じ」は、「違う」ことの証明としての文脈に使用されているのである。まるで、免罪符の如くに。

## 7. 植松容疑者は、今この時の日本に生まれた

無癩県運動の時に、町から、村から、「乞食」が一掃された。当時、らい患者は、乞食と呼ばれていた。障害者も、同様に乞食と呼ばれていた。江戸時代の彼等は、施しを受けながら、村の中に生きていた。文明開化の掛け声の中で、文明国としての日本に相応しくない存在として、追われることになったのだ。そして、らい予防法に繋がり、更には、優生保護法を経て、母性保護法にも、同様の思想が生きている。断種法は、国家の判断によるものだったが、現在では、当事者の判断によることになっている。現在、羊水検査に於いて遺伝子異常が見つかったら、その 90% 程度は中絶に至っているという。優生思想は、ヒトラーのものでは無く、戦前のものでも無い。今この日本に、脈々と繋がって居るのである。

筆者が初めて障害児学級を担当した時、全く面識のない老人が職員室に訪ねてきた。そして、筆者の担任している子どもの家柄について語った。「あの家は、昔・・・だったから、ああいう子どもが生まれた」と。まだ、自閉症が「テレビに子守をさせたからだ」とか、「親の愛情不足だ」等と言われていた時代である。そこに、「先祖の行い」までがとやかく言われていたのである。それから約20年経って、その時に担任していた子どもの母に、昔話としてこのことを語った。すると、「今、そんなご先祖様がどうのということは無いですけれど、障害児が居ると、宗教団体の勧誘みたいなのが良く来る」とのことだった。数年前にも、「親戚に障害の子が居るから、うちの子まで、馬鹿にされる」との言葉を聴いている。

優生思想が蔓延中、法制度上はそれが解消されたことにはなっているが、障害者に対する根強い差別・偏見は、残って居る。「T4 作戦のおぞましい思想が、70年以上の時空を超えてよみがえったようだ」と、ある障害者団体代表の声を報じる新聞も有った。しかし、時空を超えて蘇った訳ではない。それはずっと続いていたのだ。

結局、植松容疑者は今この時の日本に生まれ育ち、日本の社会の影響を受けた。それは、私（達）も同様である。すなわち、植松容疑者は、ヒトラーと同じなのではなく、私（達）と同じなのである。私（達）は、既に免罪符を失っている。

## 8. 「同じ」と「違う」の構造

この事件には、この他にも、「同じ」と「違う」のせめぎ合いが観られる。

1つは、「植松容疑者は精神障害者であり、私（達）とは違う」というものである。植松容疑者は、大麻の常習者であり、元々犯罪者であるという、これも免罪符的な発想である。

措置入院をさせられていたのだから、隔離されるべき危険人物で、私（達）とは、住む世界が違うのだと。入院させなければ自傷他害のおそれのある精神障害者に対して、精神保健指定医2名の診断の結果が一致した場合に都道府県知事が措置することが出来る様になっている。植松容疑者も、短期間措置入院していたが、解除され、間もなく犯行に及んだ。その為、措置入院の解除の判断が正しかったのかが、問題にもされた。そして、措置入院制度の見直しがなされることとなった。

しかし、措置入院というのは、犯罪防止のためのものではない。さもなくば、戦前の治安維持法の下での予防拘禁と同じ、非常に危険なものになってしまう。そもそも、措置入院そのものに、犯罪を予防することを望むのは、間違いである。うっかりすれば、精神障害者は全て犯罪予備軍扱いになりかねない。精神障害者は、犯罪を犯す可能性が高いというのは、差別に他ならない。

これまでの重大な事件で、責任能力が争点になったものでも、責任能力が認められているものが多い。責任能力という点に於いて、障害は認められなかったということである。今回の事件においても、検察は責任能力についての調査を5カ月にも渡って、慎重に行った結果として起訴に至った。この点に於いて、植松容疑者は精神障害者では無く、私（達）

との違いは認められないのである。

2つには、「被害者は重度の障害者であり、私（達）とは違う」というものである。

事件は、大規模の知的障害者の入所施設で起こった。定員150人で、敷地面積は約3万890平方メートル。居住棟の他、作業棟や厨房棟、体育館など多くの建物と、グラウンド、屋外プールがある。（HPには、現在、仮移転中とある。）地図で見ると、長方形を斜めにカットした形で、長辺240m、短辺105m程度だ。筆者が以前勤めていた、600人規模の小学校が、縦横それぞれ100mだった。この2倍程度ということになる。その規模の大きさが伺える。津久井市役所から、直線距離で6km。人里離れた山間の地だ。住む所からして、違ふと。隔離施設でも、収容施設でも無い。しかし、ハンセン病療養所を思い起こさせる様子がある。ハンセン病療養所も、今では隔離施設でも無ければ、収容施設でも無い。しかし、過去に於いては、隔離施設であり、今にしてなお社会復帰も困難な状況にされてしまった。

津久井やまゆり園は、建て替えが決定しているが、これを機に、地域移行すべきだとの意見も多く出されているという。ただ、元の利用者の殆どは、大規模施設のままの建て替えを望んでいるという。長年生活してきた施設であり、その中での人間関係も築かれている。このことに関しては、障害者施策を振りかざしてどうこういうものでも無かろう。

ただ、市民が障害者を目にすることが無い状況は、私（達）とは違ふという思いを生み出している。その状況は、私（達）が造り出しているものでもある。今後、地域移行は、進められなければならない。

又、視点を替えれば、私（達）も、高齢となった時に、障害を持ったり、施設入所が必要になったりすることは、十分に有り得ることだ。事故や、薬害、公害とも無縁では無い。そういった意味でも、私（達）との違いは無いのだ。

3つには、「植松容疑者も、被害者も、障害者ということで、同じだ」というものである。

事件の当事者全てを異化する思考である。先に触れた、「ヒトラーと同じ」という発想である。そもそも、私（達）と違ふ世界で起こった事象であり、私（達）とは関係が無いと。

それぞれが、それぞれの立場から、都合の良い「同じ」や「違ふ」を使い分けている様に思われてならない。

## 9. 障害者の切り分け

事件から少し目を離して、周りを見てみよう。

労働者は、正規と、非正規に分断された。違ふ者になった。この違いは、強者と弱者の違いでもある。強者は弱者に対して、弱者はより弱い者に対して、差別的な言動や、思考や、態度や、その他諸々の目を向ける。

労働者の分断だけではない。富裕層と貧困層。格差は、世代を引き継がれ拡大する様になった。貧困は次の世代に伝播する。一方、無癩県運動では、街中から乞食が姿を消した。らい患者が、居なくなったが、現在では、以前都市公園等で多く見かけた段ボールハウス

の住人が姿を消した。小屋掛け禁止の立て札や、バリケードや、ロープばかりが目立っている。公園の木陰を追われた人達は、更に貧困ビジネスの餌食になっているのかも知れない。こういった違いは、何によって生み出されたものか。

そして今、意図的とさえも思われる違いが生み出されようとしている。

ある地方自治体の首長は、障害児の運動会の挨拶の中で、保護者向けに「税金の払える障害者になって下さい」と言った。「税金の払える障害者」というのは、一種の流行り言葉でもあり、何気なく使われたものかも知れない。確かに、税金が払えるだけの収入が得られれば、それはそれで、良いことだ。しかし、税金の払えない障害者は多くいる。

一般就労している障害者、障害者枠で一般就労している障害者は、それなりの収入を得て、税金が払える可能性が高い。それ以外の障害者は、税金を払うこととは殆ど無縁だ。

「税金の払える障害者になって下さい」と言われると、税金の払える障害者は良い障害者で、税金の払えない障害者は悪い障害者だと言われている様な気がする。穿った見方をすれば、税金の払えない障害者は、税金泥棒だと言うのと同じだといえるのではないか。これは、先の相模原事件の植松容疑者の言う所であり、事件後に net 上で沢山見られた声でもある。筆者は、その首長に言いたい。全ての障害者が、税金が払える様になる施策をと。

これとほぼ同時に現れたのが、「A 型」である。正しくは、就労継続支援 A 型事業所と言われる。以前は、共同作業所とか、授産施設とか言われていたものが、徐々に法的にも整備されてきて、ここに至った。無認可で手作りの施設が多く作られる様になって、40 年を経る。さて、A 型があれば、同様に就労継続支援 B 型事業所もある。A 型は、これまでの様々な施設の中でも、画期を成すものである。すなわち、最低賃金が保障されるのである。施設への公的な補助金も、他の施設より手厚い。筆者の良く知る施設長によれば、「雨後の筍の如く現れたが、早くに消えて行ったものも多い」とのことである。

A 型と B 型で、好きな方を選べといわれたら、誰もが A 型を選ぶだろう。しかし、現実世界では、好きな方を選ぶ様にはなっていない。就労支援に至る前の支援を受けている障害者も多い。ここでも、A 型に行ける障害者は良い障害者で、そうでない障害者は悪い障害者だと言われている様な気がする。

極め付けは、特別支援学校高等部の取り組みだ。地域の特別支援学級からの進学者も多い。其処には、A コースと、B コースがある。A コースとは、一般就労と、先程の A 型を目指すコースで、B コースは、それ以外のコースである。ここでも、好きなコースが選べる訳では無い。例えば、A コースの条件として、自主通学が挙げられる。スクールバスの通っている近くからでも、自主通学をする。自主通学には、大切な意味がある。しかし、ここでは、コース分けの条件にされている。

ここに挙げた 3 つの例「税金」、「A 型」、「A コース」に見られる区分けの違いは、全て能力によるものだ。能力によって、違いを持たされる。その能力も、どうやら生産性という能力の様だ。

## 10. まとめ

相模原障害者殺傷事件の後、県内のある特別支援学校に、教育委員会から電話で「防犯カメラは設置されているか」との問い合わせがあったということだ。恐らく、他の特別支援学校も同様だったと思われる。他県でも、防犯カメラの設置に、多くの予算をつけた所がある。

不審者の侵入を防ぐというのは、1つの方法ではあろう。しかし、対症療法でしか無い。この事件の根底には、健常者と障害者は、違っているという根強い感覚がある。配慮されるべき違いは、多くある。しかし、全てが違っている訳ではない。むしろ、より多くは同じなのだ。更に、小さな違いを基に、殊更生活の場を分離してきた歴史がある。施設に於いても、学校に於いても。防犯カメラの設置だけを進めるのは、健常者と障害者の溝を、より深めるものである。

人間発達に於いて、或いは進化に於いて、違いを見付けるといふ能力は、生きるために必要なものとして具わってきた。

私が狩りに出かけて、別の人物と出くわした時、それが自分の部族の人間と違うということが判らなければ、殺されるかも知れない。8ヶ月の私が、今私を抱っこしている人が、何時もの人と違うことを認識出来なければ、泣くことも無いままに誘拐されてしまうかも知れない。現在の文化や文明の中では、これらの違いを知る必要は、さほど強いものではなからう。しかし、小さな違いを、必要以上に大きな違いとして捉えてしまうことも有る。

障害者にとって、意味の有る違いは、必要を生む。認めなければならない違いである。一方で、必要が満たされていれば、願いは同じである。

違いを認めようとする動きは、かなり広がってきている。しかし、その違いとは、実際にはそれほど大きなものでなく、むしろ同じことの方が多いのだということを知るべきであらう。

## 参考文献

- 『相模原障害者殺傷事件 - 優生思想とヘイトクライム』立岩真也、杉田俊 2016/12/22 青土社  
『妄信 相模原障害者殺傷事件』朝日新聞取材班 2016/06/20 朝日新聞出版  
『精神医療 86号: 相模原事件が私たちに問うもの』太田順一郎、中島直 2017/04/10 批評社  
『創(つくる) 2017年11月号』創出版(編集) 2017/10/07  
『現代思想 2016年10月号』最首 悟, 上野 千鶴子, 他 2016/09/26  
『文学界 2016年10月号』文藝春秋 2016/09/07  
『相模原事件とヘイトクライム』保坂展人 2016/11/2 岩波ブックレット  
『ヒトラーとナチ・ドイツ』石田勇治 2015/06/20 講談社現代新書  
『ホロコースト』芝健介 2008/04/25 中公新書  
『七三一部隊 生物兵器犯罪の真実』常石敬一 1995/07/20 講談社現代新書

『新版 悪魔の飽食 日本細菌戦部隊の恐怖の実像!』森村 誠一 2012/06/25 角川文庫

『新版 続・悪魔の飽食 第七三一部隊の戦慄の全貌!』森村 誠一 2013/02/25 角川文庫

『悪魔の飽食 第三部』森村 誠一 2013/2/25 角川文庫

以下産経新聞アーカイブより

【野口裕之の軍事情勢】相模原市 19 人刺殺事件はナチスの T 4 作戦だったのか? 容疑者が感化されたヒトラーの歪んだ思想を紐解く 1~7. (2016/08/08)

以下朝日新聞記事データベースより

『大麻 影響見極め 相模原殺傷事件、異常さ増した言動』(2016/07/29)

『障害者殺傷事件、「2月に思いつく」容疑者供述 (2016/08/02)』

『総力特集、相模原・障害者施設 19 人殺害事件 “ヘイト殺人鬼” 植松聖容疑者の虐殺願望』(2016/08/12)

『(月刊安心新聞) 相模原事件から考える「同じ船」の意識あるか 神里達博』(2016/08/19)

『(相模原事件が投げかけるもの:上) 優生思想、連鎖する怖さ』(2016/08/25)

『(相模原事件が投げかけるもの:下) 「優生」消えても、残る偏見』(2016/08/26)

『(妄信 相模原殺傷事件 :7) 退院後「レベル MAX」に / 神奈川県』(2016/09/15)

『(分断世界) 孤立の末に、弱者排斥 相模原とノルウェーの事件、根底に「挫折』』(2016/12/25)

『(政治断簡) 多数派のエゴ、その先は 編集委員・松下秀雄』(2017/02/26)

以下毎日新聞アーカイブより

『Listening <相模原殺傷>事件発生から 1 週間 弱者どう守る』(2016/08/02)

『Listening <論プラス>相模原・障害者施設殺傷 見逃されたサイン』(2016/09/21)

『相模原殺傷事件 障害者の「実名・匿名』』(2016/08/10)

# 平成 29 年度高田短期大学介護福祉研究センター事業報告

## 1. センター会議

前期センター会議：平成 29 年 6 月 25 日（日） 於）介護福祉研究センター

- ・平成 28 年度事業報告
- ・平成 29 年度事業計画
- ・辞令交付

後期センター会議：平成 29 年 12 月 16 日（土） 於）介護福祉研究センター

- ・平成 29 年度事業経過報告について
- ・平成 30 年度事業計画案について
- ・平成 30 年度予算案について

## 2. 研究活動

第 16 回定例研究会：8 月 29 日（火） 於）介護福祉研究センター

テーマ：「児童養護施設聖マッテヤ子供の家における「安全委員会」への取り組み」

発表者：黒宮英二研究員、佐藤信太郎、参加者 11 名

内 容：聖マッテヤ子供の家施設長の黒宮研究員より最初に、日本の社会的養護の現状と児童養護施設の役割について説明を受けました。その後、施設における様々な暴力問題を解決・改善するために提案されている「安全委員会」方式について説明を受け、施設で導入することになったきっかけとその経緯についての話を伺いました。

第 17 回定例研究会：9 月 21 日（木） 於）介護福祉研究センター

テーマ：「自閉症支援の法的規定—いわゆる自閉症施設から自閉症支援へ」

発表者：植木是研究員、参加者 8 名

内 容：植木是研究員より、「自閉症支援の法的規定—いわゆる自閉症施設から自閉症支援へ」というテーマで、先行研究のレビューと自閉症者支援の実践の歴史を振り返りながら、自閉症者が歴史的にどのように位置づけられてきたのか、自閉症施設がどのように扱われてきたのか、自閉症者に対する支援がどのように発展してきたのかについて話を伺いました。

第 18 回定例研究会：10 月 18 日（水） 於）本学介護福祉研究センター

テーマ：「母子生活支援施設入所世帯の所得変動に関する一考察—入所後 3 年間の所得に注目して」

発表者：武藤敦士研究員、参加者 12 名

内 容：武藤敦士研究員より、「母子生活支援施設入所世帯の所得変動に関する一考察—入所後 3 年間の所得に注目して—」というテーマで発表が行われました。2002 年改革と言われる国の施策から動き出した母子世帯の現状、施設や行政の動向、さらには施設入所世帯の現状について話を伺いました。この研究結果は介護福祉研究センター紀要「介護・福祉研究」第 4 号に掲載される予定です。

第 19 回定例研究会：11 月 22 日（水） 於）本学介護福祉研究センター

テーマ：「障害者問題に於ける「違う」と「同じ」の狭間  
—相模原障害者殺傷事件からの考察—

発表者：山本啓介研究員、参加者 12 名

内 容：山本啓介研究員より、「障害者問題に於ける「違う」と「同じ」の狭間—相模原障害者殺傷事件からの考察—」というテーマで報告いただきました。相模原障害者殺傷事件の犯人が「違わない」ことを「違う」ととらえた背景に何があったのか、犯人が発信したメッセージを手がかりに、なぜそのような思考（思想）に至ったのかを様々な「違う」と「同じ」に関する事例を通して説明していただきました。

第 20 回定例研究会：12 月 13 日（水） 於）本学介護福祉研究センター

テーマ：在宅における医療的ケアの看護職、介護職の連携・協働の現状と課題

発表者：福田洋子研究員、東律子研究員、参加者 9 名

内 容：東研究員、福田研究員より在宅における医療的ケアの看護職、介護職の連携・協働の現状と課題というテーマで発表が行われました。訪問看護、訪問介護事業所でのアンケート調査から明らかになった医療的ケアの現状と看護と介護の連携の課題等について話を伺いました。

第 21 回定例研究会：1 月 17 日（水） 於）本学介護福祉研究センター

テーマ：音楽療法セッションにおける期待できる効果について

発表者：長谷川恭子研究員、参加者 8 名

内 容：長谷川恭子研究員から、「音楽療法セッションにおける期待できる効果について」というテーマで、音楽療法士として実際に取り組んでいる活動を通じた実践報告がありました。高齢者を対象にトーンチャイムや指揮棒を取り入れた活動や社会貢献につながる活動を通して、立位の保持など身体機能の維持・改善が図られることや、自発的な行動の促しなど意欲の引き出しによって豊かな生活を実現していく実践例が報告されました。また、社会貢献を目的とした活動では、社会との接点を持ち他者から認められることを通して自己肯定感を高めていく効果についても報告がありました。さらに、集団活動に参加することによる効果だけでなく、心身の状態によって参加できない利用者の居室を訪問して、個別に行う音楽療法についても併せて話を伺いました。

第 22 回定例研究会：2 月 21 日（水） 於）本学介護福祉研究センター

テーマ：障害者差別解消法・その後 ～合理的配慮の実態～

発表者：蒔田勝義研究員、参加者 13 名

内 容：蒔田勝義研究員から「障害者差別解消法・その後 ～合理的配慮の実態～」というテーマで、聴覚障害者の事例を中心に、障害者に対する差別の現状と課題について報告いただきました。報道された学校、職場、病院など様々な生活場面で起きた差別事例の問題点を解説していただくとともに、身近な県内各地の事例を紹介いただきました。参加者は質疑応答を通して合理的配慮について考えるとともに、当事者が自ら合理的配慮を求めることができるようにエンパワメントしていくことが支援者に求められていることを学ぶ機会

になりました。

### 3. 実施事業

#### (1)高校生等を対象とした介護福祉啓発活動

介護体験バスツアー：8月8日（火）10：00～15：00

於）特別養護老人ホーム安濃聖母の家、特別養護老人ホーム報徳園

参加者：7名（高校生3名、留学生4名）、ボランティア学生2名、研究員3名

#### (2)介護福祉セミナー

6月25日（日）13：00～16：20 於）本学介護実習室

第1部「福祉用具の選び方、使い方」

講 師：中川千代研究員

第2部「電動リフターの使用方法」

講 師：阿部良隆氏：モリトー営業部中部営業所主任

参加者：各講座20人 於）本学介護実習室

12月16日（土）13：00～16：20

第1部「音楽療法を体感～音楽と運動とおしゃべりタイム♪～」

講 師：長谷川恭子研究員

第2部「福祉施設における虐待の現状」

講 師：徳山貴英研究員

参加者：各講座30人

#### (3)地域の高齢者との交流事業

##### ①白子公民館との交流サロン（於：白子公民館）

###### 第1回 6月3日（土）

高齢者18名、学生15名、研究員1名

内 容：「明日があるさ」に合わせた簡単な体操、あいこジャンケン、「いつでも夢を」の合唱（3分45秒）、3班に分かれ班ごとに「いつでも夢を」の歌に合わせた楽しい体操を考える、投票による評価

###### 第2回 7月1日（土）

高齢者18名、学生10名、研究員2名

内 容：「ふじの山」「三百六十五歩のマーチ」に合わせた軽い体操、4班にわかれて、競い合う⇒紙風船たたき（名前を呼びバトン）、スポンジタワー、お金持ちゲーム

###### 第3回 8月5日（土）

高齢者18名、学生10名、研究員1名

内 容：「いつでも夢を」に合わせた軽い体操、5班にわかれて⇒クロスワードパズル（2種）、解答を模造紙に書き写す（留学生）、班ごとに記念写真（ひまわり、クルーズ、富士山、エベレスト、仲よしの5班）

第4回 10月7日(土)

高齢者10名、学生5名、研究員2名

内容：加藤春子さんによる講演(戦争体験)、切り絵作品づくり(ラミネーターを使って)

第5回 11月4日(土)

高齢者10名、学生12名、研究員1名

内容：「いつでも夢を」に合わせた軽い体操、チーム対抗人間すごろく(5チームに分れる)終了後、白子公民館成人講座受講生の山尾教雄さんの所有の畑でサツマイモを掘りにいく(伊勢新聞2017.11.5に掲載)

第6回 2018年1月6日(土)

高齢者9名、学生12名、研究員2名

内容：「いつでも夢を」に合わせた軽い体操、折り鶴(航空機の柄)、ハネ馬づくり、ハネ馬を使った競争ゲーム、2年生より「交流サロン」の学びについて発表  
公民館より2年生に感謝状と記念品の贈呈

第7回 2018年2月3日(土)

高齢者5名、茶道教室の方々6名、学生7名、研究員1名

内容：茶道教室の方々の協力にて「お茶会体験」  
ネパールの踊りの披露、1年生に公民館より感謝状贈呈  
中日新聞「鈴亀ホームニュース」に掲載(2018.2.24)

②白子公民館との交流(於：高田短期大学)

- ・11月28日(火)11:00～14:00
- ・2限目(1年生)及び3限目(2年生)の授業の中での交流
- ・公民館利用者8名、学生37名

③講演会

- ・10月6日(金)10:00～於：一身田桜町公民館
- ・講師：中川千代研究員
- ・テーマ「認知症予防」、参加者：28名

(4)社会福祉施設との交流事業(於：高田光寿園)

11月14日(火)3限目の授業を高田光寿園の高齢者と交流し学びあう。学生は2グループに分かれ、歌やクイズ等のレクリエーション活動を提供しました。

(5)三重県文化会館(三重県文化振興事業団)との共同研究

- ・6月30日(金)3限目、5限目
- ・「介護に寄り添う演技体験講座」
- ・講師：菅原直樹氏(俳優、介護福祉士、四国学院大学非常勤講師)
- ・参加者：介護福祉コース2年生15名

# 高田短期大学介護福祉研究センター規程

(平成 26 年 4 月 1 日 施行)

## (設置)

第 1 条 高田短期大学に介護福祉研究センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第 2 条 センターは、介護福祉、高齢者問題、障害者問題等（以下「介護福祉等」という。）に関する研究を行うとともに、地域社会への貢献、連携をめざし、地域福祉に寄与することを目的とする。

## (事業)

第 3 条 センターは、次の各号に関する事業を実施する。

- (1) 介護福祉等の研究活動に関すること
- (2) 地域福祉分野での社会への貢献と連携に関すること
- (3) 本学卒業生及び介護福祉に携わる人の研修、交流活動等に関すること
- (4) 研究紀要、情報誌等の発行に関すること
- (5) その他、運営委員会で必要と認められた事項

## (構成員)

第 4 条 センターに次の職を置く。

- (1) センター長 1 名
- (2) 主任研究員 1 名
- (3) 研究員
- (4) 運営委員 若干名
- (5) センター事務員 1 名

## (センター長)

第 5 条 センター長は、センターを代表し、第 3 条に定める事業遂行とセンターの業務を統括する。

- 2 センター長は、高田短期大学の専任教員とし、学長の推薦に基づいて学苑長が任命する。
- 3 センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (主任研究員)

第 6 条 主任研究員は、センター研究活動の主宰や第 3 条に定める事業を遂行するための業務に従事するほか、センター長の補佐を行う。

- 2 主任研究員は、高田短期大学の専任教員とし、学長が任命する。
- 3 主任研究員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (研究員)

第7条 研究員は、高田短期大学の教職員及び、第2条の目的に賛同する本学教職員以外の者で運営委員会の推薦に基づいて学長が委嘱する。

2 研究員は、第3条の事業への従事のほか、介護福祉等の課題に関して、自己及び他の研究員と共同で研究を行うことができる。

3 研究員の研究期間は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (運営委員)

第8条 運営委員は、第3条に定める事業を遂行するための業務に従事する。

2 運営委員は、研究員から選任し、学長が任命する。

#### (センター事務員)

第9条 センター事務員は、センターの事業、業務全般に関する事務を行う。

#### (運営委員会)

第10条 センターに運営委員会を置き、次の各号について審議、決定する。

(1) センターの事業計画に関する事項

(2) センターの予算及び決算に関する事項

(3) センターの研究員の推薦に関する事項

(4) その他、センターの管理運営に関する重要な事項

2 運営委員会は、センター長、主任研究員、運営委員で組織する。

3 審議内容により、必要に応じて運営委員以外の研究員を加えることができる。

#### (センター会議)

第11条 センターに、センター会議を置き、第3条に定めるセンターの行う事業に関する事項を審議する。

2 センター会議は、センター構成員で構成する。

3 センター会議は、年に2回（前期・後期）行い、前期は、前年度事業報告と新年度事業計画報告、後期は次年度事業計画の審議を主に行う。

#### (倫理規程)

第12条 センターの円滑な利用を促進し、本学の教育・研究の充実を図ることを目的として、センターにおいて別途定められた倫理規程を遵守するものとする。

#### (雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は学長が別に定める。

2 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

# 高田短期大学介護福祉研究センター倫理規程

高田短期大学介護福祉研究センターは、介護福祉、障害者福祉、地域福祉等に関する研究を行うとともに、地域社会への貢献、連携をめざし、福祉の発展に寄与するものである。従って、当センターの研究・教育に携わる者（以下「研究員」という。）は自らの活動の社会的責任を常に自覚し、以下に定める規定を遵守する義務を負う。

## 1. 責 任

- (1) 研究員は、いかなる場合にも、高田短期大学の名誉を傷つける行動をしてはならない。
- (2) 研究員は、自らの専門的研究活動の及ぼす結果に責任を持たなければならない。
- (3) 研究員は、個人的・組織的営利や政治目的のために研究活動を行ってはならない。
- (4) 研究員は、協力者や参加者に危害や不利益を与えるような研究や行動は行ってはならない。

## 2. 守秘義務

- (1) 研究員は、当センターで職務上知り得た情報を不必要に外部に漏らしてはならない。
- (2) 研究員は、協力者や参加者に関する知り得た秘密を保護する責任を持たなければならない。

## 3. 研 究

- (1) 研究を実施するときは、事前に研究内容をセンター長及び運営委員会に十分な説明を行い、センター長の了解を得た上で行うものとする。
- (2) 研究への協力は、いつどの段階でも中止できる。その際、協力中止の理由を言う必要はない。
- (3) 研究の成果を公開する場合には、どのような研究目的であっても、原則として、その研究の協力者や対象者の同意を得ておかななければならない。

## 4. 他機関との関係

他機関との協力においては、相手を尊重し相互の連携に配慮するとともに、協力機関の業務遂行に支障を及ぼさないように心掛けなければならない。

## 附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

# 「高田短期大学 介護・福祉研究」投稿規程

## 第1条 総 則

- 1 高田短期大学介護福祉研究センター紀要「高田短期大学介護・福祉研究」（以下『本誌』）は、介護福祉、障害者福祉、地域福祉等に関する創造的な研究・調査活動を促進し、その成果を広く学内外に問うことを目的とする。
- 2 『本誌』は、本介護福祉研究センター内の編集委員会がその責任において編集し、毎年3月に発行するものとする。

## 第2条 募集要項

- 1 執筆者は原則として、本介護福祉研究センターの研究員とする。
- 2 執筆希望者は、毎年6月中に希望書を編集委員会に提出する。
- 3 執筆希望書には、氏名、原稿種別、表題および論旨（400字程度）を明記する。
- 4 編集委員会は毎年7月に執筆者を決定し、原稿を依頼する。
- 5 執筆者は、毎年度1月中の指定日までに完成原稿を編集委員会に提出する。

## 第3条 執筆要項

- 1 原稿は未発表のもので、本誌掲載に適当な内容のものとする。
- 2 原稿の種別は、研究論文、調査報告、実践報告、授業実践報告、資料・文献などの紹介とし、次のとおりとする。
  - (1) 研究論文とは新しい知見、価値ある事実あるいは結論を含むものをいう。
  - (2) 調査報告とは新しいデータを含む調査成果の報告をいう。
  - (3) 実践報告とは介護や地域福祉等に関する実践的な報告をいう。
  - (4) 授業実践報告とは介護福祉教育等の授業に関する実践的な報告をいう。
  - (5) 資料・文献の紹介とは諸分野の資料や文献を紹介するものをいう。
- 3 執筆者は原稿に前項の種別を明記するものとする。ただし、編集委員会は種別の変更を要求することができる。
- 4 原稿は、原則として横書き40字×35行で1段組とする。  
原稿の分量は、仕上がり10ページ程度（字数14,000字以内）とする。
- 5 別刷りは、1編につき20部とし、それ以上は執筆者の実費負担とする。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 執筆者紹介（執筆順）

- 千 草 篤 磨 介護福祉研究センター長  
子ども学科長、キャリア育成学科介護福祉コース長
- 福 田 洋 子 介護福祉研究センター研究員  
キャリア育成学科介護福祉コース准教授
- 武 藤 敦 士 介護福祉研究センター研究員  
子ども学科助教
- 藤 重 育 子 介護福祉研究センター研究員  
園田学園女子大学人間教育学部助教、本学非常勤講師
- 長谷川 恭 子 介護福祉研究センター研究員、音楽療法士  
(株)豊田マネージメント研究所
- 中 川 千 代 介護福祉研究センター研究員  
キャリア育成学科介護福祉コース特任講師
- 佐 藤 信太郎 介護福祉研究センター研究員、臨床発達心理士  
聖マッテヤ子供の家
- 山 本 啓 介 介護福祉研究センター研究員  
全国障害者問題研究会三重支部

## 編集後記

高田短期大学介護福祉研究センターでは、本年度は昨年度の事業を踏襲しつつ新たな事業を展開することができました。新たな事業である三重県文化会館（三重県文化振興事業団）との共同研究においては、「介護に寄り添う演技体験講座」を本学で開催し「演技」を通して学生が認知症を学ぶ実りある研修を展開することができました。また、津市の桜町公民館においては、地域住民を対象とした講座を開催し介護福祉の啓発事業を展開するなど着実に活動の歩みを進めることができました。

さて、本研究センターの研究紀要「高田短期大学 介護・福祉研究」も第4号を発刊するに至りました。第4号は研究論文5本、実践報告2本、研究ノート1本の合計8本で構成され、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉等の多岐にわたる専門領域の研究となり、充実したものとなりました。

地域の方々、本学及び関係者の皆様のご協力に感謝するとともに、改めて御礼申し上げます。

高田短期大学介護福祉研究センター  
主任研究員 徳山 貴英

---

編集委員 千草 篤磨・徳山 貴英

---

### 高田短期大学 介護・福祉研究 第4号 平成30年3月31日

発行所 高田短期大学介護福祉研究センター  
三重県津市一身田豊野195  
TEL (059) 232 - 2310  
FAX (059) 232 - 6317

印刷所 株式会社オリエンタル  
三重県津市河芸町上野2100  
TEL (059) 245 - 3111  
FAX (059) 245 - 1177

